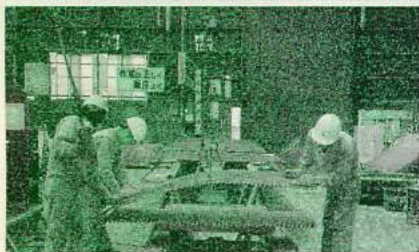
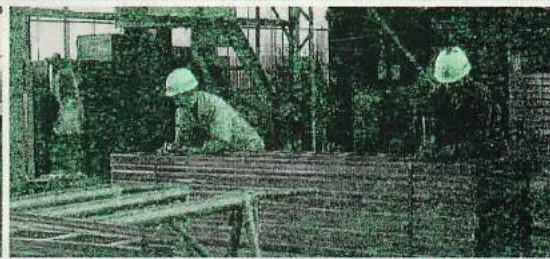
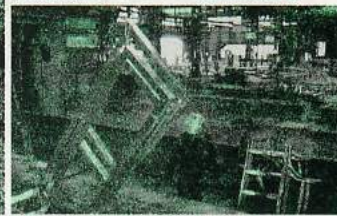
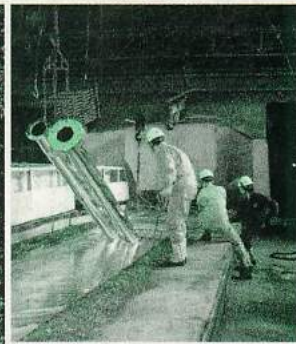


自主・自立・自力
連帯・団結
誇りをもつて
我が職場を守る



1958-2003

和議終結・組合結成45周年記念誌

JAM大阪亜鉛労働組合



1958-2003

和議終結・組合結成45周年記念誌



<表紙の写真>

上 段 営業窓口受付
2 段目 左・中 素材組込作業 右 洗浄作業
3 段目 釜前作業
4 段目 仕上げ作業
5 段目 仕上げ作業

自主・自立・自力
連帯・団結
誇りをもって
我が職場を守る

1958－2003

和議終結・組合結成45周年記念誌

JAM大阪亜鉛労働組合

目次

| | | | | |
|---------------------|--|---|-------|--|
| □ 発刊の辞 | 和議終結・四五周年記念行事実行委員長 山岡 金衛 | | 6 | |
| □ 組合を代表して | 執行委員長 濱野 隆規 | | 8 | |
| □ 仲間、関係先からのメッセージ | 和議終結に当たつての挨拶 希望がもてる明日につなげて 苦勞の極限を舐めながら心は誇り高く 連帯と前進 改革と創造の二一世紀労働運動のために共にガンバロー | | 11 | |
| | 更にアソシエーティブに 力合わせて頑張つて | | | |
| | ロスタイムも あきらめず したたかに 和議履行完了に寄せて 和議条件履行完了に接して 今後の益々の発展に期待する 株券引渡請求事件について 社員の苦勞に報い 社会に貢献し更なる安定した会社に | 連合大阪中小労働運動センター所長 要 宏輝 和議申立代理人 児玉 憲夫(弁護士) 和議申立代理人 金 喜朝(弁護士) 和議整理委員 今泉 純一(弁護士) 和議管財人 木村 眞敏(弁護士) 弁護士 山内 憲之(上坂合同法律事務所) | | |
| | ゆるぎない基盤の確立を目指して 全員で精一杯頑張ろう | 大阪亜鉛鍍金株式会社代表取締役社長 大森 豊 有限会社港共生工業代表 太田 実 有限会社樋口工業社長 樋口 清久 | | |
| □ 血と汗と涙で築きし わが職場を守る | 自主・自力の職場再建 一九九五年から一九九六年 和議下の職場再建 | | 33 | |

職場変容の節目について

手形裁判について

和議条件の履行を果たして

我が職場をまもるといふ大義の旗をしつかり握りしめる

・四五年度の組合の歴史から

七名で組合結成（一九五八年九月）

六三春闘で六二日間のスト

会社更正法下で一五年間の職場再建闘争

・和議下の日誌

・資料

資料一 一九九六年秋企業問題の発生の中で

資料二 和議をめぐるこの間の経過について

資料三 第一次会社再建案についての基本的考え方

資料四 会社第一次再建案をめぐるこのまとめ

資料五 新たな労資関係づくりのスタート

資料六 JAMへの組織移行について

資料七 古田和穂前社長の経営責任を問う

・一九九八年から二〇〇二年 写真で見るこの五年

□ 職場ピラ 二度目の倒産・和議申立前後

□ 和議手続関連資料

和議申立代理人 和議手続開始の申立書

和議申立代理人 和議開始前の保全処分申立書

和議整理委員 調査報告書

和議手続開始決定

和議管財人 意見書

和議認可決定

□ 編集後記

..... 151

■大阪亜鉛労組役員一覧

..... 154

貸金闘争の経過

夏一時金闘争の経過

年末一時金闘争の経過

発刊の辞

和議終結・組合結成四五周年記念行事実行委員長

山岡 金衛



一九五八年八月、過酷な労働と低賃金を克服するため、当時「奴隷工場」と呼ばれていた中で七名の有志が立ち上がり全国金属港合同支部に加盟した。同年九月従業員二〇〇名中三二名仲間と共に正式に総評全国金属大阪亜鉛支部が結成されて早くも四五年が経過しようとしています。

組合結成に奮闘された七名の大先輩の努力、組合結成以後、様々な形で協力を頂いた役員、活動家、組合、家族の皆さんに感謝申し上げます。同時に組合結成から今日まで永年にわたる闘いに対し適切な指導と連帯を贈って下さった上部機関役員、弁護士の方々に厚く御礼申し上げます。関係諸団体の方々に厚く御礼申し上げます。

結成一〇周年行事

難波花月で式典と観劇

組合結成から続いた労使間の関係は極みに達し、二組結成や初代委員長の解雇の攻撃があり、そして特筆すべき支部の歴史は、六三春闘であり、六二日間の全面ストライキであります。当時の経営陣は警察権力の導入と組合員五名の逮捕という卑劣な弾圧をくわえ、組合つぶしを行った。

組合結成からの一〇年は、労働者が力量を蓄えた大きな一歩であった。

結成二〇周年・式典中止

一九七五年、当時第一オイルショックの影響を受け、国全体の経済に陰が開始したところ、経営陣は組合と締結した事前協議約款を無視して大阪地裁に会社更生手続の申立てを行った。

申立ての中に「労働者の賃金が高い、地域の労働攻勢が強い」との理由であり、一九九〇年までの一六年間、会社更生法との闘いが続いた。結成二〇周年は闘いの中であつたため断念を余儀なくされたが職場再構築の為の改革を押し進めることになった。

結成三〇周年 有馬温泉で式典を举行

一九九〇年会社更生法終結後赤字体質から黒字への改革も可能となりつつあつたが、一九九二年の日本経済の崩壊の中で赤字決算に転落、一九九二年から続いた不況の流れを乗り切る事はできず一九九六年会社は大阪地裁に和議手続開始を申立てした。

一九九六年一月から二度目の倒産を乗り越えるため我々組合員は会社再建のために一丸となって「職場確保」の闘いを進めることとなった。

結成四〇周年 新歌舞伎座で式典と観劇を行う

当時和議下の再建途上の中で地域の仲間、上部役員、弁護士先生、組合員や家族の皆さん一九〇名近くの人達で式典を行った。再建途上での四〇周年は二度の倒産に屈する事なく、明るく晴れやかな組合員と家族の皆さんと来賓の方々が結集した。

しかし、二〇〇〇年に入り、仕事のガタベリ状況の中で、大森社長を初め会社役員員の決断は、赤字企業からの脱却は人員整理しか道はないということであつた。組合として苦渋の選択であつたが希望退職を受け入れ、現組合員をはじめ構内で働く者の「職と食」を守る闘いに徹することとした。

二〇〇二年一二月和議債務の弁済も終わり社会的には一人前の会社になりましたが、経済不況の中、全組合員の勇気と確信をもって、又二度の倒産の教訓を生かして更なる結成五〇周年に向かって歩き進めることを発刊にあたっての挨拶とさせていただきます。

組合を代表して

執行委員長
濱野 隆規



組合結成四五周年の節目、そして和議終結への御礼の挨拶を申し上げます。

一九五八年の結成後の大きな出来事として、一九六三年の春季闘争六二日間の全面無期限ストライキ。一九七五年の会社更生法による倒産。そして一九九六年の和議法による再度の倒産に至る過程、節目々々で関係上部団体、法律事務所等々の御指導、御鞭撻、ご協力のお陰をもちまして、記念の催しを開くことができましたことを先ずもって深く深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

一九七五年の会社更生法を頑張り抜き、一九九〇年一月に会社更生法終結になりました。

ひと安心も束の間、一九九六年一〇月に再度執行部入りをし資金繰り一覽表を点検して驚愕しました。古田和穂社長(当時)の手形乱発で「事業所としての体をなしていない」「救いようのない乱脈経理であった」。

「これは破産しかない、再度の倒産もやむなしの状況だ。しかし、倒産を避ける最善の努力をしよう」管理職、組合が一体となって各個人が金を持ち寄り、手形の期日毎の決済に連日連夜奔走し、銀行取引停止を回避しようと来る日も来る日も資金手当に追われた。

三ヶ月(一九九六年の九月から十一月)ほどでありましたが、遂に万策つきて、和議申立(一九九六年一月一九日)となりました。

新世綜合法律事務所(児玉、金両弁護士)が素早く動いて頂いて、裁判所に対して、マチキン(暴力団)の取り立てを防ぐために和議申立即保全処分命令を決定して頂き、来社中のマチキンもなすすべもなく帰らせることができました。

その後今泉弁護士、木村弁護士が整理委員、管財人として倒産から再建のルールへと導いて頂き、六年間の苦闘も意義あるものになり、和議債務返済履行完了(和議条件履行)になりましたことに重ねて御礼を申

し述べる次第であります。

また、こともあろうに古田和穂前社長とその他の者が、全社員一丸となって苦勞している時に再建妨害の挙に出てきた。組合が全面的に前に出て裁判闘争を行い、相手は最高裁判所まで上告して妨害を続けたが完膚なきまでに組合は勝利の判決を頂き今日を迎えられたのは、上坂合同法律事務所（山内弁護士）の指導のたまものであったことも特記すべきことであります。

「今後三度目の倒産は絶対ない、させない」を合言葉に「安心を寄せることのできる経営陣、安心して働ける職場、安心して生活ができる」の三つの安心を確固たるものにしたものであります。それが和議下の七年間の苦勞、辛抱、忍耐を持続された組合員とその家族の皆様へ報いることであると思ひ、この間のご協力に組合を代表して感謝をし、今後とも会社、組合が一つになり、「二人三脚」で組合としての生き様も合わせて、社業発展Ⅱ労働者の生活向上に邁進すべくこの四五周年の場を新しい出発として頑張る所存でありますので、関係各位の御指導、御鞭撻を願ひしまして和議終結の御礼と組合結成四五周年の挨拶とさせていただきます。

仲間、関係先からのメッセージ

和議終結に当たつての挨拶

JAM大阪執行委員長 瀬戸川 徹



一九九六年十一月一九日の和議申立以来、七年余に亘る企業再建闘争の取り組み大変ご苦労さまでした。一九七五年の会社更生法の申立、九〇年の会社更生法終結から数えれば、四半世紀に亘り、労働者の生活と権利、職場を守り、企業を再建するという厳しい、苦しい闘いを勝ち抜かれた大阪亜鉛労組の組合員の皆さんと、その指導に当たられた組合役員の皆さんのご奮闘に心より敬意を表します。

大阪亜鉛労組は二回の倒産という他に類をみない経験をされています。これを克服された組織力は高く評価されるものです。年一億円の和議債務の五年間での返済、古田和穂前社長の株券をめぐる裁判闘争では、地裁、高裁、二〇〇二年六月二八日の最高裁での上告棄却の勝利判決、多くの債権者による手形裁判など、再建闘争の妨害行為も法廷闘争で勝利されました。

しかし、再建期間中は賃上げゼロ、一時金ゼロ、二回に亘る希望退職の実施。一昨年末には役員・管理職の未払賃金の放棄、昨年春には組合員の未払賃金の七〇%カット、年末には退職組合員への未払賃金の七〇%カットの同意と支払い等、組合員の生活を犠牲にした、厳しい選択も決断された、苦しい闘いでもありました。

大阪亜鉛労組の活動方針にもありますが、JAMの「企業・経営問題に取り組む時の六つの原則」を次の通りとしています。

- (一) 取り組む目的をはっきりさせる（雇用の確保、労働条件の維持向上、人間らしい労働の創出）
- (二) 組合民主主義を徹底し、大衆的に取り組む（一部幹部のひとりよがりや、執行部の請け負いでなく、全組合員の討議を徹底し、大衆的に取り組む）
- (三) 対等な労使関係を前提とする（事前協議、同意約款の確立、経理を含む情報の公開、「イザ！」というときには反撃できる職場の体制確立）

- (四) 労働組合は責任を分有しない(労働組合として知恵と汗も出すが、最終決定・遂行責任は会社にあるという立場を堅持する)「対等な労使関係の中では、一方の当事者としての責任はある」
- (五) 権利と義務をわきまえ、職場規律を確立する(権利は正しく行使し、職場でトコトン話し合い、生産に対する労働者の主体性、職場規律を確立する)
- (六) 企業・経営問題の取り組みは全体の運動の一部(労働条件の社会化、公正労働基準の確立、業種別共闘、産別の諸活動、産業政策の確立と取り組み等、社会的視点に立った運動を強める)としています。

「和議からの離脱」という新しい局面を迎えられました。今日までの苦い経験を生かして新会社に生まれ変わった決意で、生活の安定と向上、権利の確保ができる職場と会社づくりに引き続きご努力頂きたいと思えます。

これまでの組合員、役員の方のご奮闘に敬意を表しながら、新たな出発にむけた激励と連帯の挨拶とします。

希望がもてる明日につなげて

JAM日本橋梁労働組合執行委員長 井本 英雄



大阪亜鉛労働組合の組合員のみなさん、五年間に亘る和議条件履行を完遂され職場再建を手中に収められたことを心からお祝いを申し上げますとともに敬意を表する次第です。

一九九六年の和議倒産以降の一言では言い尽くせない辛苦に満ちた長い闘いが報われ、希望が持てる明日に繋げることが出来て本当によかったと考えます。

今、日本経済はデフレスパイラルに陥ち込み最悪の状態が進行しています、昨年二〇〇二年の倒産件数は二万件を突破したと言われており、完全失業率も五・五%と過去最悪水準に

なり、完全失業者は三六二万人に達しています。

JAM鋼構造部会における環境も一昨年一〇月の丸誠重工の破産申請と更には昨年那須電機大阪工場の工場閉鎖など雇用が根底から覆させられる最悪の事態が発生したのをはじめ、現況においても二四労組中二労組を除く二二労組が何らかのリストラ策を実行しており非常に厳しい状況下にあります。

私の所属する日本橋梁の状況も株価が示す通り同業他社の水準より一段厳しい企業環境下であり、兵庫県の播磨工場への一工場集約をはじめとして労働条件の緊急避難処置などあらゆる施策を実行しているところです。

二〇〇三年の新年を迎えましたが、まだまだ経済情勢は出口が見えないようではとんだの企業では一段と下降を描きそうではありますが、和議条件履行を終わられた大阪亜鉛の職場は大きな重荷から解放されたことにより必ず上昇局面に転換する年であると考えます。

最後に大阪亜鉛労働組合の執行部の皆さんと組合員の皆さんの長年の苦勞が大きく実り職場再建の前進を勝ち取られることを祈念するとともに、日本橋梁が播磨の地に離れてもJAM鋼構造部会の仲間として従来と変わらない連帯を継続して頂くことをお願いして挨拶と致します。

苦勞の極限を舐めながら 心は誇り高く

JAM浪速鉄工労働組合執行委員長 山元 敬子



会社更生法、和議法と二度の倒産を克服して再生を果たした大阪亜鉛労組の闘魂に、心から敬意を表します。

ある日突然多くの会社が倒産し、あっけなく労組が消滅し、働く仲間が翌日から失業者になることが日常茶飯事の今日では、二度目の倒産から生還した大阪亜鉛労組の闘いは、驚異であり、教訓に富んでいると思います。

二度の倒産の中には、社会の変化が色濃く反映しているのではないのでしょうか。

日本経済の成熟と凋落、彼我の力関係すなわち労働運動を取り巻く状況の変化、現在の閉塞状況、随分と大きく変わってしまいました。今回改めて活動報告書等を再読させて頂き一層その思いを新たにすると共に、「労働組合」であることとその可能性について必死に模索を続けている姿に、「あきらめない」大阪亜鉛の性根をみた思いがしました。

今から二七年前、私がこの地域で労働組合を結成した頃、周囲は倒産の嵐が吹いておりました。大阪亜鉛も会社更生法下にあったと記憶しています。しかし当時はまだ、経済そのものは成長過程にあり、石油ショック等の影響は幾分かはありましたが、傾向的には「労働組合組織攻撃」の手段としての企業倒産というところから強かったのではないかと思います。会社更生法を「官制合理化」ととらえ、反合理化闘争が激しく闘われていた時代でした。

しかし、現在の倒産は、全く異質なものとなっています。

もつとも特徴的なことは、当時は国内の政治危機が主流であったものが、今は世界的な経済破綻・国内の深刻な経済危機と自民党政府の安定政局という奇妙な状況にあることではないかと思えます。そのため、これほど乱暴で道理のない経済施策がまかり通り、労働の有無にかかわらずあっけなく倒産させられてしまう現状が横行しているのではないのでしょうか。

このような中で、二度目の倒産は、デフレの急速な進行と相まって大変苦勞されたことと思えます。乱暴に言えば、土地が借地で有利子負債がほとんどなく、借金の大半が公租公課や労働債権であったことも幸いしたといえるかもしれません。とはいえ、前社長の手形乱発やそれにまつわる裁判など、一言でいえば何ともいえない嫌らしい不快な事件と対峙しなければならなかった苦勞は、筆舌に尽くしがたいものであったと推察致します。

ともあれ二度の生還を成し遂げた労働の方々の強い絆と知恵、意志力には感服致します。「労働組合の存在理由」などと云々される時代ですが、経営側の圧倒的優位と対峙し「自己決定権」を行使するには、労働組合の存在が今ほど必要とされる時代はありません。

例え結論的に同じ方向に辿りついたとしても、強制されることと自らの頭で考えて辿りついたものとは、「人間としてのプライド」に関わる部分が全く違うからです。

大阪亜鉛労働組の歴史に、「苦勞の極限を舐めながら心は誇り高く」という姿を見出し、今後とも一層皆さん

の結束を固くし、勝利されるよう心からお祈り申し上げるものです。
頑張ってください。

連帯と前進 改革と創造の

二一世紀労働運動のために共にガンバロー

JAM鋼構造部会西エリア議長 安江 好幸

(JAM松尾橋梁労働組合委員長)



組合創立四〇数年の歴史の中で、二度に亘る倒産・再建闘争を粘り強く闘い、この度
和議条件履行を無事に完全に果たされた、大阪垂鉛労働組合の皆さん、本当にご苦労様
でした。

JAM鋼構造部会西エリアを代表して、心から敬意を表します。貴労組とは、二〇〇
二年から鋼構造部会に入り、部会活動を始められた時から労働運動を共に進めてまいり
ました。

私自身、松尾橋梁労働組合の執行部の一員になったのが、一九九一年でありまして、昨年八月の当労組定
期大会に於いて、執行委員長に就任、一〇月よりJAM鋼構造部会西エリアの議長を仰せつかり、代表者会
議を進めさせていただいている中で、一二月に貴労組より、和議終結記念に對してのメッセーヂの依頼があ
りました。一九七五年の会社更生法からこの度の和議に對して、私自身誠に申し訳御座いませませんが、これま
での闘争内容の実態も理解していませんでしたので、内心、執筆に對し、戸惑いがありました。

貴労組から頂いた闘争経過報告を何度も読み直す中で、如何に大変な闘争であったことか、痛感したとこ
ろです。一度目が、一九七五年会社更生法による倒産で、一九九〇年までの一六六年間におよぶ企業再建闘争。

そして、一九九六年には、和議法による二度目の倒産による闘争で、昨年一二月、和議条件履行を完全に果たされました。一言ではなかなか言い表せませんが、大変なご苦労と貴重な経験をされたと思われます。これは、貴労組の執行部の方々はもちろんのこと、全組合員が一致団結し、闘争・再建した成果だと判断します。

一九九六年和議・倒産時に約一七〇名であったのが、現在約一〇〇名と減少する中で、「労働組合としてのモラル」を全員で確認され、一、安心して働くことのできる職場、二、安心を寄せる経営者、三、安心ある生活と「三つの安心」の実現に向けて、経営者・労働組合・働く者が、まさに「二人三脚」で全力をあげて取り組まれたことに対して、労働組合の原点を垣間見たように感じました。

日本国内の完全失業率は高止まりのまま、何ら改善策が打ち出されることが無く、冷え込んだ日本経済で直しどころか、「聖域なき構造改革」は、これから実行に入ると暴言する小泉内閣のもとで、現在の日本経済・各企業環境、そして我々労働者の生活実態は、先行き不透明であり、まさに、未知のデフレスパイラルに突入し、出口の見えない長いトンネルに入っている状態であると言えます。

これまで、果敢に労働運動を進められてきた諸先輩方には、お叱りを受けるとは思いますが、これまでの労働運動は、「右肩上がり」の経済状況の中で「護送船団方式」が言わば、通用したと判断します。

将来的に大きな経済成長が見込められないと予想される中、我々労働組合が果たすべき最大の課題は、企業を存続させることです。すなわち、そこで雇用が守れることです。そのためには、経営チェックは勿論のことですが、常に、会社との話し合いの場（経営協議会）が必要です。

最後になりますが、貴労組におかれましては今後、企業そして職場再建に向けて全勢力を注がれますことと、JAM鋼構造部会の活動に対し、ご協力とご理解をお願いしまして、連帯の挨拶とさせていただきます。

連帯・前進 改革と創造の二一世紀労働運動のために共にガンバロー！

更にアソシエーティブに、

力合わせて、頑張つて

連合大阪中小労働運動センター所長 要 宏輝

不撓不屈の闘い……共同の実践で、共同の職場を維持する。



一九九八年六月に開催された、大阪亜鉛支部の組合結成四〇周年に寄せたメッセージの中で、私は支部の闘いをアソシエーション（ヨーロッパの社会・労働運動）に関連づけて次のように述べました。

●資本主義のもとでは経営が人々を束ねて社会的生産を束ねるが、束ねられて人々が危機と闘争の中で自己統治能力を展開し、お互いの関係を自治的にコントロールし、共同の実践を強めていくこと。

●アソシエーションとは、諸個人が自由意志に基づき、共同の目的を実現するために力と財を結合して（職場）社会を生産すること。

●大阪亜鉛の仲間は、長い倒産・再建闘争の中で、共同の実践を積み上げ、「アソシエーティブに」に闘っていること。

そして、気取った表現でしたが、「アソシエーティブに生きよ」と結びました。今から考えると不遜な感じも致します。

しかし、私の思惑とおりというか、思惑を越えてというべきか、大阪亜鉛労組の皆さんは（当然艱難辛苦を伴いましたが）見事な「協」の実践を成し遂げてきたと思います。

企業再建の要件……人が変わることに。組織が変わること。

倒産は、他人からおこされる交通事故のようなもの（不渡り手形）もありますが、自分から引き起こすケース（倒産の原因が自らにあるもの）がほとんどです。又、最近の民事再生法の乱用にみられるように、計画犯・確信犯のケースもままあります。

「会社をつぶすより、再建する方がそのエネルギーは倍かかる」、これは私の持論です。企業問題や倒産・再建闘争に際して、私がいつも口にしてきました。

とりわけ倒産に関しては、関係者の能力・責任で倒産したのだから、再建はその人・組織が変わらなければのぞむべくもありません。しかし人が変わるといっても新しい労働者とそっくり入れ替わる訳にはいきません。つまり、関係者が「自己変革」することです。組織も体制変革することになります。大阪垂鉛の組合や経営陣が行ったことはこれに尽きます。

「四人で五人分の仕事をする」運動、「未払賃金の七割放棄」の自主決定、「赤字たれ流し職場」撲滅運動など……だから出血が止まり黒字転換し、債務を弁済できたのです。一九七五年会社更生法倒産と一九九六年和議法倒産といった「二重遭難」からの「生還」を果たしつつあることを知らされ、喜びにたえません。

「かつての仲間」に応え、「三つの安心」の実現と労働組合の発展を

一九七三年の第一次オイルショック後、「倒産」の嵐が吹き荒れ、全金大阪関係だけでも三〇組合近くの倒産組合が生まれました。よく寄り合って「経験交流会」を開催していました。しかし、バブル崩壊後の長期不況の中で、再建企業も倒産し、消滅し、残念ながら「生き残り」組が少なくなっています。

大阪垂鉛が、「安心の寄せられる経営陣」「安心して働ける職場」「安心のある生活」の三つの実現に向けて、着実にさらなる共同の営みを続けられることを祈ります。

ロスタイムまで あきらめず、したたかに

和議申立代理人 児玉 憲夫（弁護士）



1. 昨年末、会社及び組合から、五年にわたる和議債権の支払が完了した旨の連絡を受けたとき、頭に浮かんだのは「よく頑張ったな」という喜びと『あきらめず、したたかに』生き抜いた会社関係者と組合役員の面々の顔でした。

振り返ってみると、私にとって大阪亜鉛鍍金とは、ほんとに永い付き合いでした。一九七五年の七月に会社申立による会社更生手続が開始され、私が裁判所より法律管財人選ばれたのが始まりで、その後、更生計画認可（一九七九年二月）と更生債権の支払による手続終了（一九九〇年一月）、さらには二度目の倒産による会社代理人としての和議申立（一九九六年一月）と、和議手続開始決定（一九九七年七月）、そして和議条件の認可決定（同年十一月）とその履行という、実に二七年間という月日が経過しております。

2. この間いろんなことがありましたが、前半は更生手続終了時にすでに組合報に述べたので、ここでは和議関連についてのみ述べさせて貰います。

一九九六年末に二度目の倒産必至の状況と対応を相談されたとき、率直に言つてこの会社は自己破産しかないと思われました。平成不況による会社業務にかかわる債務よりも、会社役員の間連会社とこれまでのスポンサーと、企業にまつわる債務が多額であること、約束手形が濫発されており、その一部は民暴的事案となつていること、社会保険や従業員の未払退職金など多額の財団債権が残存していることなどが問題でした。しかし他方、会社、組合両方から、前回の更生手続開始時と異なり、メッキ業務の売上は減少させないで持続できるし、その為の原材料の手当は可能であるとの強い説得がありました。さらに心を動かされたのは、公正な倒産処理手続のもとで、従業員とその家族を離散させず、一〇数年にわたり会社を維持してきた努力と実績を水泡に帰させてはならないとの労使の熱意でした。社会保険などの財団債権の残存は、私達管財人にも一半の責任もありましたので、諸般の事情に動かされ、当初の考えを変更し、私自身が代理人（裁判所の了解を受け）となつ

て和議申立をしたのでした。

3. 和議申立には、予想どおり強硬な反対と強圧的な取り立てが一部ありましたが、裁判所の保全処分に対応できました。

大変だったのは、和議債務の確定でした。業務支援と約束手形振出、借入金処理という錯綜した債権債務を整理し、最終的に「会社は債務者なのか、債権者なのか」を確定するには、相当の日時が必要でした。しかも、それは一〇数社に及んでおり、その内のいくつかは和議債権の確定訴訟までもつれ込みました。

その結果、最終的に十七億七〇〇万円の和議債権が確定したのでした。一九九五年度末の貸借対照表では六億三〇〇万円と記帳されていた約束手形債務が、和議申立時には二二億六〇〇〇万に膨れ上っていたことが、そのすさまじさを物語っていると思います。

4. 人生の喜びは人との良き出会いであるといわれますが、企業についても同じことが言えましょう。

今回の倒産処理においても、前経営者の乱脈経営という不幸がありました。他方、困難なときに原材料の供給を続けた現経営者大森氏や、和議に賛成された債権者、さらには会社の実態を早くから見抜き深い理解を示された整理委員や管財人など、感謝申し上げる方々が沢山おられます。

5. しかし、会社再建の一番の原動力となったのは、やはり労働組合と従業員の皆様でした。

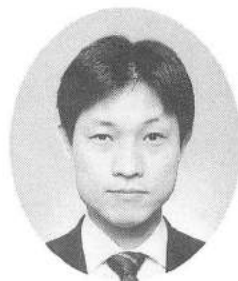
『あきらめず、したたかに』この二七年を生き抜いたのは他ならぬ労働組合と従業員であったと言えますし、う。

勿論労働組合も時代の変化もあり、大きく変わったと思います。しかし、「労働者の生活のために職場を確保する」との重要な使命は変わっていないと思います。

今後何が起きるか判らない時代の流れと、大阪亜鉛鍍金の事業展開の中で、ロスタイムまで絶対に『あきらめない したたかな』活動を続けられるよう希望して、お祝いの一文と致します。

和議履行完了に寄せて

和議申立代理人 金 喜朝（弁護士）



貴社の和議履行が完了したとうかがいました。心よりお祝い申し上げます。

一九九六年一月頃でしょうか、事務所に連日のように貴社の役員や関係者の方がこられ、児玉弁護士を交えて長時間の議論をしているのをお見かけするようになり、しばらくして、貴社の和議申立に取りかかると聞かされました。

間もなく児玉弁護士が、平日、休日関係なしで大変な勢いで申立書の肝要な所を書き上げ、その後で私も申立準備の作業に加わることになりました。当時私は、弁護士四年目で、和議申立に関わるのとはじめてであり、作業をしながら勉強をする、走りながら考える、という状態でした。児玉弁護士から指導（時として厳しい指導）を受けながらお手伝いをいたしました。

申立の直後、裁判官との事前面接に立会い、出て来られた松山恒昭判事（当時の大阪地裁破産部部長）の様子を見たとき、「裁判所はこの会社を再建させようと考えている」と感じました。貴社の再建への熱意が、まずは裁判所に伝わったことを実感した瞬間でした。

ただし、それから和議成立までの道のりも平坦ではありませんでした。

保全決定が出た直後には、保全処分決定書を持って執行官と共に会社に臨み、債権者が工場の機械を勝手に持ち出すことがないよう、工場や事務所内に公示書を張って回りました。会社には株主を名乗る債権者が押しかけ、大声を出しているような状況でした。また、一部債権者から差押の手続をとられ、その執行を止めるための保全処分を大至急で取ったこともありました。

その後、合計数億円もの裏付けのない手形が多数振り出されていたことが明らかになり、ほどなくあちこちから手形訴訟が提起され、その対応に追われることになりました。貴社の意向を伺い、手形振出の経緯等一つ一つの中身を吟味して、支払うべきもの、支払わざるを得ないもの、断固闘うべきものに仕訳をした上で処理をするという、地道な作業が続きました。

また、不明朗な金銭の流れがあつて整理委員や管財人から疑問が呈され、その説明に回つたりもしました。

一九九七年十一月六日、和議が認可され、貴社のそれまでの苦勞が一つの形となつて実を結びましたが、これが、その先五年間の和議履行の始まりでもありました。私たちとしては、後は見守るより他ありませんでしたが、貴社は見事にこれを成し遂げられたわけでありませぬ。

二度の倒産を体験しながら、様々な艱難の中で自らを変革して和議履行を成し遂げられた、その不屈の精神、精神力に敬服いたしております。

金融業者や債権者、新旧経営陣等々、数多くの方々が多様な利害関係をもつて関わり合う中で、このように再建を成し遂げた過程は、正にドラマでありました。このドラマにわずかながらでも関わることができたのは、私にとつても重要な経験であり、幸いであつたと思つております。

末筆ながら、貴社の今後ますますのご発展をご祈念いたしております。

和議条件履行完了の報に接して

和議整理委員 今泉 純一（弁護士）



貴組合から、大阪亜鉛鍍金株式会社の和議条件の履行が完了したとのご報をいただき、「和議条件の履行は可能である」という意見を述べた整理委員として、これに勝る喜びはありません。和議条件の履行完了は貴組合のご努力の賜物であり、お慶び申し上げます。

ご存知のように、和議法は平成一二年（二〇〇〇年）四月に廃止され、新たな再建型の一般法として民事再生法が制定されています。この新法は、認可後は裁判所の監督が及ばず実質的には債権者頼みで和議条件の履行の確保ができないという和議法の欠点を是正するために新設されたものです。

私は、和議法時代に、大阪亜鉛鍍金株式会社以外にも和議の整理委員や和議管財人をしてしましたが、認可後はどうなっているのか不明のところが大半です。

しかし、貴組合からは認可後の会社状況等について、定期的に機関紙などでお知らせ下さり、このような誠実な対応を受けたことはありません。整理委員であった者として非常に感謝しております。貴組合のようなところばかりであれば、和議法を廃止する必要はなかったはずだとすら思います。

バブル崩壊後の長引く不況により業績が悪化し、均衡縮小による人員削減の嵐の中で悪戦苦闘されていることが容易に想像でき、整理委員であった者としてはハラハラしておりましたが、幸いにして今日を迎えられたことは、組合員各位が職場を守り抜くという固い決意で一致団結してこられた成果だと感服しております。

私自身も福岡の会社の更生管財人として、更生計画の遂行に苦闘しておりますが、消費が低迷し業績は悪化の一途を辿り、従業員の雇用の確保をすることが困難になって従業員の削減を行わざるを得なくなり、リストラを行いました。会社を残すために職場を去って貰った従業員のことを考えますと断腸の思いがあります。

大阪亜鉛は、これで和議から離脱されたわけですが、会社には滞納社会保険料をはじめとする非和議債権の履行が残っていることも承知しております。この問題を処理して初めて債務超過会社から脱して本来の職場になる訳で、和議条件の履行完了を一里塚とされて、更なるご健闘をされることを祈りながら、和議条件の履行完了のお祝いの言葉といたします。

今後の益々の発展に期待する

和議管財人 木村 眞敏（弁護士）



1. この度、御社におかれては、和議条件の履行を果たされたとのことであり、本件和議に管財人として関わったものとして心より喜んでおります。

戦後最大といわれるこの平成不況の中で、企業を維持することすら困難なこの時期に、和議条件という負の遺産をかかえながら、それを解消したうえで、現に企業を立派に維持・継続されるには、管理者、職員、現場作業員、労働組合等々の関係者の方々の並々ならぬ努力があったものと思われれます。

本当におめでとうございます。

2. さて、私が本件和議に管財人として就任しましたのは、平成九年九月頃と記憶しておりますが、就任直後に御社に訪問し、会社事務所、工場等を見学し、更に経営者、労組執行役員の方々と面談して、感じたことは、労使一致して再建への強い熱意を持たれているということでした。

しかしながら、当事者の主観的意思だけで、和議認可されるものではなく、対外的には和議債権者の同意、非和議債権者の協力、会社の業務内容の改善などの要件が充足しなければなりません。

ただ、この時点で和議債権者については、その同意を得られる見込みが立っていました。

3. そこで、私は、非和議債権者の協力が得られるのか、関係者から事情聴取しましたところ、労働保険、社会保険及び大阪市税については、一定の約定金の支払いを守れば滞納処分はしないということであったし、別除権者である大阪労働金庫については、再建に協力し、弁済期については、弾力的に考え、抵当権は実行しないということでした。

また、未払賃金、未払退職金については、組合も退職者も支払猶予、分割弁済に協力すると推測されました。

以上、要するに非和議債権者の協力がほぼ得られるとの心証を得ました。

4. 和議債権者及び非和議債権者の同意乃至協力が得られたとしても、会社の業務内容に問題がないこと、すなわち、会社が前記債権者らに弁済が出来るに足る利益を継続的に上げることが可能でなければなりません。

そこで、私は、直近の経常利益に基づき年間の弁済原資額を試算しましたところ、金一億五〇〇〇万円余りとなり、会社が出している弁済原資額金一億九〇〇〇万円余りとの間に大きな乖離がありました。そこで、上記乖離につき会社側の説明を求めたところ、私が参考にした経常利益は利益の多い月（一〇月、十一月、十二月）のそれが、入っておらないことと、原材料である亜鉛の値段が近年における最高値を更新したため、仕入単価が急騰し、その結果、利益を圧迫したため、との説明を受けました。

そこで、私は、過去の決算書及び過去の亜鉛の値動き等を調べましたところ、ほぼ会社の説明どおりだったので、一応、私は、会社の予定している弁済原資額は達成できるものとの心証は持ちましたが、亜鉛が高値を継続、更には新高値をつけたら、前記弁済原資額は達成できないのでは、との不安がありました。

しかしながら、年間の弁済に必要な額は一億二〇〇〇万円余りであり、会社が予定している弁済原資額一億九〇〇〇万円余りとの間に、かなりの余裕があることを思えば、亜鉛の値段が予測とおりにながらなくても、何とか要弁済額はつくれるのではないかと。更に、労使の再建への熱意を思うとき、この会社は必ずや和議条件の履行を果たせるものとの心証を得、和議条件の履行が可能であるとの判断を致しました。

5. 私は、上記のような経緯で履行可能との判断をした訳ですが、この平成大不況の中、通常の会社ですら維持、継続が困難な中、和議条件というマイナスをかかえ、その弁済をしながら、企業を維持、継続することが可能なのだろうかという不安はもっておりました。

ところが、今回、和議条件履行達成との報に接し、驚きと大いなる喜びと共に、本件履行達成のために、心血をそそがれた会社経営者、職員、組合員の方々の努力に敬意を表さずにはおれません。

この悪条件の中で、これだけの履行条件の達成をされたことを思うとき、御社の今後の益々の発展は充分に期待できるものであり、かつ、そのことを祈念して、お祝いの言葉に代えさせていただきます。

株券引渡請求事件について

弁護士 山内 憲之（上坂合同法律事務所）



まずは和議からの離脱、おめでとうございます。

大阪亜鉛労働組合の方々には、平成一二年の年末以降から、訴訟案件を通じてお世話になりました。

その案件は、組合の、元代表取締役の古田氏に対する、株券引渡請求訴訟でした。古田氏所有の会社株式を組合に譲渡（贈与）することがとりきめられたにもかかわらず、古田氏はそれを履行してこなかった。今般その履行を請求するという訴訟でした。

平成一三年の年末に株券確保のため仮処分に出るも、古田氏はすでに株券を隠匿してしまっていました。続く本訴では、譲渡の旨が明確に記載された協定書を書証として提出するも、古田氏は「譲渡の合意は虚偽表示で無効である」との抗弁をしてみました。当然、そのような不自然な抗弁が認められようはずもなく、大阪地裁判決では原告組合の勝訴。古田氏は大阪高裁に控訴するも、控訴棄却。さらに最高裁にまで上告しましたが、もちろん、弁論が開かれることもなく、平成一四年六月、上告棄却で組合勝訴の判決は確定しました。

裁判自体は通常の給付訴訟で、争点は譲渡の合意の有効性という、一見ごくありふれた裁判のようにも思えます。しかし、大きな目で見ると、本件は、組合の方々の職場確保、会社再興に向けての奮励努力の一過程ともいべき事件でした。

古田氏の虚偽表示の抗弁の要旨は、「和議手続開始のどさくさに紛れて、輩が私（古田）所有の会社の株式を持ち去ってしまうかもしれない。それを防ぐために、私から組合に譲渡したことに仮装した」というものでした。組合の主張は、「古田氏が、代表取締役時代の放漫経営により会社に与えた多くの損害について、組合が、様々な経済的援助をしてきた、その責任を取るための一方策として、古田氏所有の会社株券を組合に譲渡したのであって、何ら仮装ではない」というものでした。

これらの主張の背景を知るためにも、私は、当時から現在に至るまでの会社の状況をすこしでも正確に把握しておきたい、そのためにはまず現場を理解しておきたいと思いました。それで、会社の工場を見学させてもらったり、ときには打ち合わせのあとで組合員の方々とお酒を飲み交わしながらいろいろなお話をしながら、事件にあたってきました。

判決の上では、組合側の主張が全面的に通ったのですが、古田氏は株券を隠匿したままです。失われた株券をどうするかについての最終的な解決は、今後の方策に待たなければなりません。しかし、この裁判での勝訴を一つのきっかけとして、組合の方々が今後、大阪亜鉛の新たな時代を切り開いていかれるであろうと信じます。

社員の苦勞に報い、社会に貢献し

更なる安定した会社に

大阪亜鉛鍍金株式会社代表取締役社長

大森 豊



早いもので倒産して、七年の月日がたった。

「いずれこの様な倒産があるな」とは思っていたが、現実に目の前に起こると「しまった」やっぱりあの時、「止めておけば良かった」と正直感じたが、時すでに遅しである。

確か和議申立して、二三日してから大阪亜鉛に行き、当時の役員及び労組の役員と会い、色々と今後の善後策等を話し合ったことと記憶しています。

「我々、真面目にメッキ業を経営していれば、余程のことがない限り、そう簡単に倒産する訳はない」と私は、確信していた。

この名門大阪亜鉛の灯を消すことは忍び難かった。

再開するにしても、先ず得意先がすぐに仕事を出してくれる保証もなく、原材料を当社（大森工業）が納入してもガス会社、電力、薬品、公害処理業者、運送会社、その他、諸々の業者が協力してくれるか、特に最大の難関の強者「労働組合」の協力を得られるかが問題であった。

しかし、案ずるより易しで、組合の方からも「是非とも大森工業の支援が欲しいし、なんとか再開してもらいたい」と話があり、亜鉛、薬品は大森工業で納入、そして他の業者にも支払保証をして、先づは率先してすぐに三重重工に電話をし、急いでまず一〇トンの亜鉛をトラックで納入させて、お客様が入庫しても何の心配は要らないと安心して頂き、営業続行したことを昨日のことのように覚えている。

その後は皆様ご承知のように、次から次へと仕事が増えて来た。しかし、世の中バブルの後遺症で得意先からの受注単価が下がり、また得意先の倒産が続発したり、なかなかうまくいかなかった。

世の中、公共投資と民間投資が徐々に縮小し、我々の業界も大いなる影響を受け、釜も三つあるところは一つをつぶして二つの釜でするか、二つの釜を一つにしてメッキする、当然人間も余るからリストラをする。

我々の業界だけでなく殆どの業種にわたり（鉄鋼、建設、土木、プラント、銀行、証券、損保、不動産）、戦後経験したことのないデフレに見舞われ現在二〇〇三年まで続き、いまだもって先行きの見えない中で現在もがいている。

閑話休題

このような経過の中で役員と会社幹部、組合諸君などの総合力で奇蹟とも言うべき和議返済を二〇〇二年一二月に完済したことは非常に嬉しく思い、且つ、誇りに思います。

今後は、この倒産を教訓とし、二度とこのような不祥事をなくし、これまでの社員の苦勞に報いながら社会に貢献し、更なる安定した会社にしたいと思います。

兎にも角にも、和議終了万才！

ゆるぎない基盤の確立を目指して

有限会社港共生工業代表 太田 実



大阪亜鉛鍍金株式会社が和議法を申し立ててから七年、昨年末無事に債権を完済されたことに協力会社の一員として、心からお祝いを申し上げます。

全社員一丸となった成果であり私どもとしてその一員となれた事を誇りにしたいと思います。

この間、日本経済は暗闇の中にあり新年を迎えても明るさが見えません。そればかりか中小企業をとりまく環境は、受注、金融いづれも困難を極めるばかりです。それゆえに今回の和議の終結は意義のあることです。だからといって全てが解決をしたわけではなく喜びに浸る時間はありません。

一つには、公共事業費が大幅に減少されるなかで建設、土木関連製品の受注が厳しい状況にあります。この十年間を見ましても私どものかわりの深い建設足場関連も大きく変わりました。軽量で、機能的な製品が主になり、さらに製造工場の閉鎖など、経済状況の変化に左右されます。ひところのように精神力でどうこうできる時代は過ぎ、少ない製品を効率よく、きれいな製品を完成させる、指定された納期を必ず守り、顧客の満足する商品とすることが従来以上に問われています。

その為にはハウレンソウを大切にしなければなりません。ハウレンソウとは社内における、「ハウ」報告、「レン」連絡、「ソウ」相談のこと。この三つを怠らず、ポパイのようにイキイキと仕事をしてほしいという願いから生まれた言葉。(山種証券 山崎富治氏)

職場間の連携と、コミュニケーション、なによりも一人一人が自覚と、責任をもってそれぞれの職場で責任を果たす事が重要です。それぞれが企業主であるというくらいの気持ちをもたなければ果せないでしょう。

二つには、和議が終了したといって企業の終焉を告げるわけではありません。あと何十年と維持をしていかなければならず、その為には後継者を育てる必要があります。「鍍金」という生き物の作業は並大抵の努力では習得できません。春、夏、秋、冬、四季の気温や湿度、釜の温度、洗浄、これらの条件がクリアしなければ商品と

しての価値が生まれません。その為には企業にとって柱になる人材を育てる事が急務です。
大阪亜鉛鍍金株式会社ほど紆余曲折、艱難辛苦を味わった会社はまれです。教訓を財産にして新年にふさわしいスタートを全従業員が一丸となって『金の会社』にしましょう。

全員で 精一杯頑張ろう

有限会社樋口工業 樋口 清久



和議終了おめでとございます。

私共、(有) 樋口工業は、大阪亜鉛鍍金(株)様とは長いつきあいになります。私の親の代から入れますと、もう四八年ぐらいになると思います。

その間、色々な思い出がありますが、私が一番思い出として忘れられないのは、一九七五年の会社更生法の倒産の時のことです。私は、まだ一八才ぐらいだったと思います。

親父がまだ、仕事をしている時ですが、その時の仕事の状況は、今考えると想像のつかない仕事の量でした。

毎日、毎日、仕事に行くのですが、一日にパイプ一束だとか、二束だけ入荷するような日々もあり、それをずっと車の中で待っている状況でした。その時私は一従業員であり、仕事の量に関係なく、親父から給料をもらっていました。

今、親父の仕事を継いで思うのは、経営者の仕事は大変だと実感しています。

今回、和議が終わられて、大阪亜鉛鍍金(株)で働く従業員の方々の苦労は量りがたいものがあつたと思いますが、これを一つのくぎりとして、大阪亜鉛鍍金(株)の方、協力会社の方 全員で精一杯頑張つていこうと思います。

血と汗と涙で築きし わが職場を守る

二度目の倒産和議申立前後から 今日まで

我々の立場

自主・自力の職場再建

大阪垂鉛労働組合の四五年の歴史は、働く者が職場に愛着をもち、我が職場を守り抜くために奮闘してきた軌跡である。

四五年の半分は、倒産下にあった。会社更生法下で六年（一九七五年から一九九〇年）、今回の和議下で七年（一九九六年から二〇〇二年）。

血と汗と涙で築きし我が職場——二度の倒産という厳しい状況をくぐり抜け、今、普通の職場に脱皮できるのかという新しい試練の局面にある。

組合員は勿論のこと、我が職場で働く者が笑顔で安心して働くことのできる職場へと発展させることができるかが問われている。

働く者の誇りと自覚、団結と連帯の中で、職場の足跡を生かし再建闘争の前進・勝利へとまい進しなければならぬ。

和議下の七年間をふり返り、明日の糧としたい。

職場再建のスタンス

(1) 我が職場を守り抜くことが、大多数の働く者の利

害にかなう

(2) 自主・自力で職場を変革する

人を頼りにしたり、アテにしたりせずに、自分自身に自信を持ち、自分達の力で職場を良くする。

(3) 働く者の人格と生活が尊重される職場づくり

(4) 大名商売的発想から町工場的発想にたつた職場運営

現場、事務所の垣根、各部署間の壁を撤廃すること

(5) 黒字採算職場の確立こそが 至上命令

——「赤字タレ流し職場」からの訣別

(6) 「仕事量に見合う職場の器の大きさが必要」

「仕事の質に応える職場の内容にする」

(7) 「四人で五人分の仕事をする」 気概を持った職場

(8) 協力会社、協力会社の仲間との「競争共存」「共栄共存」をはかる

(9) 《溶融亜鉛めっきという加工業》の仕事の社会的役割、有用性について、自負をもつこと、すなわち、

仕事に誇りを持ち、社会的に有用な職場として生き残り、発展させること。

「良い製品を提供できる職場は必ず生き残る」

一九九五年から一九九六年

一九九五年一二月、四〇〇〇トンの生産量を上げても「黒字決算」にならないというショッキングな出来事が発生した。利子、利息に喰われたからだ。

一九九五年三月、得意先の倒産による損害、一九九五年六月、会長職にあった大森グループの撤退、そして、一九九五年九月、コムソン社との提携、そして、翌一九九六年六月、コムソン社の一方的撤退通知、と職場をめぐる状況は大きく揺れ動いた。

45年の組合の歴史から (1)

7名で組合結成 (1958年9月)

1958年9月、7名が全国金属港合同支部に加盟。そして、9月29日、32名で大阪亜鉛支部を結成し、会社に通告した。会社は一部現場職制、一部職員を中心にした組合を約30名で結成させた。しかし、その後仕上げ班の人を中心に20数名が全金に加盟し、その他鉄工部など新たな加盟者も加え、80名を越える勢力になった。

職場に労働組合の旗がたてられた時の様子について、組合結成10周年記念誌「あゆみ」では次のように記している。

大阪港区、築港第三突堤に面し、四方を河川に囲まれた低地帯の一角、当時誰とはなしに通称福崎村と言われ、その泥だらけの福崎街道ぞいに、旧兵舎といわれる古びた木造の一棟からぶっかこうに突き出している煙抜きのやぐらと煙突だけがかろうじて工場らしきおもむきを浮彫にしていた大阪亜鉛鍍金株式会社。当時、資本金1千万円、工場で働く従業員は約200名。鍍金材であるパイプをかつぐ人、釜場でメッキする人、古い機械でねじを切る人……。働く人と材料で雑然たる活況を呈していた昭和33年9月末。もう涼しい秋風が吹いているというのに働く人々のつぎはぎのボロ服は肩から背中にかけて水でもぶっけられたようにびっしりと肉体にはりついている。

長時間残業と、昨日から連続の徹夜とうし作業の疲労のため働く人々の顔は青白く、工場内にはメッキ場から流れ出るアンモニアガスと、洗浄場の硫酸ガスがたちこめ、異様な悪臭が重苦しくたちこめていた。

その後、職場の二つの組合は組織攻防戦をくりひろげたが、1959年5月7日に総評全国金属労働組合のもとで合併統一した。

それ以降、組合は、初代委員長解雇攻撃(1961年)などの出来事を体験しながら、賃金体系改善、退職金問題など働きやすい職場づくりに全力をあげた。

一九九二年からの赤字たれながし状態が改善されぬまま、職場は混迷をきわめつつあった。

我々労働組合は、社会保険料の負担割合の変更（七対三から法定の五対五に）、退職金の支払いの凍結、等の犠牲を引き受けながら、一方で「職場の黒字採算体制の確立」「職場の安定・充実」への取り組みを進め、混迷からの脱却をめざした。

企業問題の発生

こうした中で、「企業問題」が表面化することになった。正確に言えば、企業危機、職場危機が顕在化した。

一九九六年八月下旬のことである。

引き金になったのは、一方的に撤退通知したコムソン社が、七月頃から強引な債権回収に動いたことにある。

「倒産を恐れないが、全力で倒産を回避しよう」と「来る日も来る日も」企業問題の解決にとりくんだ。

しかし、企業の信用は落ち、会社としての資金手立てはことごとく失敗した。毎月、毎月の賃金確保がゼロに等しい状態の中で、労働組合として賃金確保のために日々走り廻る状態が続いた。それでも賃金は遅配、その上に分割払いという実態であった。

九月から十一月の和議申立に至る三ヶ月間は、毎日、

毎日、「非日常的」な日々が続いた。

賃金確保、手形の不渡り発生回避など、職場が生きていく道を求めつつ、一方で、職場確保、生活確保のための準備をすすめた。

しかし、職場の危機が一日、一日と進んでいくのを肌身で感じた。

「一人の労働者として何ができるのか」「労働組合としてやれることは」「立て直しができるのか」——様々な出来事が次から次へと起こる中で、職場は苦闘のまっただ中であつた。

一九九六年九月から一九九六年十一月の中で、労働組合が働く者の賃金確保で調達した金額は一億五〇〇〇万円にのぼつた。

近畿労働金庫（当時は大阪労働金庫）からの闘争資金を担保にしての借入、田中機械支部の本部共闘資金を担保にしての借入、田中機械支部・昌一金属支部などの現金の提供。これに加えて、支部財政をとことんはきだし、支部組合員からの借入は、一〇数名、数千円になった。それぞれが、労働組合を信じつつも「どぶに捨てる」覚悟での資金の提供であつた。

賃金遅配

労働組合が矢面に立って

組合員と真正面に向きあつた

「賃金がない」ことでなじみの仲間が職場を去ることを避けたいという思い——この一点でのそれぞれの努力支援、協力がなされた。

それでも賃金全部を充当することはできず、遅配の上に分割払いとなった。

その都度、労働組合は、「働いて何で賃金がもらえないのか」などの当然過ぎる職場の声の矢面に立った。

一ヶ月にその種の場面が八回、九回、一〇回とあつただろうか。来る日も来る日も「何故これだけの賃金しか払えないのか」の説明に必死だつた。

日々迫りつつあるとの予感があつたが、二度目の倒産の厳しさ・現実を心と体に想い描きながら、職場が生き残るといふ「未知の課題」に挑戦する姿勢を堅持した。

しかし、万策つきて、一月一九日会社は和議手続開始申立ということになった。

バブル経済がはじけて不況が続いていたが、それでも二度目の倒産という事例はあたりを見渡してもなかった。

「二度目の倒産に負けない」——和議下の職場再建闘争がはじまつた。

和議下の職場再建闘争

一九九六年から二〇〇二年をふり返って

二度目の倒産にともなう未曾有の困難をはねかえしながら、再々度、執念をもって、勇気と確信をもって再建闘争に踏み出した。

和議申立以前とは異質な、新たな「非日常的」な日々が続いた。

倒産直後の状況は債権者がひんぱんに出入りし、品物もガタ減り、得意先、仕入先のぬぎがたい不信など、予想されたこととはいえ、職場消滅につながりかねない出来事が連続しておこつた。

当時の職場ピラを今の時点で見ると悲壮感が漂っている。

もう一度沈みかかつた「ボロの木の船」を、

必死に船体を修理しながら、

今いる全ての人を乗せて、

いや、新しい仲間も乗せて、

再び浮かび上がらせることができるかは、

我々の団結力にかかっている。

我々は、犠牲を恐れない。

困難に耐える。

最後のチャンスをしつかり握り、

45年の組合の歴史から (2)

63春闘で62日間のスト

春闘で1963年3月19日より、全面無期限ストに突入した。3月25日、午前0時に及ぶ団体交渉中、会社は港警察の機動隊を工場周辺に待機させた。3月28日、会社は闘争を妨害するために、非組合員を使ってビラはがしやデモへの挑発を行った。これに抗議すると、会社は警察権力を導入した。権力は、組合事務所を捜索し、同時に5名の組合員を逮捕した。組合は、5名の即時釈放と救援活動に取り組み、300余名で警察署を取り囲み即時釈放の抗議行動を展開した。

闘争委員会は、闘争資金獲得のため過半数を外部に就労させたが、生産点を離れた闘いは闘争力を弱める結果になった。

結果的に、62日間でストを打ち切り、解決内容として、時短30分、初任給引き上げ、5名の解雇撤回を確約させて終結した。

63春闘の敗北後の数年間、組合活動は表面上停滞をしたが、団結力の回復、闘う意欲の増大の中で、闘う労働組合、まともな労働組合としての強化がはかられた。

血と汗と涙で築いてきた我々の職場を
我々の知恵と力で生き返らせ全力で立て直そう。

和議倒産という厳しい現実に向かいながら、まず、和議という「再建型」の法的手続きのベースに乗せることに全力をあげた。和議開始決定、和議認可という二つ

のハードルを越えることのできる職場実態をつくりだすことがポイントであった。

一九九六年一二月に提案された第一次会社再建案(賃金カット、など)についての集約をしながら、一九九七年は、職場の黒字採算体制への転換に全力をあげた。

「一日、一日」「二年、一年」が真剣勝負であった。

一九九六年から二〇〇二年まで
を簡単に振りかえる。

一九九六年(和議申立の年)
毎月、毎月赤字であった。

一月一九日に和議倒産になり、仕事に戻ってくるのか、だんだん亜鉛の浴面が下がる、など亜鉛を初めとする材料の仕入ができるか、など不安と怒りの入り交じった中で、職場再建の道筋をつけるのに必要であった。年末も年始もなく、職場防衛で張り付いた。年末ギリギリまで、倒産に関わる諸問題の対応に追

われ、一二月三〇日には、コムソン社との交渉が行われた。

一九九七年（和議開始、認可の年） 五月に裁判所の和議開始の決定を受け、債権者集会（一一月）で裁判所の和議認可決定が下りるかどうか、和議という「再建型」法的ルールにのせるのに必死であった。

一二月の臨時の株主総会で、大森社長をトップとする新しい経営体制がスタートした。当時の社長古田和穂は、経営責任を果たせず、あるいは、果たすことなく、退陣した。

一九九八年 春から仕事量のガタ減り状況で和議資金づくりに泣いた。一二月に入っても第一回目の和議資金の目途が立たず、各債権者に「待つて下さい」との要請を行った。

この時、コムソン社は、職場の窮状につけ込み、「破産にしてやる」「債権者集会を開け」などの脅しをかけた。しかし、組合がコムソン社と団体交渉を行ない、謝罪させ大きな問題にならなかったが気の休まらない日々が続いた。

一九九九年 仕事のガタ減り状況が改善されなかった。九月から会社サイドの「新しい風」が吹き、「二人三脚」の努力が続いた。

一月中旬に労働組合も努力する、大森グループからの支援もあり、一二月段階で二回目の和議資

金の目途が立ち、それまでの年末と比べれば少し落ちつきのある日々となった。

二〇〇〇年 仕事量も回復しない、三社の得意先の倒産ダメージ、などがあり職場と生活が脅かされた一年であった。経営陣の体制は、二月の株主総会で一新され、「旧弊をたつ」などのかけ声のもとで、職場の大きな変化が伴った。そして、第一回目の希望退職が実施された。

希望退職をはじめ様々な苦境打開策を実行してのいだが、第三回目の和議資金はやはり社内ですること出来ず、第一回目、第二回目同様に全額借入となった。

そして、一月下旬に古田和穂前社長の再建妨害の動きが発生し、これへの対応、対抗などで、年末ぎりぎりまで、弁護士との打ち合わせが続いた。

二〇〇一年 四月に「特安工場」の指定、五月に釜厚四ミリ強の発見から盆休み返上の釜替え、五月に泥棒侵入、など次から次へと難題が発生した。しかし、一番の悩みは、仕事量の減少であった。

二度目の希望退職の募集でしので、「一直・二二〇〇〇トン生産体制」の整備・確立へとひたすら走った。

光明は古田和穂前社長の再建妨害の動きを排除

45年の組合の歴史から（3）

会社更生法下で 16年間の職場再建闘争

1975年4月26日、市川一族は、事前協議約款を無視して抜き打ち的に大阪地裁民事六部に会社更生法の手続き開始申立を行なった。

会社更生法申立がされた翌日27日は日曜日であったが、大阪垂鉛には地域の仲間も含めて200名がかけつけ、即座に反撃体制がとられた。

我々の合言葉は、「一人の首切りも許さない！一切の合理化粉碎！」であった。

会社更生法申立以降の事態は、工場内がからっぽの状態（受注激減）となり、金融資本の一切の取引停止など我々の生活不安をかきたてるものであった。

会社の申立書には、申立理由として、①受注量減少、②地域攻勢が強く賃金が高すぎる、点があげられ、現場30名の人員整理、12%の賃金カットなどの再建案が出されていた。

司法権力の力を借りて、合理化を押しつけ職場・地域一体の闘いにクサビを打ち込み組織破壊を行なうこと——正に官製合理化攻撃に会社更生法申立の狙いがあった。

市川一族の一連の子会社への逃げ込み策——1961年関東亜鉛設立、1970年知多工業設立、1972年鶴見工場の独立法人化（横浜ガルバー）——の総仕上げとして本社工場の全金弱体化に焦点をあてたものであった。

官製合理化攻撃を許さないために、①職場地域からの大衆的実力闘争を強化すること、②地労委などあらゆる場を利用すること、③争議支部との交流、連帯を深めること、という反撃の基本方向を確認した。

つまり、資本総体としての総労働に対する新たな攻撃戦術として位置づけ、自主・自立の立場を堅持し、闘う労働運動の強化・拡大を更に追求する中で官製合理化攻撃を打破する道をすすんだ。

こうした中で、団結組織を堅持し生活と権利を確保するために、一度は死んだ企業を労働者の主体的力量を発揮して生き返らす闘いを担うこととなった。労働者の主体的運動領域を企業の受注、発注、生産、技術、安全、資金、労務管理などにまで拡大する闘いである。

労働運動の領域拡大の闘いは、半ば強制された選択であったとはいえ、企業防衛主義、企業第一主義とは明確に一線を画し、自主・自立の立場の堅持、労働運動の不断の実践によって職場で労働者が主人公になる方向をめざしたものであった。

会社更生法の法的手続の流れは、更生開始決定（1975年7月2日）、更生計画認可（1979年2月19日）、そして更生終結予定（1984年）を延長して、1990年1月終結となった。

する裁判が、大阪地裁で勝利したことだ（控訴審、上告審と裁判は続いたが）。

さて、年末。第四回目の和議資金は、これまで同様に全額借入での処理となった。

二〇〇二年

仕事量が回復しない、メッキ単価引き下げ圧力、など職場状況は依然として厳しかった。

しかし、経営サイドの新しい風、これを良き風とする努力、会社、労働組合、働く者の「二人三脚」の取り組みが徐々に定着した。盆休みのある八月が黒字月となるなど、月次決算で、一〇勝二敗の成績をおさめた。

また、古田和穂前社長の経営責任を問う裁判も、六月に最高裁で組合勝利の判断がでて、法的決着をみるに至った。

そして、第五回目の和議条件履行（最後の和議債務の支払）は、社内資金では処理できなかつたが、全額借入によつて無事終了させることができた。

今から考えれば、和議申立以前の「職場の黒字採算体制の確立」「職場の安定・充実」の取り組み、賃金遅配分割払いの現実にやれることをやって組合員としっかり向きあつたこと、などの必死の取り組みが和議倒産後に生きた。

我が職場を守るといふ一念を貫く姿勢を堅持したことが、和議からの離脱の大きな原動力となった。

職場変容の節目について

二度つぶれた職場がはい上がるためには、数々の痛みを伴う合理化の実施、自主・自力の職場変革の主体的実行、などが必要不可欠であった。

「組織が変わらなければ、人が変わらなければ、職場が四散霧散するしかない」——我々の職場の現実の姿であった。

主だった節目を列挙する

▽一九九六年一二月 賃金カットなどの第一次会社再建

案の受け入れ

▽一九九七年一二月 請負方式拡大などの会社再建案の

提示、検討

（第二次案の決着は、一九九八年の夏に）

▽一九九九年七月 六〇才以上の新雇用システム発足

▽一九九九年九月 新給与システム発足

（事務所・現場とも月給制に、社員呼称、など）

▽二〇〇〇年二月「調整手当返上、土曜出勤の割り増しを法定に、水曜、土曜の定刻作業の廃止」の三つの自主的取り組み実施

- ▽二〇〇〇年八月 希望退職などの苦境打開策の受入れ
- ▽二〇〇一年春 退職金規定改定
- ▽二〇〇一年七月 第二回目希望退職の受け入れ
- ▽二〇〇一年八月 夜勤廃止、A・B勤務廃止——一直体制に
- ▽二〇〇二春 在職者、未払い賃金七割放棄を自主実行

手形裁判について

和議倒産後、古田和穂前社長の経営責任に関わる手形裁判が発生した。大阪地方裁判所に係属した裁判は、五件を数えた。

1. ネーブルジャパン(堀川憲幸氏)
 - 争い金額 一億二千万円
 - 平成八年(ワ)第一三〇九九五号事件
2. ネーブルジャパン(四重工業)
 - 争い金額 二億円
 - 平成八年(手ワ)第七〇七号事件
 - (提訴日一九九六年十二月二〇日)
3. ネーブルジャパン(西川慶子氏)
 - 争い金額 二六五三万八〇〇〇円
 - 平成九年(ワ)第六六〇七号事件
 - (提訴日一九九七年三月六日)

4. ネーブルジャパン(原田相市氏)

争い金額 四〇八四万六〇〇〇円

平成一〇年(ワ)第三七五七号事件

(提訴日一九九八年四月一六日)

5. (株)カンキ

争い金額 五五五七万八七五五円

平成一〇年(手ワ)第八六七七号

(提訴日一九九八年六月二五日)

これ以外にも、尼崎地方裁判所の裁判一件(上島弘之氏の件)、高松地方裁判所係属のコムソン社関連の裁判一件が発生した。

いずれも会社が発行した手形の額面にみあう入金が無く、会社にとっての被害、私たちの職場へのダメージとなった事件である。

七件を合わせると、総額六億近い金額の裁判。

和議申立代理人の金弁護士を中心に新世綜合法律事務所の地道かつ獅子奮迅の努力で、職場への悪影響を最小限に食い止めた。

全体の決着は、一九九九年一二月まで足かけ四年かかった。

和議条件の履行を果たして

我が職場を守るといふ

大義の旗をしつかり握りしめる

職場があらゆる困難をひきうける気概があつたからこそ、自力再建、自主再建の立場で頑張り抜くことで、いわゆる「順調な再建」をつくりだし、和議終結に至ることができた。

今、あらためて かけがえのない「職場確保という権利」、団結権を守りぬき、働く者の生活と権利の確保、ひいては、向上に向けて、一層 職場再建闘争を前進をさせることが求められている。

未だ状況は厳しい。

厳しさを見つめる勇気をいつまでももちたいと思う。厳しさに負けない確信も必要だ。現実をかえる積極性も大事だ。

我々は歩みをとめるわけにはいかない。

労働組合が団結と連帯を強め、信頼感あふれる労資関係を武器にして、血と汗と涙で築いた我が職場を笑顔があふれる職場へと発展させるために、更に「組合結成五〇周年」の節目に向けて、着実に前進しよう。

和議下の日誌

一九九六年

一一月

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|----------------------|
| 一九(火) | 和議申立 | 一一(水) | 大森氏、来社、ひき続きの協力要請 |
| 二〇(水) | 保全命令、保全執行 | 一二(木) | 会社、第一次再建(案)提起 |
| 二一(木) | 労金への事情説明 | 一三(金) | コムソン社関係(大西氏)と話し合い |
| 二二(金) | 今泉順一弁護士、整理委員に任命される | 一四(土) | ネーブルジャパン関係(堀川氏)、手形訴訟 |
| 二三(月) | 昼勤のみの生産体制 | 一五(日) | 裁判(第一回) |
| 二四(木) | 大森氏来社、協力要請 | 一六(月) | ピースリー不渡りに(労金関連) |
| 二五(金) | 十一月一五日のネーブルジャパンの件、不渡りに | 一七(火) | 整理委員スタッフ三名来社 |
| 二六(土) | ネーブルジャパン関係(堀川氏)、手形訴訟を提起 | 一八(水) | 大森氏来社、三者で話し合い |
| 二七(日) | 労金への事情説明 | 一九(木) | 四重工業、手形訴訟を提起 |
| 二八(月) | コムソン社、契約不履行での不渡り提起 | 二〇(金) | コムソン社関係(大西氏)、手形訴訟を提起 |
| 二九(火) | 変則二直の生産体制(二日間のみ) | 二一(土) | 団結もちつき大会 |
| 三〇(水) | 北本修二先生を呼んで「和議学習会」 | 二二(日) | 労金への事情説明 |
| 三一(木) | 整理委員、第一回調査 | 二三(月) | (担保手形・不渡りの件など) |
| 三二(金) | | 二四(火) | 団結確認大会(再建案をめぐって) |
| 三三(土) | | 二五(水) | 債権仮差押決定(大西氏) |
| 三四(日) | | 二六(木) | コムソン社との三者交渉 |

一九九七年

一月

六(月) 初出互礼会(児玉憲夫代理人の報告)
八(水) 労金本店話し合い(二号不渡り)
大森社長来社

一六(木) シンエイ、不渡り(労金関連)

二〇(月) シンエイの件、コムソン社に「通知書」

二三(木) 大西氏、手形訴訟裁判(第一回)

大森社長来社

三〇(木) 四重工業、手形訴訟裁判(第一回)

河内土木、来社

三一(金) 児玉代理人との月例対策会議

二月

四(火) 整理委員スタッフ、中間報告をとりまとめる
段階に

六(木) 大森社長、来社

ネーブルジャパン関係(堀川氏)、手形訴訟裁
判(第二回)

一三(木) 大西勝治氏、手形訴訟判決

一八(火) 右記訴訟判決にもとづく

強制執行の不許可決定

一九(水) 労災保険給付等受任者払取消通知書

二五(火) 労基署交渉(受任者払取消の件)

二六(水) コムソン社との二号不渡事件に関する和解
コムソン社、古田社長に株券名義書換催告

二七(木) 「整理委員の意見書提出期限を五月三〇日ま
で」との大阪地裁民事六部決定

二八(金) 児玉代理人との月例対策会議

三月

四(火) 労基署交渉(受任者払取消の件)

六(木) ネーブルジャパン関連・西川慶子氏の件、
支払命令

七(金) 上島弘之氏、役員(四人)に支払い催告
今泉弁護士来社

一三(木) 「債務承認およびその履行に関する公正証
書」(コムソン社) 特別送達

三者交渉(コムソン社役員派遣の件)

一四(金) 四重工業、手形訴訟(第二回)

一七(月) 大阪商業信用組合からの請求書
(和光産業の件)

一八(火) コムソン社との三者交渉

四月

- 三(木) 児玉代理人との月例対策会議
- 一四(月) 四重工業、手形訴訟(第三回)
- 一五(火) 三陽産業訪問

五月

- 七(水) 港区役所への事情説明
整理委員の裁判所の「報告書」提出期限が
五月三〇日から六月三〇日へ延期
- 九(金) 整理委員、債権者に
事情聴取のための文書発送
労金への事情説明

- 一二(月) 今泉整理委員、来社
- 一六(金) 児玉代理人との打ち合わせ
大西勝治氏、裁判取り下げ

六月

- 三(火) 児玉代理人との月例対策会議
- 四(水) コムソン社へ「文書」提起
- 六(金) 児玉代理人との打ち合わせ
- 一八(水) 組合、整理委員に「私たちの決意」提起
- 二四(火) 今泉整理委員との話し合い

整理委員、「報告書」提出

- 二六(木) 児玉代理人と話しあい
- 三〇(月) コムソン社第一回目不渡り

七月

- 二(水) 労金事情説明(報告書 事情説明)
- 三(木) 児玉代理人打ち合わせ
- 八(火) 全員朝礼(児玉代理人の報告)
- 一二(火) 和議開始決定
- 二八(月) 裁判所、レイアウト工事許可決定

八月

- 二五(月) 債権届出日

九月

- 二五(水) 管財人との面談

一〇月

- 三(金) 管財人、来社
- 一三(月) 管財人、事情聴取
- 一五(水) 組合、管財人に「私たちの立場」を提出

- 一六(木) 組合、退職者に手紙郵送
- 二一(火) 兎玉代理人との打ち合わせ
- 二四(木) ネーブルジャパン松田社長との話し合い

一一月

- 一(土) コムソン社と債権整理の話し合い
- 六(木) 債権者集会
大阪地方裁判所第六民事部、和議認可決定
- 二六(水) 官報に「和議認可」公告
- 三〇(日) コムソン社、再度、契約不履行で不渡り提起

一二月

- 九(火) 組合、再度の「二号不渡り事件」に対して、
仮差し押さえ、手形訴訟を提起
- 一二(金) 臨時株主総会で新役員体制がスタート
- 三一(水) コムソン社、再々度、契約不履行で不渡り
提起

一九九八年

一月

- 二二(木) コムソン社と「二号不渡り」について和解
- 三一(土) エースフーズの手形不渡り

二月

- 一八(水) 日本FAシステムに内容証明郵便

三月

- 六(水) 日本FAシステムとの交渉
(三二〇〇万円の手形の返却)

四月

- 二(木) 受注減で変則生産体制に(〳四月二四日)
- 一六(木) ネーブルジャパン(原田相市氏)、裁判を提起

五月

- 一三(水) 兎玉代理人との打ち合わせ

六月

- 五(金) (株)カンキ、裁判を提起
- 八(月) 変則生産体制、一週間続く
- 二二(月) 変則生産体制、一週間続く
- 二六(金) 児玉代理人との打ち合わせ

七月

- 二一(火) 四重工業、裁判
- 二七(月) 原田相市、裁判
- 二八(火) (株)カンキ、裁判

八月

- 七(金) 堀川憲幸氏、裁判で和解

一〇月

- 二(月) (株)カンキ、裁判
- 七(水) OB会幹事会
- 一四(水) 職場学習会(講師 児玉弁護士)
- 二二(木) 四重工業、裁判

十一月

- 七(土) OB会第四回総会
- 一八(水) 職場学習会(講師 中村吉政委員長)

十二月

- 四(金) 原田相市氏、裁判
児玉代理人との打ち合わせ
- 七(月) コムソン社、「破産を申し立てる」などの
内容証明郵便
- 九(水) 職場学習会(講師 要宏輝書記長)
- 一一(金) 第一回目の和議条件履行
本部、コムソン社と交渉
- 一七(木) 西川慶子氏、裁判
- 一八(金) 大阪市との話し合い
- 二二(火) 四重工業、裁判

一九九九年

一月

- 一一(月) 児玉、金弁護士との打ち合わせ
- 一四(木) 四重工業、裁判

二〇(水) 奥野議員を呼んで職場学習会(旗開き)

七月

二月

三(水) 西川氏、裁判

一(木) カンキ裁判、和解
二(月) 児玉・金代理人との打ち合わせ
一四(水) 労基署、是正勧告書

三月

九月

一(月) コムソン社、銀行取引停止
二(金) 四重工業裁判、和解に
二三(火) 西川氏、裁判(証人尋問)

二(木) 大西勝治氏から、株券で配達証明郵便
八(水) 児玉・金弁護士との打ち合わせ
二七(月) 監督署、安全指導に

四月

一〇月

二一(水) カンキ裁判
二三(金) 大阪市環境局、立入り調査
二七(火) 西川氏、裁判

六(水) JAMへの移行を決定(臨時大会)
二七(水) 職場変革委員会(第一回)
二八(木) 児玉・金弁護士との打ち合わせ

六月

一一月

三(木) 原田氏裁判
七(月) 原田氏裁判、和解
一二(土) 組合結成四〇周年記念行事

一〇(水) 職場変革委員会(第二回)
一二(金) 児玉・金弁護士との打ち合わせ
一八(木) 上島氏、裁判
二四(水) 職場変革委員会(第三回)

一二月

- 一(水) 職場変革委員会(第四回)
- 六(月) 上島氏、裁判
- 一三(火) 第二回目の和議条件履行
- 二〇(月) 上島氏、裁判(一部 和解成立)
- 二二(水) 職場変革委員会(第五回)

二〇〇〇年

一月

- 八(土) 組合旗開き(田井中副書記長)
- 二六(水) 職場変革委員会(第六回)
- 三一(月) 「現場一時間残業の件」実施

二月

- 二(水) 全員学習会(要副委員長)
- 一三(日) OB会第五回総会
- 一八(金) 上島氏裁判
- 二一(月) 組合、三つの自主的取り組み実行

三月

- 八(水) 職場変革委員会(第七回)
- 一〇(金) 労基署是正勧告(未払い、など)
- 二九(水) 職場変革委員会(第八回)

四月

- 三(月) A社、倒産(民事再生法)
- 五(水) 職場変革委員会(第九回)
- 一四(金) 職場変革委員会(第一〇回)
- 二六(水) 職場変革委員会(第一一回)

五月

- 一一(木) 「職場再建」、会社への申し入れ

六月

- 九(金) 職場変革委員会(第一二回)
- 二二(木) 「職場再建」、会社への追加申し入れ
- 二六(月) 上島氏、裁判
- 三〇(金) 職場変革委員会(総括)

七月

- 六(木) O社、倒産(破産)
- 七(金) 緊急対策・交渉
- 一〇(月) 組合、緊急対策提起
- 十七(月) 会社、抜本方針を示す

八月

- 三(木) 三者交渉(人員削減の件)
- 二一(月) 抜本策についての合意
- 二九(火) 山本氏、内容証明郵便送付

九月

- 四(月) 上島氏、手形裁判
- 八(金) 職場変革委員会(第一三回)
- 一六(土) 職場変革委員会(第一四回)

一〇月

- 一二(木) 早出めつき作業
- 一六(月) 勤務時間帯・変更開始
- 二三(月) 仕上五工場、請負方式に

十一月

- 一三(月) 上島氏裁判
- 下旬 古田前社長の再建妨害の動き発生
- 三〇(木) N社、倒産(破産)

二〇〇一年

一月

- 一六(火) 古田前社長に対する仮処分決定
- 一七(水) 組合旗開き
- 一八(木) 古田前社長居宅への仮処分執行

二月

- 一(木) 上島氏裁判
- 一七(土) 定例株主総会
- 二七(火) 古田前社長の経営責任を問う裁判(第一回目)

三月

- 六(火) 上島氏裁判
- 二三(金) 古田前社長の経営責任を問う裁判(第二回目)

四月

- 二〇(金) 古田前社長の経営責任を問う裁判(第三回目)
- 二四(火) 「安全管理特別指導事業場」に指定される

五月

- 一八(金) 古田前社長の経営責任を問う裁判(第四回目)

七月

- 一一(水) 第二回目の希望退職募集
- 二四(火) 古田前社長の経営責任を問う裁判(第五回目)

八月

- 八(水) 釜がえ工事(二三日)
- 二一(火) A・B勤務廃止・一直体制

九月

- 六(水) 古田前社長の経営責任を問う裁判
大阪地裁、組合勝利の判決

一二月

- 六(木) 古田前社長の経営責任を問う裁判
大阪高裁控訴審(第一回)
- 二六(水) 古田前社長の経営責任を問う裁判
大阪高裁控訴審(第二回)

二〇〇二年

一月

- 一八(金) H元組合員裁判

二月

- 一(金) 古田前社長の経営責任を問う裁判
大阪高裁、組合勝利の判決
- 一三(水) 西労働基準監督署の立ち入り
〔「特安工場」最終チェック〕

三月

- 一四(木) H元組合員裁判(第一回目)
- 二一(木) (有) 港共生工業発足

四月

一八(金) H元組合員裁判(第二回目)

(H元組合員、裁判取下げ)

五月

一一(土) 経営学習会(田井中常任、狩谷常任)

六月

一五(土) 経営学習会(第二回目)

一七(月) 事務職員、現場配転(最終的には、二名が)

二八(金) 最高裁、古田前社長の上告を棄却

一九九六年秋

企業問題の発生の中で

(一九九六年秋闘 職討資料から)

労働組合としての力量を発揮し、
構内で働く者の生活と権利を守り、
我々の手で職場を支え、
職場の存続・安定・充実に向けて

全力を尽くそう

① 企業問題の発生について

八月下旬から、職場の再倒産につながりかねない「企業問題」が発生した。
引き金になったのは、コムソン社の債権回収の動きであった。

コムソン社とは、昨年七月以来、大森グループの撤退の後を受けて、協力の関係にあったので、「寝耳に水」の

出来事であった。

この危険な動きについては、九月一日(日)、九月一日(水)の二回にわたる組合とコムソン社との交渉によって、「大阪亜鉛の職場をつぶすボタンを押すことはしない」との確認がとられ止めることができた。支部、港、本部が参加した交渉での約束である。

さて、何故、このような企業問題が発生したのか。

第一の原因は、会社が、六月下旬からきざしの見えたコムソン社の動きについて、組合に対して包み隠さず説明・報告していなかったことにある。

八月下旬の段階で「どうしようもなくなった」という事態の中で初めて報告があったということである。

「揺るぎない労使の信頼関係」という中味が問われようというものである。

六月の下旬で報告があれば、その時点で対策が可能であり、これほど大きな問題にはなり得なかった。

第二の原因は、根本問題であるが、一九九二年からの赤字状態が解消できていないことにある。

企業資金を借りる銀行がないのに、「赤字、赤字、……」で将来にわたって存続するわけがないということだ。これまで、存続するには、もちろん職場の頑張りが一番のことであるが、いろいろな無理をしているということである。この無理のツケが表面化したということである。

②「企業問題」を解決する方向性について

まず、第一に支部の主体的力量を高めることが必要であり、絶対条件であるということである。

構内で働く者の過去、現在、そして未来に関わる生活と権利を守り抜くためなどである。

この中で、現に働く者の生活と権利を守り抜くというのが第一義であるというのはいままでもない。

そして、いかなる事態になっても職場を守り、職場を動かしていくために、支部の力量をシッカリしていくことが重要だということだ。

会社更生法下での再建闘争で、「一切の合理化を認めない」「労働運動の領域の拡大」の取り組みを行ってきたが、今の問題に即した取り組みの継承が必要である。

そして、第二に、これが一番のポイントであるが、一日も早く黒字体制への転換をはかる努力を引き続き行うことである。いつまでたっても赤字ということでは誰からも相手にされなくなるであろう。

当面は、存続するための無理を少しでも解消する努力を行う。例えば、現在の犠牲はあっても無理な借金を止めていくことが必要である。

そして、第三に、今ぶち当たっている「企業問題」の解決は、支部の主体性の上に、上部の協力があつてこそ初めて実りあるものになるということである。そして、

大阪労働金庫の協力もしかりである。

労働運動としての取り組みが必要であるということである。

資料2

和議をめぐる

この間の経過について

(一九九六年一二月 職討資料)

八月下旬の企業問題の表面化以来、支部は職場の存続・維持に向けて奮闘してきた。

九六秋闘の職場集会でも「労働組合としての力量を発揮し、構内で働く者の生活を権利を守り、我々の手で職場を支え、職場の存続・安定・充実に向けて全力を尽くそう」との視点で討議を行ってきた。

この間の二度にわたる遅配(九月、一〇月)それに加えて、二回、三回分割払いという苦難が続いた。

支部として「賃金をいかに確保するか」ということを重点に置きながら、職場存続のために諸払い(材料代な

どの決済)をどうしていくのかを考慮せざるをえないという問題の間で苦悩してきた。

なぜなら、諸払いを処理できなければ、メッキ加工するのに必要な材料などが供給されなくなる、あるいは、不渡りが発生する、等、工場の運営が不可能になる、あるいは、倒産になるからである。

「倒産を恐れないが、倒産をギリギリまで避ける。倒産につながりかねない問題を整理する」というのが支部の基本的な姿勢であった。

会社更生法申立(一九七五年四月)以降の苦しい経験があるだけに「倒産は避ける」というのは基本であった。しかし、一月二〇日、亜鉛代金などの支払のための資金手立てのめどがたたないという事態となり、会社は、一月一九日和議を申立し、二〇日保全命令・保全執行ということになった。

支部は、一九日、二〇日も倒産を避ける、ギリギリまで生きるための努力を行った。

1. 和議に至った原因について

られた的に整理すると

①更生終結(一九九〇年一月)の条件(社会保険料、退職金などの借金を長期に返済する)が、一九九二年以降の赤字転落の中で資金的に足力せとなった。

②一番の根本的原因であるが、バブル崩壊、不況の中で、企業環境が悪化し、これに対応できる企業体制が確立できなかったこと。

赤字体質から脱皮する企業努力、経営責任が果たされてこなかったこと。

③二点目と関連するが、会社更生法下の役員(田村社長、合田専務、大野常務)が退任するか、後景に退く中で、

これにかわる安定した経営陣が確立できなかったこと。

④以上の三つの点とも関連するが、通常の銀行取引ができない、企業資金をかりれないという事情の中で、赤字——恒常的な資金不足を解消できない、解決できないということ、いわゆる「手形乱発」といわれる実態がつついてきたこと。

この発端は、数年前にさかのぼる。これが、いわゆる「関連会社」と絡んで利息、利子で雪だるま式にくらんできたこと。

⑤その他

2. この間の経過について

支部の主体性の強化、本部、南、港の上部機関との意志疎通など、単産の支援を背に受けながら、労働組合としての力量を最大限發揮して職場存続と構内で働く者の生活確保に昼夜をわかつた努力してきた。

コムソン社など債権者との交渉、大森社長との折衝、いわゆる「手形」の調査、日々の経理での入出金のチェック、等職場の存続・生活の確保のため過去・現在の諸問題の解明、整理に向けて努力を行ってきた。

この二ヶ月の間に、賃金充当のために会社に協力した資金は膨大である。ひとえに、ひとえに、賃金確保と職場の存続のためであった。

九月 二日 四三〇〇 (支部闘争資金)
九月 五日 一〇〇〇

九月三〇日 三〇〇〇 (田中機械支部 共闘)

一〇月 五日 一七五

一〇月 五日 五九四

一〇月 五日 一〇〇 (支部財政から)

一〇月三十一日 一〇〇〇 (支部財政)

一〇月三十一日 二五〇

一〇月三十一日 八九三

一〇月三十一日 一〇〇

一〇月三十一日 二五七

一〇月 五日 三二〇〇 (田中機械、昌一金属支部)

合計 約一 四九〇〇

この上、更に加えて、この様な協力にも関わらず、会

社としての資金手立てがほとんど失敗し、労働組合の基
本問題である「賃金確保」に関わって、九月、一〇月と
二度にわたる遅配、これに加えての分割払いなどの事態
が発生した。

その都度、その都度、駆け足であったが、職場への説
明・討議を行ってきた。

八月三〇日(金) 夜勤者集会

(八月二六日以降コムソン社の動きと明らか
になった点の報告)

八月三十一日(土) 全員集会

九月 二日(月) 昼勤先行の臨時大会

(支部闘争資金担保による借入)

九月 二日(月) 夜勤者集会

九月二七日(金) 夜勤者集会

(秋闘、企業問題)

九月二八日(土) 全員集会

一〇月 二日(水) メッキ職討(秋闘要求、企業問題)

一〇月 三日(木) 仕上職討

工検事職討

全員集会(遅配分割払い)

夜勤者集会

一〇月 八日(火) 夜勤者集会

(秋討要求確立、遅配分割払い)

一〇月 九日(水) 臨時大会

一〇月二五日(金) 夜勤者集会

(一時金要求確立、遅配分割払い)

一〇月二六日(土) 臨時大会

一〇月三〇日(水) 夜勤者集会(遅配分割払い)

一〇月三一日(木) 全員集会

十一月五日(火) 夜勤者朝礼にて説明

(不渡り危機報告、遅配分割払い)

十一月六日(水) 昼勤者朝礼にて説明

十一月八日(金) 夜勤者朝礼にて説明

(遅配分割払い)

十一月九日(土) 昼勤者朝礼にて説明

十一月九日(火) 夜勤者集会(秋闘・一時金終結)

十一月二〇日(水) 臨時大会

(秋闘・一時金終結、和議)

十一月二八日(木) 全員集会(変則二直制、賃金)

十一月二九日(金) メッキ職討(変則二直制)

十二月二日(月) 和議全員学習会 北本修二弁護士

3. 和議に職場の団結で立ち向かおう

十一月二〇日を境に企業環境が一変した。

会社の信用が、再建型の倒産とはいえ、倒産という事実によってゼロ、ゼロ以下になった。

今まで以上に企業環境が厳しくなった。

・二度目の倒産ということで、関係方面に再建への疑問が根強い。

・集金が通常通りにいかない。

・仕入れ先等に迷惑をかけ、従来通りの取引が出来るか未定の面がある。

・手形の換金などについても、裁判所の許可がいる。

・いわゆる「手形の乱発」の問題で関係方面に経営陣に対する不信がある。

・労働組合に対する昔ながらの見方がある。

・その他

・その他

一日、一日と日がたつにつれて、和議という倒産の悪影響を肌身を感じる。

しかし、それぞれの部署での必死の努力が続いている。

受注という点では、一週間を経ただけで、和議以前の七割に回復している。一五年前の会社更生法の時に三ヶ月の間品物が入らなかつたのと大きな違いである。

最大の一般債権者の大森グループ・大森社長の協力も先週初めに得られることになり、亜鉛などの材料仕入の面でも大きな不安が取り除かれた。

明るさが少し見えたという段階だろう

和議に対していかに立ち向かっていくのか。

1. 職場が、まず、一つにまとまることである。

職場が生き残れるか、和議という法的処理の中で生活と権利を守り抜けるかはこの点にかかっている。

2. 経営陣に倒産原因の解消の責任を取らせること。
3. 信頼を寄せることのできる経営陣の確立を図ること。
4. 和議が成立するかどうかは、誤解を恐れずにいえば、我々の職場にとって最後の生き残り、立て直しのチャンスであること。組合としての立場を堅持して和議成立に向けて最大限の取り組みが必要なこと。
5. この一年間、いや、赤字転落以降の根本問題である黒字採算体制にいかにもっていくのかが早急に求められている。

もう一度沈みかかった「ボロの木の船」を必死に船体を修理しながら、今いる全ての人を乗せて、いや、新しい仲間も乗せて、再び浮かび上がらせることができるかどうかは、我々の団結、力にかかっている。

我々は犠牲を恐れない。困難を乗り越えて、この最後のチャンスをしつかりにぎり、血と汗と涙で築いて来た我々の職場を我々の知恵と力で生きかえらせ、全力で立て直そう。

第一次会社再建案について の基本的考え方

(一九九六年一二月 職討資料)

再建案についての執行委員会としての基本的な考え方は、この間の職討で明らかにしてきたが次の通り。

- ① 団結の場・生活確保の場である職場を絶対に存続させる。
 - ② 再建型・法的処理としての和議の成立について職場の立て直しの最後のチャンスとして、労働組合の立場を堅持して全力をあげる。
 - ③ 和議成立までは、我々自身、困難に耐える。
直ちに、メッキ単価があがる、設備改善を実行できず、など措置がとれない以上、我々自身が困難に耐えざるをえないと判断する。
- ただし、八月以降の企業問題の表面化、九月～一月三ヶ月間の賃金遅配の中で、一〇数名の仲間が職場を去った。

職場の要員の实態はギリギリである。いやギリギリ以下にある。

困難に耐えるにしても今いる構内で働く者がメシをくうことができるギリギリの選択をしなければならな
いと考える。

④ 困難を覚悟することは、労働条件の切り下げに耐える
ということである。

それだけに、役員、管理職はそのことの重さを受け
とめ、職場の生き残り、発展に率先して全力をあげる
べきである。

各部の溝のツマリ、作業指示の不徹底など、職場が
働きづらい要因の解消に全力をあげるべきであろう。

⑥ この間の「職場の安定・充実」の取り組みを踏まえ、
将来に明かりの見える職場づくりに腰を落ち着けて取
り組む。

⑦ 和議が成立した後で、現場状況などを判断して、労働
条件の再見直しを行う。

⑧ 三三項目の個々の提案についての執行部の基本的考え
方は

1) 同意約款に基づいて処理する。

2) 今回の提案の大きな柱である賃金カットについて
はやむをえないと判断する。

3) その他

会社第一次再建案を めぐつてのまとめ

大阪亜鉛鍍金株式会社（会社という）と金属機械大阪亜鉛支部（組合という）は、会社が一九九六年一月一日付で提案した「会社再建案」について、以下の通り協定する。

1、組合は、和議の成立という視点から、「会社再建案」の中の労働条件の切り下げにあたる点についても一定修正の上でギリギリの判断・決定をした。会社はこうした事情を十分に理解し、職場の安定・充実に向けて従前以上に努力し、和議の成立・遂行に全力を挙げ、社内で働く者の生活確保に最大限留意することを確認する。

2、「会社再建案」についての以下に示す協定内容は、和議成立・遂行が前提であり、いいかえれば、職場の存続・再建のためのものであり、万が一、破産などの事態に至った場合、賃金カットなどの労働債権に関わる事項については、実施時期にさかのぼって復元するものとする。

① 設備改善の実施をすすめる

・仕上三工場のレイアウトの完遂をする

② 新卒者の募集の継続をはかり、職場の若がいりをはかる。

・年令別初任給を変更する

一五才（一九三〇〇〇）から三五才（二二六〇〇〇）までは現状通りとする。

三六才（二二七〇〇〇）から四〇才（二三一〇〇〇）までは一〇〇〇〇円キザミとする。

四〇才（二三一〇〇〇）から四五才までは固定する

③ 賃金カットについて

・一〇%とする。実施は一九九七年一月から。

④ 定年六〇才以上のものは、更新時基本給の九〇%とする。実施は一九九八年一月から。

⑤ 責任手当は、四〇%カットする

・一九九七年四月から定年を越えた者は、役職を返上する。但、後継者育成のために過渡的措施を講じる。

⑥ 月給者の遅刻、早退、私用外出は賃金カットする。実施は一月一三日（月）から。

⑦ 保繕、保安業務の時間外労働規制のために、振替休日などの措置を実施する。実施は一月一三日から。

⑧ 経費節約について

(ア) 通勤費は六ヶ月定期代を支給する。実施は

二月からとし、六グループにわけ順次移行する。

(イ) 作業着は二年に一着（夏、冬）支給する。

但、釜方、乾燥台、洗浄は一年一着（夏、冬）支給する。

・入社から二年の間は従前通りとする。

(ウ) 作業手袋は月二双支給する。但、作業上、現場責任者が判断した時は別途支給する。

(エ) 脚はんは交換制とする。

(オ) 浴槽は一〇名以下の時はわかさない。風呂代として四一〇円支給する。

(カ) 給食費の今後値上げの分は半額個人負担とする。

(キ) 電気器具の持ち込みは許可制とする。

(ク) 守衛勤務時間帯の変更をする。

実施は、一九九七年一月二一日

3、以上の協定内容については、和議成立後に見直しを行なう。

新たな労資関係づくりの スタート

大阪亜鉛鍍金株式会社（会社）と金属機械大阪亜鉛支部（組合）は、一九九七年一月二日臨時株主総会で新経営陣が選出されたことをうけて、今後の労使関係の信頼確立に向けて下記の通り確認する。

記

- 一、会社と組合は、和議下の企業（職場）をめぐる状況の厳しさを各々の立場での共通認識とする。
今後とも企業の安定（職場の安定）、働く者の生活安定のために各々の立場から全力をあげる。
- 二、会社は、従前の労使関係の経過を踏まえ、今後も、憲法、労働基準法、労働組合法などの労働諸法の遵守、協定事項、職場慣行などを尊重する。
- 三、組合は、和議倒産以降、大森工業株式会社グループによる亜鉛供給、商業手形の割引、もち代・設備資金の提供などの協力が企業再建（職場再建）のなくてはならない大きな力となったことについて十分なる理解

をする。

大森豊社長は、会社のトップとしてあると同時に大森工業株式会社グループの代表として、従前通りの協力をひきつづき行なうことを確認する。

- 四、会社は、組合および組合員、働く者の人格、生活、団結を最大限尊重し、今回の倒産という事態を反省し、経営責任を全うする。組合は、自主再建、自力更生の立場で企業再建（職場再建）に向けた努力を続行する。
安定した労使関係、信頼感あふれる労使関係の確立が企業再建（職場再建）のポイントであることについて、会社と組合は認識を一致する。
こうした認識のもとに、会社と組合は一致して、企業再建（職場再建）という共通目標に向けて全力をあげることを確認する。

J A M への

組織移行について

(一九九九年九月 職討資料)

我が職場、我が生活を守るために

全員の総意で組織選択を

一九九九年九月九日に新たな産別組織「J A M」(産業別労働組合ジェイ・エイ・エム)が発足した。大阪段階でも十月一日にJ A M大阪が旗上げする。

我々が現在所属する全国金属機械労働組合とゼンキン連合が合併してつくりられる産別組織である。

一方、我々が共に地域で闘ってきた全国金属機械労働組合港合同は、二年前からの「港合同見直し問題」の経過の中で、八月三十一日の臨時大会で、J A Mからの訣別を確認した。

こうした流れの中で、いかなる組織選択をするのかが求められる段階・局面となっている。

執行委員会としての見解を示し、職場討議を要請する。

見解の骨子

① 争議支部としての自覚と誇りで、自主再建、自力再建の気概で職場再建闘争の前進をはかる。

職場の団結力の強化をはかる

② 四二年來の身近で闘いを共にしてきた港合同の運動を継続して取り組む

③ これまでの諸関係を継続し、職場事情を判断して、新たな産別組織「J A M」に移行する。

組織は生活、権利向上の手段・武器であるとの視点が必要である。「組織がまずありき」の考え方をとらない。

また「組織の数が多ければ良い」との考え方もとらない。

まずは、「職場組織を発展させるのにはどうするのか」職場の生活と権利向上」という地についた論議が必要だ。

職場の団結強化は地域闘争に寄与するし、産別組織の発展の命である。

「J A M」に移行するのか、否かは、職場が自主的に、そして、主体的に決める問題である。組合員一人一人の真剣な討議を要請する。

1. 自主・自立、自力更生 の立場・姿勢こそが大切である

一五年間の会社更生法下の闘い、その後の苦闘、そして、現在の和議下の職場再建を通していえることは、自主・自立、自力更生の姿勢をもった取り組みが一番のポイントだ。

「我が職場は、我が力で守りぬく」という熱意・執念こそ求められる。

職場の一致した団結力こそが要である。

職場がバラバラであったり、他力本願であれば、必要な支援・連帯がうけられる道理がない。

また、大森社長をはじめとする経営陣との関係についても、我々が職場再建闘争を頑強に進める努力を持続してこそ、生活・人格の尊重にたった経営努力がひき出さる。

一にも団結、二にも団結だ。

和議倒産後、自主再建・自力再建の気概で頑張ってきたからこそ「職場が野たれ死にする」という危機を突破し、まだまだ問題は山積みであるが、今日の状態を我々の力でつくり出してきた。

2. 地域合同労組の積極的な役割を見据えて、

四〇数年来の地域連帯の闘いをひきつぎ

港合同と共に闘おう

かつて総評運動、全国金属（金属機械の前身）の闘いの中で、「職場に砦を、地域に連帯を」のスローガンで躍動的な地域闘争が発展された。港地域ではそのスローガンが名実共に実践され、今に生きている。

「遠くの親戚より近くの仲間」という言葉もある。

四二年前、大阪亜鉛支部結成に際して、全国金属港合同支部が生みの親であった。以来、平等感あふれる地域闘争が、企業の塀を越えた連帯がつけられてきた。

業種をこえ、港という地域にこだわらず、働く者から信頼される労働組合としての充実強化がはかられてきた。地域と共に歩む職場組織の強化こそ活力の源である。

さて、二年前「JAM」結成と結びついて、金属機械大阪地方本部から「港合同見直し」が提起され、港合同解体・港合同排除の動きが表面化した。

今年の五月三十一日付で中央本部からの書面が示され、一応の集約点となった。

こうした中で、八月三十一日港合同の臨時大会が開催され、港合同として「JAM」移行からの訣別が確認された。

我々は、昨年第四一回定期大会の運動方針の中で「港合同見直し」に反対する立場を明らかにしてきた。

中小労働運動の今後において、合同組合の役割の重要性、必要性からして「見直し」そのものが間違っているからである。

それ以上に、四二年間、身近な運動が、地に這う努力でつくりあげてきた運動がバラバラにされることには理屈抜きで反対だからである。

この間、南労会闘争、寿鋼管や大正物流の反倒産の闘いなどに微力ながら取り組んできたが、引き続きこれらの闘いの勝利・前進に向けた奮闘を続行していかねばならない。

大阪の軍港化反対の取り組み 然り、奥野議員と共に歩む取り組み 然り、……、地域の中で存在感のある闘いの継続を職場からの一層の協力・理解の中ですすめていかなければならない。

そして、全港湾や全日建など、ユニオン・ネットワークの仲間とも連携を強め、反失業・反倒産、中小労働運動の強化の一担を担わなければならないと思う。また、南大阪平和人権連帯会議などの取り組みを大切にして、官民連帯、地域闘争の強化につとめよう。

3. 「JAM」に移行しよう

機械金属戦線の中で、統一の討議がはじまったのは一

九九一年である。その後、全国金属機械労働組合とゼンキン連合の二つの組織の中で、検討・協議・機関確認をしながら、この九月九日の「JAM」結成となった。

「JAM」に移行し、なおかつ、港合同と共に今後も闘いを続行していくことは大変厳しい努力が必要である。厳しい努力であっても、職場を守り生活と権利の向上のために不可欠である以上、奮闘あるのみだ。

「JAM」に移行する理由は以下の通りである。

1. 金属機械のもとで培われてきた諸関係を持続することが、職場再建にプラスになる。

2. 財形預金への結集で皆さんに多大な協力を頂いているが、近畿労働金庫との関係強化が職場の生命線であること。

この点で、産別組織の協力が不可欠であること。

3. ゼンキン連合との合併による「JAM」発足であるが、中小労働運動の発展の観点が継承されていくこと

働く者の連帯と助け合いの制度である「共闘基金制度」は大きな魅力であること

4. 産別共済、全労済との関係で、労働者福祉活動で有利であること

5. その他

（一九九九年一〇月六日）

組織移行・選択の臨時大会資料

全体の総意で 組織選択を

二週間余にわたって職討をおこなってきた。仕事の合間をぬって限られた時間で最大限の努力で真剣な討議して頂いたことにまず感謝をします。

執行部が心を砕いたのは、次のようなことである。

- ① 討議を尽くして、職場の団結強化につなげる
- ② 組織選択の討議はともすれば「他力本願」的な傾向に流されやすいので、自主・自力の姿勢こそ大切であることの再確認をもとめてきたこと
- ③ 二度目の倒産・和議以降の三年間をふりかえって、職場の頑張りでここまで到達できたこと、職場の頑張りがあればこそ様々な支援連帯が寄せられたこと、職場の現実（和議職場）を冷静にみればあらゆる支援連帯を求める職場の姿勢が大切であること、争議支部としての窓口を狭めてはならないことなどの理解を求めてきたこと

④ 職場を守り、生活を守りぬくということに徹して、職場の現状の理解にたって、いかなる方向

が必要であるかの討議を求めてきたこと
⑤ 労働運動の理想（理念）とロマンを追い求めることを堅持しつつ、現状・現実のギャップとのジレンマ・矛盾についてはひとりひとりもてる条件を発揮して、団結して行動で、解決することが大切であること

あらためて執行部の見解を示すと

見解の骨子

① 争議支部としての自覚と誇りで、自主再建、自力再建の気概で職場再建闘争の前進をはかる。

職場の団結力の強化をはかる

② 四二年來の身近で闘いを共にしてきた港合同の運動を継続して取り組む

③ これまでの諸関係を継続し、職場事情を判断して、新たな産業別組織「JAM」に移行する。

「JAM」に移行する理由は以下の通りである。

1. 金属機械のもとで培われてきた諸関係を持続することが、職場再建にプラスになる。

2. 財形預金への結集で皆さんに多大な協力を頂いているが、近畿労働金庫との関係強化が職場の生命線であること。

この点で、産別組織の協力が不可欠であること。

3. ゼンキン連合との合併による「JAM」発足であるが、中小労働運動の発展の観点がうちだされていること

働く者の連帯と助け合いの制度である「共闘基金制度」は大きな魅力であること

4. 産別共済、全労済との関係で、労働者福祉活動で有利であること

5. その他

組合員の強固な団結により、政治的、経済的、社会的地位の向上を図ると共に経営の民主化を目的とする。

1. 団結交渉権を確立し、労働条件の改善、及び生産技術の向上に必要な活動

2. 福利厚生施設の設置運営

3. 労働者の階級意識の徹底と文化向上のために必要な活動

4. 同一目的を有する他団体との協力連携

5. その他目的達成に必要な事業

右の文章は、大阪亜鉛支部規約の第四条、第五条にかかれています。

労働組合の初心にたちかえって、職場の団結強化を基礎にして、両輪の闘いを発展しなければならない。

両輪の闘いとは、ひとつは産業別組織を通じての産別闘争であり、もうひとつは地域闘争である。

理想・ロマンと現実・現状にギャップがある以上、職場組織の方針に矛盾があるのはあたりまえである。

「頭で考えて無理だ」と思っても、前向き姿勢をもって行動することで、体を動かすことで解決することができる。矛盾は矛盾として自覚をしながら、団結、行動、そして団結、行動で、働く者の生活向上、地位の向上という目的実現に向けて頑張っていこう。

組織選択を一票投票で

分散夜勤大会、臨時大会の前段で、職討の経過を踏まえて、拡大委員会と資格審査委員会、大会運営委員会で、支部規約に照らして、全員の総意で組織選択の方法などについて協議し、次のように確認した

1. 大会運営としては、夜勤分散大会・臨時大会で若干の時間をとって質疑応答をして結論を求める。

2. 組織選択であるから、無記名投票で賛否を問う
投票内容は、次のいずれかに○をつける

① JAMに移行する

② JAMに移行しない

3. 過半数か、否かで結論を求める。

4. 投票結果に職場がまとまって組織人として従う。

資料7

古田和穂前社長の 経営責任を問う

(二〇〇一年五月一〇日)

大阪地方裁判所提出 組合陳述書

平成一三年(ワ)第一三七号事件)

古田和穂氏は、一九九四年三月から一九九七年一二月まで大阪亜鉛鍍金株式会社(会社という)の社長であった。私達JAM大阪亜鉛労働組合(労働組合という)は、古田和穂氏の経営姿勢・手法についての批判はもつが、働いた結果として当然のことで受け取った賃金であるが、この間メシを喰わせてもらった「恩義」を感じていた。それ故に、私達労働組合も身銭をはたいて、会社の資金繰りに協力をした。

中小企業での労働組合の役割は、働く者の人格と生活を会社に尊重させて、中小に働く者の社会的、政治的な地位を向上させることである。

中小企業が置かれている現実の中で、会社、組合が一致協力して、中小企業の困難な問題を解決する行動を展開することもしばしばある。

一方で、中小企業の会社、労働組合は、親と子の関係でもある。

親が子供のすいた腹をふくりますために努力した場合、子供は親に恩義を感じる。いわんや、親が無理をしてこの空腹を手当てをした場合なおさらである。

和議倒産の前後、一九九七年の一月までの間、こうした「恩義」をもちつつ、和議倒産の責任が古田社長にあることを前提にして、具体的な努力で倒産についての社長としての責任を果たすことを求めた。

しかし、和議倒産後、古田和穂氏が、何一つ責任を果たさないことについて、失望と怒りが生じたのは当然である。

それだけでなく、今回の裁判に関わる二〇〇〇年一月からの、古田和穂氏の動きは、かつての「恩義」も吹っ飛ばすものであり、働く者の雇用と生活に責任をもつ経営責任、そして、倒産責任の点からみて、「なにをかいわんや」という以外の何物でもない。

働く者が、古田和穂氏が残した倒産という現実、五年間、歯を食いしばり、少しは光が見える状況を切り開きつつある時に、今になって、職場再建妨害という行動に出ることを絶対に許すことが出来ない。

1. 和議倒産の発端

和議倒産の前年（一九九五年）十二月、四〇〇〇トンのめつき加工生産して、赤字になるというショックな事件があった。

営業外費用が二〇〇〇万円であり、この利子、利息に売り上げがくわれて赤字であった。

この年の七月、コムソン社との業務提携が決まり、谷本勲コムソン社会長が非常勤重役になった。そして、翌年・一九九六年三月の株主総会を経て、代表権を持つ会社の会長となった。

2. 和議倒産に至る職場状況（1）

バブルがはじけた社会的、経済的悪影響は私達の職場に押し寄せ、一九九二年から赤字状態が続いた。一九九五年をみると、黒字月四回、赤字月八回という状況であった。和議倒産の年・一九九六年は、黒字月が無く、ずっと赤字であった。

私達労働組合は、組合機関、緊急検討委員会、生産効率向上委員会などの委員会で、職場安定、充実に向けての施策を自主的に検討しながら、当時社長であった古田和穂氏以下の経営陣に対して、再建に向けての会社方針・目標を示すように求めた。

この時期、私達労働組合は、職場再建ということで「社会保険料負担割合の変更」という実質上の賃金カットを実行するなどの困難に耐えていた。また、退職金についても、支払い凍結に応じる、など職場たて直しの努力を重ねた。

3. 和議倒産に至る職場状況（2）

和議倒産の年・一九九六年六月コムソン社から会社に対して「会社から撤退する」という内容証明郵便が届くという寝耳の水の出来事が発生した。

当時、職場的に厳しい現実が続いており、私達労働組合は、代表権をもつにいたった谷本勲会長との話し合いを求めていたが、古田和穂氏は「コムソン社とはうまくいっている。引き続き会社への協力は万全だ」と説明し、一度も会わせる機会を作ることをしなかった。厳しい現実を示すことのひとつとして。

私達労働組合は、前回の倒産・会社更生法申立（一九七五年四月）以降、会社としてのメインバンクが実質的にない中で、毎月、毎月、大阪労働金庫（現在の名称近畿労働金庫）から商業手形を担保にして、賃金確保・充当のために借り入れをしていた（月三〇〇〇万円から八〇〇〇万円）。

こうしたことにくわえて、この時期、組合員個人から

会社への資金貸与によって、会社がかろうじて運営される事態が生じていた。

当時の会社役員の間接保証は、こうした事情の中で、経営責任の当然の履行として約束が交わされた（一九九六年五月、一九九六年十一月）。古田和穂氏のマンションの担保提供も（一九九六年一月）もこうした事情の中でなされた。また、会社の売掛金についても、こうした事情の中で、過去の取り決めに再確認しつつ、労働組合への譲渡が行われた。

4. 和議倒産にいたる職場状況（3）

コムソン社は、撤退表明を機に、債権回収に動き、そのことが更に会社の信用不安を増幅させた。

こうした中で、当時の社長古田和穂氏は、一九九六年七月頃、独断で「売掛金譲渡」や「会社の土地、建物の権利設定」をコムソン社と結び、会社を窮地に陥れた。

古田和穂前社長の言によれば、コムソン社による窃盗まがいの古田和穂氏の株券の持ち去りも発生した。

古田和穂氏自身が、コムソン社との関係で私達の職場を売り渡したとしかいいようのない行為を独断で行なったのである。

私達労働組合が、こうした会社の存亡に関わる事情の説明を会社から聞いたのは、一九九六年八月下旬のこと

であった。

5. 会社あるいは古田和穂氏と

コムソン社の関係

会社あるいは古田和穂氏とコムソン社との関係は、一九九四年末、一九九五年初め頃から始まっていた。業務提携として谷本会長の非常勤重役就任は、一九九五年七月である。古田和穂氏の関連会社・FCAシステムを紹介して、あるいは、会社の得意先・三陽産業の倒産（一九九五年三月）を介して、具体的関係が始まったと考えられる。

後日判明した（一九九七年）事であるが、コムソン社から会社に対して振り出したとされる手形が、二八枚、二億七五三一万七〇〇円が会社に入っており、行き先不明となっていた（一部は判明）。

（株）カンキの手形裁判はこうした事情の一端を示している（平成一〇年手ワ第八六七〇号 同八八二〇号約束手形金請求事件）。

会社とコムソン社は同額の手形貸付をして、互いに資金融通をしていたが、会社が発行した手形と同額のコムソン社の手形が全部は入っていないのである。

6. 和議倒産に至る職場状況 (4)

一九九六年八月下旬、コムソン社問題が発覚してから、私達労働組合は、日に日に強まる企業危機の中で「倒産を避ける。倒産原因を説明・排除して職場を立て直す」との取り組みを必死に行った。

私達労働組合は、コムソン社の強引な債権回収、そして、古田和穂氏の経営失敗から職場を守り抜くために全身全霊の努力を重ねた。

私達労働組合は、古田和穂氏の経営失敗による経営責任を追究すると共に、コムソン社に対しては「強引な債権取立をしないように」「職場の立て直しに協力をして」「株券を返して」などの交渉を行った。コムソン社との交渉は幾度となく行われた。私達労働組合が、古田和穂氏の経営失敗のツケをぬぐい、コムソン社の強引な債権取り立てから私達の職場を守ったのである。

7. 和議倒産に至る職場状況 (5)

結果的に、古田和穂氏は、一九九二年から続く「赤字たれ流し」経営から脱皮する努力をしなかった。

関連会社の事業を通じて、あるいはゴルフ場計画を通じて、会社に寄与すると主張したが、逆にそのことが、和議倒産の遠因になった。

関連会社・FCAシステムには、一億四七七万一一二九円の資金流出があり、回収されていない。また、NCAシステムサービスにも四九五万九六二九円の資金流出があり、これもまた回収されていない。

ゴルフ場計画に関わっては、会社の役員会の決議もなしに、古田和穂氏が独断で、一九九六年夏、約四億の会社振り出しの手形が発行された。手形は回収されることなく、最終所持人から決済を求められることになった。

8. 和議倒産に至る職場状況 (6)

一九九六年の後半は、コムソン社の債権回収の動き、乱発された手形の決済、等、当然の事ながら資金状況は「火の車」であった。

古田和穂氏の資金手だてはことごとくうまくいかず、私達労働組合が、組合員の賃金充当などのために調達した金は、一九九六年八月から一月にかけて一億五〇〇〇万円にのぼった。組合員個人からの資金提供は二〇数人、約八〇〇〇万円になった。

資金調達の内容についての説明をひとつ。

私達労働組合は、九月二日に四三〇〇万、九月五日に一〇〇〇万を会社に協力して資金提供した。

この五三〇〇万円の使途については、例えば、その内の一五〇〇万については次のようなものであった。

古田和穂氏が独断でエースフーズに一五〇〇万円の手形貸付（会社振出手形）をして、当然エースフーズの方で決裁すべきものであったが、会社に取り立てが廻ってきて処理せざるを得なかつた金である。

この件だけでも、古田和穂氏は、会社に一五〇〇万円の損害をあたえた。そして、私達労働組合が不渡りを回避するために資金を調達した。

私達労働組合は、コムソン社の強引な債権回収、そして、古田和穂氏の経営失敗から、職場を守るため、そして、労働債権確保のために、この時期、各種の労使協定を結んだ。この中のひとつが、古田和穂氏の株券の譲渡である。そして、売掛金の譲渡についても、会社と組合で再確認をした。

9. 和議倒産以降、一年間の経営体制

一九九六年十一月一九日、会社は和議手続開始の申立て、保全処分申立てをして、一月二〇日には、大阪地方裁判所から保全処分の決定がでた。

和議申立当時の私達労働組合の不安は、大きくいつて三つあった。

- ① 仕事が従前通り確保できるのか。
得意先との信頼関係
- ② 亜鉛などの資材が従前通り確保できるのか。

関係先との信頼関係

③ メインバンクとについていい大阪労働金庫の協力
こうした三つの点との関係で、売掛金が回収できて、職場の立直しのために資金投入できるかも大きなポイントであった。

この時期、債権者（四重工業、堀川憲幸氏、大西勝治氏、西川慶子氏など）からの売掛金差押さえの動きも発生していた。これらについては、一九九七年二月一八日、差し押さえ強制執行不許可決定を裁判所から出していたが、難なきを得た。

さて、古田和穂氏は、一九九七年一二月の臨時株主総会まで社長として続投した。

一九九七年三月株主総会が開かれ、私達労働組合も株主として参加した。コムソン社からも顧問である大田正氏が非常勤の重役に就任した。コムソン社にも職場立て直しの力になってもらおうとの趣旨からである。

古田和穂氏の社長としての続投に我々労働組合が賛成した理由は、「倒産責任を再建の具体的努力で示す」「和議倒産に至った諸原因、諸問題を経営のトップとして解決して、倒産責任を果たす」ということであつた。

一九九七年は和議開始、和議認可という二つのハードルを越えて、再建型の法的な手続きに乗せるために社内一丸となった努力が続いた時期であつた。

古田和穂氏、あるいはこの時期の経営陣と私達労働組合は、「和議倒産に関わる諸問題をいかに解決するのか」

という点で、連日のように交渉が開催された。

しかし、古田和穂氏は、経営のトップとして、和議に関わる諸問題については何一つ解決しなかった。株券を私達労働組合に引き渡すことも同様であった。

10. 古田和穂氏が会社を去ってから今日まで

古田和穂氏は、一九九七年一二月、社長を退くに当たって、「引き続き会社の再建に協力する」「和議倒産に関わる諸問題の解決に当たる」との約束を私達労働組合とした。

しかし、今日に至る四年間、古田和穂氏は何の実効性のある成果を示すことが出来なかった。

二〇〇一年一月からの古田和穂氏の行動は、職場の再建に水を差すだけでなく、和議倒産の責任にほおかむりをして、社長在任中の労使関係（労使協定、等）をこごとく否定する許し難いものである。経営者のモラル、倒産についての責任問題が改めて問われる問題である。

11. 木下博氏について

一九六〇年七月に入社し、六九才一〇ヶ月の時点で、二〇〇〇年一二月に会社を退社した。

一九九二年三月重役就任、一九九三年三月常務就任、

一九九五年三月専務就任、そして、二〇〇〇年一二月まで専務を務めた。

木下博氏は、和議倒産の時（一九九六年一月）、専務であり、倒産について経営責任があり、本人自身も経営責任について心を痛めていた。

和議倒産になる前から、当時社長である古田和穂氏の経営姿勢への批判があり、このままでは会社を危うくするという思いをもっていたように思う。古田和穂氏が、経営トップとしての責任を果たさない中で、和議倒産直後、債権者、関係先との応対を一身にひきうけた。

和議倒産以降、常駐役員のプロップとして、会社立て直しに我が身を捨てて奮闘した。この点が古田和穂氏と違う点である。「爪に灯をともしような会社運営を。製造業はこれでないといけない」が口癖であり、二、三回の体調不良による入院もあったが、「大阪亜鉛の灯を赤々ともし」ことを念じて奮闘したことは事実である。

それだけに、この度、木下博氏が被告古田和穂氏の側にたつて、「陳述書」を裁判所に提出したことについて、正直言つて、驚きと失望の気持を禁じ得ない。

木下博氏と私達労働組合は、四〇年の長きに亘つて、良い意味でも、悪い意味でも「戦友」であった。

特に和議倒産を前後して、退社に至るまでの間、会社を立て直すという点で「戦友」だった。

しかるに、四〇年間世話になつてきた会社、そして、約一〇年間努めた会社役員としての立場、こうした点を

自覚する、踏まえることを放棄したとしかいいようのない、木下博氏の「転身」について残念でならない。

「何故 転身したのか」と考えた時に気づいたことの中からふたつ。

ひとつ。チャイルドホーム株式会社という会社がある。代表者が古田和穂氏。この会社の所在地が、一九九九年六月二一日まで「大阪市弁天三丁目一四番五 七〇二」である。木下博氏の居宅の住所となっている。

ふたつ目。一九九四年五月の株券の二重発行、という事件が判明している。当時社長であった古田和穂氏が「自分もっている株券を誤ってゴミ箱に捨ててしまった。紛失をした」「再発行してくれ」といって、当時、常務であった木下博氏が印刷所に頼んで新しく印刷したことがこの発端。

紛失をしたというのが嘘であったことが後日判明した。和議倒産の二年後（一九九八年）三月にウオルソン社山本聖凡氏から会社に連絡があり、木下博氏自身も調べて判ったことである。概略は以下の通り。

「一九九七年六月七日、エースフーズの手形三〇〇〇万円を山本聖凡氏が割り引いた際、古田和穂氏の友人でウオルソン社中村氏と顔見知りの森田某が、当時二重発行の株券を担保に、古田和穂氏、森田某の保証で三〇〇〇万を割り引いた」「エースフーズの手形が不渡りになったため、山本聖凡氏が損害を被った」

この話しを聞いた時点では（古田和穂氏は退任してい

る。社長退任は、一九九七年十二月二二日）、私達労働組合は、「木下博氏は古田和穂氏にだまされて二重株券を発行した」と理解をしていた。そして、古田和穂氏が、「トップとして和議倒産の諸問題を解決する」ということで社長として続投していた一九九七年に、二重発行株券をもつて、山本聖凡氏に迷惑をかけ、かつ、それ以上に職場再建の支障になりかねないことを行った事実には大きな怒りをもった。

さて、山本聖凡氏から見ると、古田和穂氏と木下博氏は共謀して、山本聖凡氏をだましたということにもなる。

ここに、今になって考えれば、木下博氏が古田和穂氏と利害関係があり、行動を共にせざるを得ない根拠もあるのではないかと考える次第である。

JAM大阪亜鉛労働組合

陳述者 書記長 百瀬 彰

一九九八年—二〇〇二年 写真で見るこの五年

1998年



▲越前海岸海水浴 (1998年7月18日～19日)



▲OB会ビア・パーティー
(1998年7月25日 於 天王寺)



▲第41回定期大会 (1998年9月5日)



▲団結焼き肉パーティー (1998年9月19日)

1999年



▲第一次研修生歓迎焼き肉パーティー（1999年7月9日）



▲第42回定期大会（1999年9月4日）



▲京都湯の山ハイキング（1999年10月9日～10日）

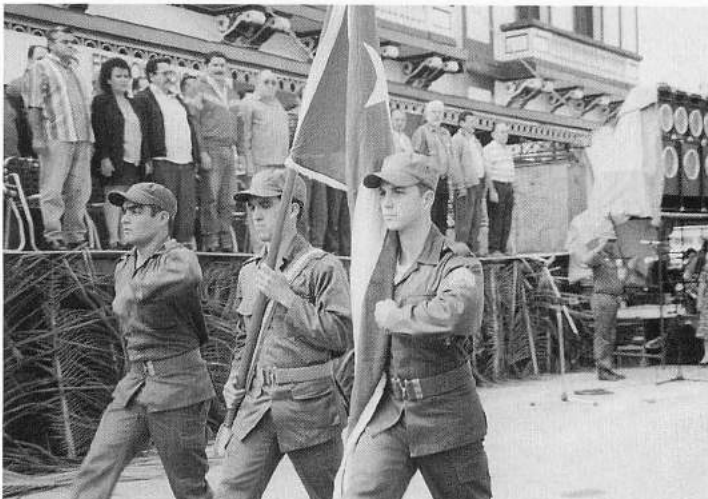
2000年



▲青婦部新年会（2000年1月19日）



▲濱野委員長 友好・連帯キューバ訪問（2000年1月23日～29日）



▲濱野委員長 友好・連帯キューバ訪問（2000年1月23日～29日）



▲梅林ハイキング (2000年4月8日)



▲第71回メーデー (2000年5月1日)



▲第71回メーデー (2000年5月1日)



▲JAM第1回ウォーク (2000年5月21日)



▲金剛山一泊ハイキング（2000年10月7日～8日）



▲OB会花見（2001年4月8日）

2001年



▲文体行事（2001年6月8日 於 ユニバーサルスタジオジャパン）



▲JAM第2回ウォーク (2001年5月20日)



▲京都ハイキング (2001年11月17日 於 平安神宮)

2002年



▲淡輪海水浴 (2002年7月27日)



▲2002春季生活闘争勝利JAM大阪決起集会（2002年3月11日）



▲JAM鋼構造部会 2002年末一時金闘争交流ポスター



▲JAM鋼構造部会 2002年末一時金闘争交流ポスター

職場ビラ

二度目の倒産・和議申立前後

部課長交渉報告

ひき続いて

職場の安定・充実の取り組みを



「大暑」(七月二二日)が過ぎ、一年のうちで最も過酷な季節となった。健康に十分留意して、この夏場をのりきろう。

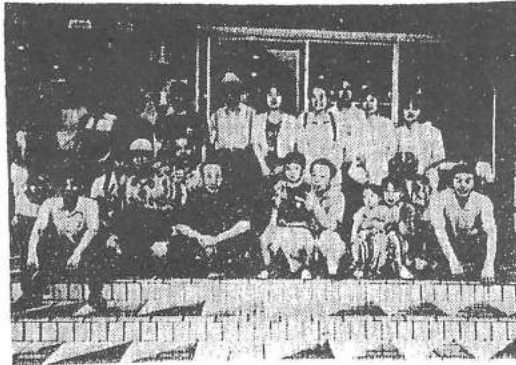
さて、この間四回の部課長交渉をもってきた(六月二四日、七月一日、八日、一五日)。今年に入って黒字になった月

がないことに示される職場の現状を認識し、シキリ直して、改革の再スタートを切るためである。



七月二〇日(土)

箕面スパイガーデンに行きました



あいにくの雨のため、急拠須磨海岸行きを中止して、箕面スパイガーデンにかえました。高瀬運送の新田さんに運転をお願いして、会社通勤バスで幼児一名、子供一名を含む二二名の参加となりました。スパイガーデンでは、温泉、ライブ、カラオケ、そしてプールなど各々が楽しみました。

四回の部課長交渉の報告

まず第一に年初目標(三〇〇〇トン損益分岐点・月平均三五〇〇トン受注)の見直し・検討が行なわれた。

メッキ単価四五〇〇円?四六〇〇円を目標に、月平均三五〇〇トン受注(構造物七〇%)という新たな方向について全社一丸となって努力しようということになった。

メッキ単価の引きあげに重点をおくということである。いいかえれば生産効率が良くて、メッキ単価の良いものを増やそうということである。

そして、第二に、作業効率をあげる努力が必要だということである。設備改善、レイアウト、作業方法の改善、などに智慧をしばらなければならないということだ。

裏に続く



- 日生 登さん (八月 三日)
- 今田 博さん (八月 七日)
- 綾野 之治さん (八月 一一日)
- 岡田 勇さん (八月 一四日)
- 又木 福恵さん (八月 一八日)
- 大塚 希文さん (八月 一九日)
- 中村 義勇さん (八月 二二日)
- 高曲 邦雄さん (八月 二八日)
- 山口 静加さん (八月 三〇日)

表から続く

同業他社の一人あたりの月額
の売り上げ一〇〇万円に近づけ
る努力が必要である（大阪亜鉛
の場合八〇万円）。

第三に、全社的に経費節約を
徹底しようということである。
大きな柱は、亜鉛節減と人件
費である。後者については、労
働のありようの見直しが必要で
あり、極力、時間外労働の排除
縮小が検討されるべきであるこ
と。

第四に、職場モラルの向上で
ある。

今後について

具体的に問題を解決するため
に、二つの検討会が発足するこ
とになった。
ひとつは、生産効率向上検討
会である。

(目的)

- ① メッキのチャージ量あ
げるのにどうするか
- ② 仕上作業の軽減・効率
化のためにどうするか
- ③ その他

これ以上にも様々な論議があ
った。しかし、特に目新しい内
容があるわけではない。これま
でも何度ともなく指摘されてい
た事項である。
要するに「黒字体制を確立す
るために、あたり前のことをキ
ツチリやっつけよう」というこ
とにつきるのではないか。



(メンバー)

- 座長 竹之下
- 事務局 百瀬
- ・営業 松村 古田 太田
- ・業務 井坂 村上
- ・製造 山田 竹之下 松山
- ・製造現場 中村 淵上
- 瀬戸口
- 素材 井元
- メッキ 藤村 村上
- 大塚 奥山

もうひとつは、仕上レイアウト
検討会だ。

(目的)

自在庫の出荷促進、難波駅
跡地の製品の処理の未解決
問題の解決をはかりながら、
仕上レイアウトのメリット
(仕事の流れがスムーズに
いく、社内運賃の節減、工
場全体の有効利用、など)
を考えた準備作業の検討
準備作業として

- ① 仕上げ六・七工場を当
面どうするか
- ② 品物を一〜五工場にと
のように振り分けるのか
- ③ WZ物の今後の動向の
検討とWZ槽の新設を含
めた配置をどうするのか
- ④ 三工場有効利用のため
の人材の育成・設備改善
と道具運搬方式（パレッ
ト、門枠、足場板などの
方式）の拡大、水揚げも
含めた人員の再配置
- ⑤ 製品積トラックの誘導

方法の検討
⑥ 新たな仕上げ作業に見
合った工程管理の検討

(メンバー)
座長 山田

- 事務局 濱野
- ・営業 松村 古田 太田
- ・業務 井坂 村上
- ・製造 松山 竹之下
- ・製造現場 中村 淵上
- 瀬戸口
- 素材 井元
- 水揚 渡辺 岩井 勇都
- 仕上三〜一クレイン
- 山岡 田畑 今田
- 仕上 寺岡 米須 安村
- 末永 渡辺
- 高野
- 業務 出雲
- 保籍 森
- ・大野 西原

竹之下、村上、太田
杉浦、小林、岡本、松山、
中村、瀬戸口、淵上、
藤村、末永
高野、大野、百瀬

論議は論議としてキチンとし
ながら、重要なことは日々の仕
事に生かされていくことである。
効果はすぐにはあらわれないと
は思うが、改革への執念、黒字
体制確立の熱意が持続すれば必
ず前進することができると確信
する。

さて、検討会やTQCのメン
バーの努力のみで、今の厳しい
職場の現状をかえることはでき
ないだろう。

組合員は勿論のこと、この職
場で働く全ての働く人達の協力
と努力が重要である。

労働者主体の職場再建の取り
組み―職場の安定・充実のため
に、全ての力と智慧を結集しよ
う。



新役員を代表して

苦難を乗り越切るために 全員の団結を

委員長 高野 文夫

今年の初出の全員朝礼の場で、はじめて組合委員長としてのあいさつをした。

その時、私は「今年は勝負の年だ」とあいさつし、古田社長は、「再生の年である」とあいさつした。

私があいさつで言いたかった

のは、「勝負とはどのような苦

難があつても、それを乗り越えるためには耐え忍ぶべきことは耐え忍んでいこう。そうすれば、勝利の二字が見えてくる」ということだ。

組合結成から来年は四〇周年を迎えようとしている。

組合結成前の職場はどうであ

ったか。「奴隷工場」といわれていた。当事、十人入社して一人残れば良いほうであった。

「給料はもらつてみなければわからない」

「欠勤すると、一時間の残業が一〇〇円が六〇円に下が

我々の力で、職場を支え、職場の存続・安定・充実を

九六秋季闘争の中で

「企業問題」の解決・乗りこえを



九六秋季闘争の準備に入りま

す。この中で、この間の「企業問題」の解決・乗り越えに向けた取り組みを集中して行ないま

す。

二四日(火)・資金交渉

二五日(水)・拡大委員会

・月例南労会争議
支援集会和デモ

二七日(金)・夜勤者集会

二八日(土)・全員集会

・青婦部大会
三〇日(月)・一週間
・秋闘など職討

(二〇月)

九日(水)・秋闘要求確立

臨時大会

一日(金)・要求日

二、二〇反弾圧
刑事裁判
一七日(木)・回答日

る。それを一〇〇円に元に戻すためには四ヶ月かかった」

「残業しないと生活ができない」

その様な「奴隷工場」から組合は生まれた。

その苦難が変わった形で現在も現われてきていると思う。

今の苦難と闘う、組合にとつて勝負の年である。

社長のいう再生とは、生まれ変わることを意味する。生きるものは必ず土にかえる。ここから再生が始まる。

先日の第三九回定期大会に向けて、ある組合員が新委員長の私へのはなむけとして送つてくれた言葉に感銘した。

大阪亜鉛は舟にたとえれば木造船の「ぼろ船」である。だがなかなか沈みそうで沈まない。たとえ沈みかけたとしても必ず再生して浮かび上がってくる。

その時に何人の組合員が大阪亜鉛支部の船に残っているか。全員残っているとしたら、これ以

裏に続く

表から続く

上の喜びはない。

一度には良くはならないと思うが、竹の子の皮のように古い皮を一枚一枚はぎ取っていくことによつて新しく成長していくことに間違いがない。



宮本 一江さん

(九月 六日)

林 一二三さん

(九月 六日)

伊勢 チツカさん

(九月 八日)

川瀬 恵吾さん

(九月 一六日)

森 一正さん

(九月 二〇日)

「良き種は良き芽を出し、良き花を咲かす」——このことを確信して、今ある苦難を全員の団結でのりきり、前進しよう。

深道 勇治さん

(九月 二二日)

竹本 和子さん

(九月 二七日)

* 九月の誕生日の方報告が遅れました。ごめんなさい。

奥山 晴彦さん

(二〇月 四日)

松本 陽さん

(二〇月 六日)

前川 康則さん

(二〇月 九日)

百瀬 彰さん

(二〇月 一三日)

アリエールさん

(二〇月 二一日)

安田 一明さん

(二〇月 二三日)

瀬戸口 道雄さん

(二〇月 二五日)

村上 寿一さん

(二〇月 二五日)

朴 敬植さん

(二〇月 二五日)

馬場 淑江さん

(二〇月 三一日)

六五才まで頑張りました。

退職します。

村上 勇次郎さん

(勤続三六年 業務課長)

種々の事情で

退社することになりました。

溝口 照子さん

(九月 二〇日)

| | | |
|--------------------------|------------------|--|
| <p>団結で生活と 権利を守れ！</p> | <p>閉魂</p> | <p>NO. 1708 1996年11月25日 金属機械大阪亜鉛支部</p> |
|--------------------------|------------------|--|

● 11月22日（金）に、
以下の申し入れ書を 会社に提出しました。

申 入 書

1996年11月22日

大阪亜鉛鍍金株式会社
社長 古田 和穂 殿

全国金属機械労働組合
大阪亜鉛支部
代表者 高野 文夫

1. 私達大阪亜鉛支部は、これまで、多額の未払い退職金、未払い賃金の発生に耐えながら、職場の存続・発展の中で、働く者の生活確保に務めてきました。毎月、毎年、その都度、以上の保全・目的のために、会社と「売掛金（メッキ代金）の私達大阪亜鉛支部への譲渡」について確認をしてきました。

この度、会社が得意先に対して、会社をめぐる諸事情の中で、売掛金（メッキ代金）を私達大阪亜鉛支部へ譲渡するという通知書を出しました。

この譲渡通知書について、少なからぬ得意先の中で、誤解が生まれていることを聞き及びました。誤解が誤解として放置されるならば、得意先からの受注もままならなくなります。

また、11月20日に行なわれた保全決定・保全執行についても誤解があると聞きます。保全の対象になったのは会社所有の物件であります。そして、メッキ加工する場合に会社がこの物件を使用することが許されています。また、当然のことですが、得意先の品物については、メッキ前であれ後であれ、保全の対象ではありません。

会社が、得意先の不安を解消するために、品物を預かったならば万全の体制でメッキして返すことを誠意をもって説明することに全力あげなけれ

ばならないと思います。

私達大阪亜鉛支部が、これまでも、そして、現在も、働く者の生活の確保のために、職場の存続と発展のために奮闘している事実を正確に伝えて頂き、会社として、全力をあげてこれらの誤解を解き、得意先との信頼回復をはかり全力をあげて受注確保に務めることを申し入れます。

2. 会社がこの間の賃金遅配の上に、今回の和議申請によって、職場で働く労働者に多大な雇用不安、生活不安などを与えている事実について、真摯に反省することを求めるものであります。

併せて、協力会社、仕入先、など関係先に対しても多大な迷惑をかけていることについても誠心誠意対応し、引き続きの取引の継続と協力をえるように力を尽されること。

3. 以上のことは、職場を存続・継続させるうえで絶対不可欠のことです。

今、求められているのは、和議申請によって、ゼロになった、いや、ゼロ以下とっていい会社の信用をいかに回復するのかに尽きます。

得意先に対するサービス向上（品質確保、納期厳守、等）、関係先に対する謝罪と誠意ある対応を一つ一つ積み重ねることによってしか、会社の信用回復はありえません。

私達大阪亜鉛支部は、生活確保、職場の存続・継続のために、「預かった品物は労働組合として責任を持って得意先にお返しする」ために、事務所、現場のそれぞれの部署で全力をあげることを重ねて申し入れるものです。

以 上

印魂

NO. 1709
1996年
11月27日

金属機械大阪亜鉛支部

大森工業 大森社長、来社

亜鉛供給などの協力を約束

二五日(月)、去年、会長でもあった、大森社長が来社した。

大森工業は、一般債権者の中で一番の債権者である。会社が、一番金額でいえば迷惑をかけたところであるし、メッキ業の命である亜鉛の仕入先である。

会社も謝罪と今後の協力を求めて、和議に至った経過を説明した。組合(港合同、支部)も、今後の協力を要請した。

その中で、亜鉛供給などの今後の協力が得られることになった。

売上げの回収・受注の確保と

協力会社、仕入れ会社などへの

協力を求めて全力をあげている

和議は関係方面に大きな迷惑をかけ、会社の信用を内外ともゼロ以下に落とした。

今、信用回復に向けて全力をあげなければならない。

一月二〇日メのメッキ代金の回収、受注量の確保に向けて全力をあげている。また、迷惑をかけた協力会社、仕入先に対して誠心誠意対応し、従来通りの取り引きの継続と協力を求めて努力をしている。

現状はいろいろと厳しい。和議の悪影響は、通常通りの集金を困難にしているし、関係方面もなかなか今まで通りといかないのが率直な実情である。

今、信用回復に向けて何をなすべきか。職場の継続のために何をすべきか。

一〇の言葉、一〇〇の言葉より、まず、クロで入った品物をシロにして一つ一つ返していくことが大切だ。組合が、これまで以上に、そのことに責任を持って取り組んでいる姿こそ、今、必要だ。

聞魂

NO. 1710
1996年
12月 2日

金属機械大阪亜鉛支部

和議に職場の団結で立ち向かおう

一二月四日(水)に

和議・整理委員の調査

一二月一九日(水)和議申し立て、二〇日(木)保全命令・保全執行を境に企業を取り巻く環境は一変した。会社の信用がゼロ、ゼロ以下に落ちたことだ。

通常通りに進まない集金作業、受注量の減少、そして、材料の仕入先などとの関係悪化、などなど。

今は、関係先との信頼回復に全力をあげよう。

クロで入った品物を納期にあわせ一つ一つシロで返していくことに、それぞれの部署でギリギリの努力をしよう。

従前以上に、二〇日を境に厳しくなっている職場を守るのは、職場の団結以外にない。

一日も早く、通常の生産体制に

今週の変則二直体制に協力を

ゼロ以下の地点から必死の努力が続いている。

人荷量は徐々に回復している。

二二日(木) 二五トン

(裏に続く)

本日、北本修二弁護士を呼んで

「和議とはなにか」全員学習会

(一六時二五分から一七時二五分)

四日(水)一八時

南労会争議支援集会とデモ

各職場から五名ずつ

二三日(金) 八〇トン
二五日(月) 八四トン
二六日(火) 六九トン
二七日(水) 九一トン
二八日(木) 一一四トン
二九日(金) 一一三トン
三〇日(土) 七三トン

先週は、昼勤のみの生産から、今週は変則二直の体制に移る。

入荷の回復が順調とはいえず、昼夜の通常の生産体制にするには品物が足りない中で緊急の選択である。全社的に定時間作業を基本にこの変則体制に備えることになる。

得意先の納期に最大限にこたえていく—このことによつてしか受注の回復はない。

現場、事務所、関係方面に多大の犠牲を強いることになる変則二直体制の実施にあたり、役員、管理職はそのことの重さを充分に認識すべきである。

役員、管理職が率先して、困難を引き受け努力してこそ全体がついてくるというものだ。

大阪亜鉛OB会の役員会が開かれる

二八(木)一三時から会社社会議室でOB会の役員会が開かれた。

参加された方は次の通り(敬称略)。

後藤音一、広田甫、久木田欣三、山下近、久保勝彦、宿利守、橋井美信、

西口賢治、高野文夫

組合から、委員長、副委員長が、和議に至った経過を説明し、OBの方々に再建への協力を要請した。また、田村相談役も参加し、この間の事情を説明した。

一二月度の

組合の子エツクオフ(天引き)について

支部闘争資金、エース貯金(義務個人貯金 三〇〇〇円)は、天引きしません

執行部を中心に、引き続き

張りつけ、泊まり込み体制を続行します

聞魂

NO. 1711
1996年
12月 9日

金屬機械大阪亜鉛支部

第一回目 整理委員の調査が行なわれる

一〇日(火)には第二回目が……

一二月四日(水)に和議・整理委員の今泉純一弁護士が来社した。

支部は矢賀支部と一緒に、整理委員と面談した。

本格的な調査は次回からということ(公認会計士、税理士の方なども同行する予定)、「整理委員の仕事とはどういうことか」「三月下旬メドに裁判所に報告書を出す」「一番のポイントは何ができるか」という実態をつくること」などの説明をして頂いた。

大阪労働金庫の協力も従前通り

和議申請・保全命令・保全執行の翌日(一月二一日)、そして一二月四日と、大阪地方本部をはじめ上部機関の協力を得ながら、大阪労働金庫への従前通りの協力を要請した。賃金、一時金の確保にとって、労金は我々の職場の命である。

毎月、毎月の賃金確保のために、会社から組合が商業手形の譲渡をうけ、その手形を組合が労金に担保提供し、労金から賃金充当のための借入れを行なう件については、従前通りということとなった。

ただ、借り入れに際して、裁判所の許可があるなどの和議のもとでの諸問題をクリアーしなければならぬということになっており、営業が必死になって集金した手形を換金できたのが、一二月五日(木)夕方ということになった。

あらためて、賃金の支払いが遅れてしまったなどの諸事情について十分な理解をお願いする次第です。

(裏に続く)

(表から読んで下さい)

一時金の支給

大森工業・大森社長の新たな支援で実現

大森工業・大森社長は、一二月二五日(月)に続いて、一二月四日(水)、五日(木)と来社した。

この際に、支部として一時金資金の借り入れを依頼した。

大森社長は、前回の時の亜鉛の供給などの協力に続いて、この依頼を了とされた。

三ヶ月間賃金遅配が続いてきた時だけに、一時金支給の見通しがたったことは(裁判所の許可はこれから)、率直にいつて嬉しい出来事である。

労働組合としての立場を堅持しながら、「和議にいかにか立ち向かっていくのか」「いま何をなすべきか」などを真剣に考え・実行しよう。

・受注を確保・拡大し、納期に最大限応えること

| | |
|-------|-------|
| 二日(月) | 一五八トン |
| 三日(火) | 一六九トン |
| 四日(水) | 一八〇トン |
| 五日(木) | 一二三トン |
| 六日(金) | 一七三トン |

・泊まり、張りつけ体制に協力して頂くこと(当面は、休みの日の張りつけ)

・職場、地域の諸行事、行動に積極的に参加すること

・その他

和議に職場の知恵と力で立ち向かおう。

我々は犠牲を恐れない。

団結で困難を乗り越え、

血と汗と涙で築いてきた職場を

全力で立て直そう。

聞魂

NO. 1715
1997年
1月22日

金屬機械大阪亜鉛支部

再建委員会をはじめます (本日定時から)

腰をすえて職場改革を

昨年一月二〇日の和議・倒産でゼロからの出発となった。くわえて、「会社再建案への対応」の確認という一歩後退した地点から出発である。

今後二歩も、三歩も前進していくために何をすべきかを討議し、実行することが求められている。

既に、一月一四日に会社に対して、「職場再建」「和議成立」「賃金確保」の3点の問題で申し入れを行なった。

そして、本日(二二日)、「再建委員会」(諮問機関)を開催する。

和議の諸問題を報告しながら、改革の論議を再スタートする。

メンバーは次の通り(敬称略)。

座長 濱野 事務局 百瀬

メンバー 中村、淵上、瀬戸口、井元、大向、大塚、

寺岡、渡辺多、末永、山岡、

森、安田、磯部、谷本

そして、当面、九七春闘の取り組みの中で、「職場の再建・安定・充実のためにどうするのか」を全体で真剣に考えていなくてはと思う。

腰をすえて、和議成立に向けて、職場の改革に取り組む時である。

一月度の生産量 一八五〇トン

昨年二月度三〇四トンで若干の赤字

一月度は、例年のことであるが労働日数が少なく、一八五〇トンという結果となった。一昨年在二三五三トン、昨年二七六六トンという数字に比べると厳しい内容である。

一八五〇トンでメシがくえるのかという頭をかかえざるを得ない。しかし、月末の賃金確保に向けて精一杯努力をしたい。

さて、倒産後の昨年一二月度の経営実績(損益)が出た。三〇〇〇トン強で若干の赤

(裏に続く)

(表から続く)

字かでただけという「マアマア」の内容である。改善の大きな原因は、利息、利子などの費用が激減したことにある。

結果として、昨年一年間を通して黒字になった月がないということになったが、その意味では「まだまだこれから」ということであるが、最後の一二月になって「少しあかりのみい出せる」状態になったといえる。

和議成立にまた新たな問題が……

三件の手形訴訟、債権仮差押決定と和議成立に悪影響を及ぼしかねない問題がある。

これに加えて、「不渡り手形」が新たに発生した(一月一六日)。労働金庫に担保に差し入れていた手形が不渡りとなったのである。これで、労働金庫関連で、四社、六件の不渡りの発生となった。

労働金庫にまたしても 迷惑・被害をかけることになった。

手形訴訟、仮差押については、裁判対策、得意先のフォローなどの対応をすすめている。また、労働金庫についても従前の協力が得られるように取り組みをすすめている。問題は山積みであるが、ひとつひとつ問題を解決して和議の成立へと奮闘・努力あるのみである。

もう一度沈みかかった「ボロの木の船」を、必死に船体を修理しながら、

今いる全ての人を乗せて、いや、新しい仲間も乗せて、

再び浮かび上がらせることができるかどうかは、我々の団結力にかかっている。

我々は困難に耐える。

困難を乗り越えて、この最後のチャンスをしっかりにぎり、

血と汗と涙で築いてきた我々の職場を

我々の知恵と力で生きかえらせ、全力で立て直そう。

聞魂

NO. 1722
1997年
3月6日

金属機械大阪亜鉛支部

和議に関わる諸問題 ①

労金との協力・信頼を強めよう

二月二四日(金)に労金に借入のために担保として差し入れている手形が不渡りとなり、またまた労働金庫に迷惑をかけた。

これで、労働金庫関係で和議倒産以降で六社、九件のトラブルが発生した。予測されるトラブルは全て終わったことになった。

和議成立・遂行という目標について、労働金庫も十分に理解して頂かなかで、この間、本部、南、港の上部機関の支援をうけて、発生したトラブルの解消・解決に全力をあげてきた。先週段階でも二社、五件の処理を行なった。

残るは一社、一件のみとなっている。

労働金庫への迷惑解消、必要な法的措置の検討をしながら、この間の処理の行方を監視していくことが必要である。

いずれにしても、労働金庫の支援・協力は、我々にとつての命である。日常的な労働金庫への結集(預金、公共料金の自動振り込み、など)を是非とも要請する。

和議にかかわる諸問題 ②

手形訴訟について

一般債権者からの手形訴訟が三件おこされている(昨年十一月二八日、十二月二〇日、十二月二二日)。

すでに、一回、二回と裁判が行なわれている。

この内の一件についての判決が二月一三日(木)に出た。一般債権者(原告)の主張通りの内容となった。予想された結果である。判決の悪影響を排除するために、児玉代理人から「判決にもとづく強制執行を許可するな」との訴訟を提起して頂いて、二月一八日(火)、裁判所の「強制執行の不許可」の決定がおりた。

あと二件については、判決まで少し長びきそうであるが、裁判傍聴などの取り組みをしながら、職場存続と我々の生活に悪影響のないように監視、チェックを行なっていく。

(裏に続く)

三月、四月が踏んばり時

引き続き残業協力、公出協力を

公租公課

(税金、社会保険料、労働保険料)などの
支払いについて

様々な支払いを通常通りできるかは、職場存続の必要条件である。

和議の法的手続きのもとでは、公租公課がキチンと支払えるかは「和議開始決定か否か」という判断をするにあたって、裁判所が重要視することがらである。

そこで、社会保険料の滞納の常態化を改善する努力などがおこなわれている。

しかし、労働保険料については数ヶ月ストップしたままで、西労働基準監督署からの「受注者払取消」の通知が送られるトラブルもでている(二月一九日)。これについても早急に解決がもとめられている。

また、税金の方もまだまだ不正常的な状態である。

そして、公租公課以外の支払いも通常の姿に戻っていないのが実情だ。

和議決定→遂行という目標、働く者の生活第一の立場から、関係方面との接衝、話し合いが続いている。

九七春闘日程

□ 八(土) 連合大阪春闘集会

※執行部

□ 二一(火) 夜勤者集会(二〇時から)

□ 二二(水) 要求大会(定時から)

□ 二四(金) 港地区官民連帯

春闘集会とデモ

一八時 入舟公園

※全員参加

聞魂

NO. 1730
1997年
5月13日

金属機械大阪亜鉛支部

昨日(一二日)

今泉先生(整理委員)

来社

報告書の提出期限が六月二〇日に延期

整理委員サイドの調査事情で、「報告書」を裁判所に提出する期限が五月二〇日から六月二〇日に延期された。

昨日来社されたのは、「報告書」の提出を前にして、今泉先生が、あらためて社内事情などを見聞するというのが目的であった。

組合としても今泉先生と会って「働く者の生活確保のために職場の存続、和議の成立に全力をあげる」との趣旨の意見を述べた。そして「前向きに報告書を作成して欲しい」との要請も行なった。

四月度も黒字に

二月、三月に続いて良い結果が

四月は、三〇七三トンの生産量であった。「三千トンで黒字が出るのか、出ないのか」ということで、四月度の決算に大きな関心を持っていた。

結果は千数百万の黒字ということで、ホッとすること内容であった。

会社が春闘の中で提起した「損益分岐点目標」が、月平均三二〇〇トンの受注、メッキ

単価四七〇〇〇円、最終利益一千万強、などの内容であった。

メッキ単価はまだまだではあるが、三〇〇〇トンでも黒字を出そうという「目標」の趣旨はとりあえず達成されたといえる。

和議の成立・

遂行のためには、

まだまだ改革が必要

働く者の連帯とモラルを根拠に

二月(三二六二トン)、三月(三五〇一トン)、そして四月(三〇七三トン)と黒字がでて、「ひとまず安心」ということであるが、和議の成立から遂行までを念頭においた場合に、そして当然にも働く者の生活確保、生活向上を目指すためには、まだまだ「この間の成績でよし」というわけにはいかない。

働く者の連帯とモラルの向上で、職場の存続・安定・充実のためにもっと改革が絶対必要である。

そして、五年間の赤字のツケを取り戻すには時間も必要である。

黒字の月を一ヶ月、一ヶ月と積み上げていくことからしか問題の根本解決はない。

「黒字にして安心して働くことのできる職場にするために何をすべきか」——働く者の力と知恵を結集しよう。

五月度 三千トン生産確保に向けて

残業、そして、決まれば現場公出などの協力を

| | | | | | |
|--------|-----|-----------|--------|---------|----|
| 五月労働日数 | 一九日 | 昨日昼までの生産量 | 一八〇〇トン | 残りの労働日数 | 六日 |
|--------|-----|-----------|--------|---------|----|

聞魂

NO. 1735
1997年
7月14日

金属機械大阪亜鉛支部

近々に裁判所の和議開始決定

第一のハードルを越えて、

団結を固め更に前進しよう

六月二四日に今泉整理委員の報告書（「和議手続開始が相当である」との趣旨）が裁判所に提出され、今は、裁判所の和議開始決定を待つ段階である。

七月八日の全員朝礼で児玉憲夫和議申請代理人から報告書の内容説明など和議手続きについての報告があった。

その中で、今後の課題として、

- ①和議債権額の確定
- ②株主体制
- ③役員体制
- ④改革

以上の四つの点が指摘されていた。いずれも重要なことであり、労働組合としても従前から取り組んできた、あるいは関心を寄せてきた課題である。

「手形問題」の整理、信頼を寄せることのできる経営陣の確立、そして、モラル向上と連帯で二〇〇〇万利益体制の確立などに向かって、再度、再々度、取り組みを強めていこう。

（裏に続く）

先週の土曜日の急な現場公出の

協力ありがとう

六月度三〇〇〇トン生産に

近づくための努力を

| | | | | | |
|--------|-------|----------|-------|--------|----|
| 七月労働日数 | 二〇・五日 | 先週までの生産量 | 二二四トン | 残り労働日数 | 五日 |
|--------|-------|----------|-------|--------|----|

(表から続く)

先月(六月) 三〇三二ト円で黒字に

六月度の経営実績がでた。三〇三二ト円で経常利益の段階で約四五〇万の黒字がでた。一月以降の実績をみると

| | | |
|-----|--------|-------|
| 一月 | 一八四九トン | △一三三〇 |
| 二月 | 三二六二トン | 一三七七 |
| 三月 | 三五〇一トン | 一六九五 |
| 四月 | 三〇七三トン | 八九七 |
| 五月 | 二八五六トン | △三五四 |
| 六月 | 三〇三一トン | 四四六 |
| 月平均 | 二九二八トン | 四五五 |

三〇〇〇トンの受注・生産があれば、とりあえず黒字の体制になったといえる。

受注・生産ということであると、会社目標は「和議開始決定までは三一〇〇トン、それ以降は三三〇〇トン〜三四〇〇トン」ということであつたから、会社目標からすると月平均二〇〇トンの受注が減少しているという結果になっている。

また四月(三〇七三トン)と先月(六月 三〇三二トン)の比較でいうと(三〇〇〇トンぐらいの生産量である)、先月は経営実績で約四〇〇万のマイナスとなつており、この主原因はメッキ単価の違いである。

メッキ単価を維持し、あげながら、受注を拡大する努力を更にすすめ、これをバックアップする生産ラインの協力的体制が必要だ。

品質向上、納期厳守などの得意先へのサービス向上を可能にする社内体制の改善がキーポイントである。

今は、和議開始決定を踏み台にして、会社としての信用を更に回復し、受注を拡大するチャンスである。

改革には特効薬はない。日々の仕事の中であたり前のことをキチンと処理していくことが大切だと思う。

月二〇〇〇万利益体制に向けて、働く者の知恵と力を結集しよう。

聞魂

NO. 1938

1997年

8月18日

金属機械大阪亜鉛支部

盆休み 身体と頭を休めることができたでしょうか。残暑がまだまだ残りますが、あつたに気持ちをひきしめて、職場がひとつになって、職場再建へと主力投球してきたいものだと思う。

一月六日の「債権者集会」という次のハードルを越えるために、そして、八月二十五日の「債権届け出の日」という節目を念頭において共に頑張っている。

我々の手はなにか

「改革」について ①

会社方針・目標について

和議（二度目の倒産）をうけて、会社が示した方針・目標は、月平均生産量（受注量）三三〇〇トン、メッキ単価四七〇〇〇円、最終利益一〇〇〇万円である。今年も八ヶ月が過ぎ、この間の実績を踏まえて、再検討・修正が必要になっている。

【良くないところ】

・三〇〇〇トンの受注（生産確保）があれば赤字が出る。

・昨年五月、三二五二トンで約二五〇〇万の赤字が出ていたことからすれば、大きな前進である。

・メッキ単価は、昨年平均で約四二〇〇〇円強であったのが、先月（七月）を見れば約四六〇〇〇円強となっている。

・二度目の倒産で会社の信用がゼロ以下になり、得意先にも迷惑をかけている状況の中で、よくなる値上げができたといえるのでは。

【問題点】

・受注量が元に戻っていないこと。

・二度目の倒産にも関わらず、素早く受注の回復があったというべきであるが、昨年一〜七月の月平均生産量三四七六トンであったのが今年は二九一〇トンで約五〇〇トン強の減少となっている。

メッキ単価が良くて、効率が良い品物の

量がある。最低三〇〇〇トンの確保を。

ている。

和議開始決定時では三二〇〇トンを目標としていたが、今年年初の目標からすれば約二〇〇〇トン減となっている。

・メッキ単価は、目標の四七〇〇〇円にまで下がったわけではない。

しかも、亜鉛値段の高騰によって、昨年は一トンの品物をメッキするのに必要な亜鉛代が約九〇〇〇円であったのが、先月（七月）は三三〇〇〇円弱となつて、四〇〇〇円弱のロス増となっている。亜鉛代の値上がりもメッキ単価でカバーしようとするれば、四〇〇〇円弱の値上げが必要という事だ。

メッキ単価が四七〇〇〇円になつてもよやくやく亜鉛代の値上げ分の上乗せができるのみというのが今の現状だ。

・現場の生産性、効率制が落ちつつあること。
時間当り生産量、一人当り・時間当りの生産量などの生産性、効率を表す数字が落ちる傾向にある。

・会社の経営内容は、前進したとはいえず、月一〇〇〇万の利益体制にはなっていないこと。

これらの会社方針・目標をめぐる問題は、会社の経営責任として、改善・解消・解決の方向が早急で示されるべき問題であろう。

とりあえずは「損益分岐点目標」の見直し案が近々には示されることになっている。

「会社の信用、サービス向上のために何が必須か」「メッキ単価をあげて、なおかつ、量を確保するために何ができるのか」

「生産性、効率を高めるためには。仕事をスムーズに、楽に流すには」

メッキ業として生き残っていくための基本的なことであり、当然の事ながら、「二〇〇〇万利益体制の確立」を目指すうえで避けて通れない問題である。

| | | | | | |
|--------|-----|---------|--------|--------|----|
| 八月労働日数 | 二二日 | 先週まで生産量 | 二二六二トン | 残り労働日数 | 三日 |
|--------|-----|---------|--------|--------|----|

「改革」について②

要員問題

- 我々の主張について
- ・三〇〇〇トン強の受注・生産に対応する人員配置とすること
- ・頭デッカチの組織となっている現状を改善すること
- ・休みの多い者へのフォロー、引き続き頑張ってもらえる職場環境づくり、全社的な応援体制の継続をはかること
- ・事務所は定時間作業が基本であること。残業・公出せざるをえない場合は、管理職の責任ある対応として、労働軽減・負担軽減に務めること
- ・いまの状況に即した職務分掌の見直し、組織の簡素化をはかるべきである
- ・現場の各職場間の公平感維持のためにも、メッキ工程についていける前、後処理であること

要員問題（人員配置と人数など）は、現場・事務所を問わず、深刻な状態となっている。

- ・納期通りに納品できず、トラックの運転手とのトラブルも発生していること
- ・仕上作業が追いつかず、残業、公出が常態化していること

- ・メッキ職場では、皆勤であっても応援をもらわないといけないようになってきていること
- ・熟練者の育成の欠如が作業に支障を及ぼすようになりつつあること

この数年來、本雇いの雇用が抑制され続けてきたことに加えて（昨年、今年と新卒者の入社、樋口工

八月度の生産量二八〇〇トンという結果でした。

我々が喰っていくためには、

メッキ単価がよくて、効率が良い品物の量がある。最低三〇〇〇トンの確保を。

本日、債権届け出の日

一十七日（水） 団体交渉

九月労働日数

二二日

先週まで生産量

一八二トン

残り労働日数

二〇日

業からの登用などがあつたが）、昨年八月以来の相次ぐ退社がこうした現状の根本原因である。

昨年八月以降の自己都合退職者 一六人
定年あるいは嘱託者の退職 七人

会社なりに後継者の育成に力を注いできたことについて否定しないが、現状はもつと深刻であることについて会社として十分な認識が必要である。

さて、和議下であること、昨年ほど受注量がないことを踏まえた要員について考え方が必要であることに異存はない。

しかし、要員の現状は「このままでは工場は動かなくなる」との危機感をもたざるをえないものだ。

昨年4月に合意していた定員数との比較をすれば、一目瞭然である。

メッキ職場は定員数六九名に対して、現在は五九名（公傷・長欠者三名含む）となっている。仕上職場は定員数六一名に対して、現在は四六名となっている。業務・保全・検査は定員数一三名に対して現在一一名である。（事務所関係は定員についての協定はない）

この数字をみても、いかにギリギリの人数であるか、特に仕上職場は激減といつていい。

このうえに、これから来年までの定年者は八名を数える（管理職も含んで）。

以上みてきた現実をしつかりと認識し、これに悲鳴をあげることなく、将来に向つて「工場が効率よく動き、メッキ業として生き残っていける」基本的な考え方を確立すべきであらう。

要員の現状もここまで来た（きてしまった）ということであるから、一から立て直し、建設していくとの気概が必要である。

聞魂

NO. 1940
1997年
9月1日

金属機械大阪亜鉛支部

「改革」について ③

会社組織について

□ 我々の主張について

- ・数年前に四〇〇〇トン、五〇〇〇トンの生産量をやっていた時と違って、三〇〇〇トン強の生産量に対応した組織にすべきである
- ・「町工場の発想」をもって、各部門、各部門内各部署間などの垣根を越えて、機動性のある効率の良い組織をめざす
- ・頭デッカチの組織となっている現状を改善すること
- ・事務所は、いまの状況に即した職務分掌の見直し、組織の簡素化をはかるべきである

和議会社の従業員なら、

カード発行更新は駄目！？

カード社会なのに

組合員からの相談があった。

「最近たてつづけに、カードの更新、発行ができませんといわれた。こんなこと今までなかったのに」

銀行、信販の会社に抗議し、事情の説明を求めると「総合的に審査した結果である」との一点張りである。

「個人の人格、プライドを否定する出来事だから、もっと具体的に説明してくれ」

会社組織の目標を明確にすべきである。いわゆる「利益をあげる」というのが最大の目標であり、二〇〇〇万利益体制の確立が目標である。メッキ業という「サービスマン」に徹した組織のあり様が求められなければならない。そして、三〇〇〇トン強の受注、生産に見合う組織構成、スタイルなどを目指すべきである。

「サービスマン向上」「町工場の発想、スタイル」に見合う組織に改変されなければならないのである。

我が部署、持ち場に責任をもちながら、部署間、部門、現場・事務所の垣根を越えた機動力ある、

(裏に続く)

「カード発行をもともと頼んだのはそちらなのに、今になって駄目とはどういうこと」

やり取りの末、具体的説明としてでてきたのが「勤めている会社が和議手続中だから」ということであつた。

会社が倒産しているということと個人は別だと考えるのが妥当だと思うのですが、どう考えるか。

改めて驚いたのは、銀行、信販の会社が個人情報等を詳しくつかんでいることだ。

さて、結末は、二社の内一社は更新がなり、もう一社はまだ話し合い続行ということだ。

和議倒産の影響はこんな所にもある。腹立たしいかぎりだ。

先週予定の団体交渉は明日(二日)に

八月二十七日、「株券問題」で申し入れ

先月(八月)は二八〇〇トンの生産量という残念な結果でしたが

売上メッキ単価は四七七四二円に！

(構造物七二% 先月より一九七二円アップ)

(表から続く)

効率的で機動力ある動きが必要である。まずは、役職者が頭を切り替え、日々の仕事の中で具体的に行動で示すべきである。

和議下である厳しき、三〇〇〇トン強の受注という現状を頭でわかっている、まだまだ旧態依然たる状況ではないだろうか。

・各部門の溝のつまりはまだまだみうけられる。

例えば、現場サイドでは、営業が現場にきて「これ急いでいる」などの連絡をしばしばすることがあるが、どうして製造がしないのかという声がある。

営業にしたら、得意先への納期があり、取引継続のためやむをえずということであり、製造がそこまではしてくれないということであり、製造にしたら、製造のラインを通じてしっかりと連絡をということであり、なかなか溝が埋まっていない。

・飛び込みのメッキが多すぎる(予定外)。工程納入予定表をもとに工場が動いているのに

どうなっているのかという声がある。

・シロ製品の滞貨、仕上未完成品の滞貨が多すぎる。仕上工場でもハイ替えなどのロスが多すぎる。

・製造のラインでの意志疎通が希薄になっている。現状に見合った連絡などの場が、体制の整備が必要ではないか。

効率的で、機動力ある組織の確立は、生き生きとした働きやすい職場づくりにとって大切だ。

問題を問題として受けとめる役職者の体制、全社的な知恵と力を結集してひとつずつ、ひとつずつ問題をつぶしていく努力が必要だ。

組織の目標・理念をキッチンと打ち出すこと、そして、役職者の自覚と率先した行動から、まず、組織の改革は始まる。

| | | | | | |
|--------|-----|---------|-------|--------|-----|
| 九月労働日数 | 二三日 | 先週まで生産量 | 八六八トン | 残り労働日数 | 一五〇 |
|--------|-----|---------|-------|--------|-----|

聞魂

NO. 1944
1997年
10月2日

金属機械大阪亜鉛支部

木村管財人、明日来社

七月二二日に和議開始手続開始決定が出され、裁判所から木村真敏弁護士が選任された。

和議管財人の仕事は、「債権者集会」を開き、和議債権を確定させるというのが一番の事で、もうひとつの仕事が「和議開始決定」後の和議会社の法的監督という事になっている。

和議管財人の姿勢が、「債権者集会」の行方やその後の裁判所の「和議認可」に大きな影響を及ぼすのはいうまでもない。

先週の九月二四日（木）に労働組合として初めて木村管財人と会う機会があった。

木村管財人の大阪亜鉛和議事件に対するみつめ方は、非常に厳しいものがあつた。というのも、木村弁護士が管財人に選任されてからの大阪亜鉛の経営実績が、七月、八月とわずかであれ赤字が続き、「これで和議条件の履行（和議の遂行）が可能なのか」という疑念、懸念を強く持っているからである。

これに対して、社内一丸となつて再建努力を行なっていること、十分な営業利益が上がらない大きな要素に亜鉛の高騰、和議手続き中であるがゆえに受注の戻りがまだまだ完全でないこと、などの説明を行なってきた。

昨年十一月二〇日の和議倒産・二度目の倒産以降、身を削つての必死の再建努力が第一のハード

ルを乗り越えることができた（和議開始決定七月二二日）。

明日、木村管財人が来社する。あらためて、再建への熱意と意欲を示す時である。

亜鉛高騰に対する対策を

九年度の亜鉛の建値が二四四二〇〇円と高騰している。昨年使用した亜鉛の平均値が約一四八〇〇〇円であつた。昨年と比較すると、約一〇万円近い値上がりである。

亜鉛高騰は投機的要素がありいつまでも続くものではない。しかし、亜鉛が高騰しても利益が出る社内体制の整備が必要である。対外的要素に左右されない企業基盤の確立が大切だ。

（一〇月一日の国内建値が二二五〇〇〇円となり、若干の落ち着きの傾向が見られる）

メッキ単価の引き上げの努力がされているが、亜鉛の経費増を吸収するまでにはなっていないのが現状である。

メッキ単価の引き上げ努力を前提にして、社内であらゆる角度から、亜鉛高騰・コスト増を吸収する努力が必要だ。

再メッキ品を出さない各部署での努力、受注・入荷段階での形状のチェック、などやれることがらひとつずつやっていかなければならない。

九七秋闘 八日（水）定時から 要求確立臨時大会

一〇月労働日数

二二日

昨日まで生産量

一一一九トン

残り労働日数

二三日

聞魂

NO. 1948
1997年
11月7日

金属機械大阪亜鉛支部

「職場が残るが、なくなってしまうか」の間で

揺れ動いたこの一年間

本当に苦労様でした

社内的一致した努力によって

職場再建への扉をこじあけることができました

働く仲間の皆さんに心から感謝を申し上げます

昨日（十一月六日）、大阪地方裁判所第六民事部で大阪亜鉛和議事件の「債権者集会」が開かれ、和議成立が大多数の債権者の賛成で可決されました。そして、即日、裁判所の和議認可決定がおりました。

昨年八月の企業問題の表面化、昨年十一月の二度目の倒産・和議倒産以降の一年余の「職場消滅か、存続か」という一進、一退の状況に「ひとつの光明」をみいだせる地点に到達することができました。

この間の厳しい中で、社内全体が一致して顔をシッカリ前に向けて踏ん張り努力を積み重ねた結果、和議認可決定という結果を我々がつかむことができました。そして、この結果は、単産をあげてのタテ・ヨコからの支援、大阪労働金庫などの変わることない協力があって実現したものであります。

職場存続から職場再建への扉を我々の力でこじあけることができたことを共に喜びあいたいと思います。

安心して働くことのできる職場の確立を

これからが職場再建の正念場です。安心して働くことのできる職場の確立を腰をすえて考え実行する時です。いまだ、再倒産の恐れが去ったといえる職場実態とはなっていないのが現実であり、更に前進をしなければなりません。

和議条件の履行（七割カットした残りの三割の借金の返済）は、我々の会社が社会的に存在していくための最低の条件であり、最低の信義だと考えます。

七割の借金のカットに同意して頂いた五〇社弱の債権者の後ろには、我々と同じく働く者がいます。

これからの五年間、和議条件の履行（三割に減額された借金の支払い）ができる、なおかつ、働く者の生活の確保が可能な、社内体制の整備が緊急を要しています。

安心して働くことのできる職場、眉間にしわを寄せず笑顔があふれる職場、若い人が定着できる職場、きつくていきたいものだと思います。

いわゆる「職場の改革」（会社サイドの言葉でいけば合理化）には必ず痛みがともないます。痛みのない改革はありません。

（裏に続く）

| | | | | | |
|---------|-------|---------|--------|--------|-----|
| 一二月労働日数 | 二三五〇日 | 昨日まで生産量 | 一七九〇トン | 残り労働日数 | 一一日 |
|---------|-------|---------|--------|--------|-----|

昨年一二月の資金の割カットなどにもなう痛みの後遺症もなくなっていないことは、各々が今も実感していることですから、新たな「改革」に向うことのためらいも存在しています。

しかし、向こう五年間の厳しさを考えた時、やれることは今するべきであるかと判断します。

日々の仕事の上での努力を継続しながら、社内で安心して働くことのできる職場づくりに全力を上げよう。

信頼を寄せるところの経営陣の確立を

「我々は一生懸命は働いてきたのに、倒産のしわ寄せをなせ受けないといかんのか」「倒産の経営責任はとうなっているのか」という当然すぎる声があります。全くその通りだと思います。

働いたことがむくわれる、努力したことが結果(賃上げ、一時金、など)として出せる経営陣の確立がキーポイントだ。

六年にわたって続いた「手形乱発」といわれる経営手法・経営姿勢との絶縁が今必要ですし、何よりも働く者の生活と権利を守るための経営責任を、真実、はたすことのできる経営陣の確立が大切である。

二度目の倒産から、反面教材として、学ばなくてはならないことは多い。

たとえ厳しくても、信頼を寄せることのできる経営陣の確立を、労働組合の立場から引き続き求めていきます。

株主総会 九年の三

平成八年(四)第二三三号

泣 泣

申立人の表示 別紙のとおり

申立人の申立にかゝる和議強行申立事件について、当裁判所は、和議の可否に関して、次のとおり判断する。

十二 十二

別紙和議条件を認めない理由を認む。

十四 十四

申立人は平成九年一月六日の債権者集会の期日に出頭して、別紙の和議条件をもつて和議の提案をなした(以下、同)期日に出頭した債権者に対して、法定多数の同意をもちて可決された。

よって、当該期日の議事の結果、和議(三)一条所定の不認可事由が存在することは認め

裁 判 所

られないから三三のとおりに決定する。

平成九年一月六日

大阪地方裁判所第六三三事部

裁判官 山 恒 昭

聞魂

NO. 1951
1997年
12月1日

金属機械大阪亜鉛支部

十一月二十六日(水)に和議認可決定の公告

十一月六日の債権者集会で、裁判所の和議認可決定が発表され、十一月二十六日に官報に掲載された(下の通り)。

十一月二十六日から二週間が経過すると(十一月一〇日)、和議認可—和議成立が法律上、確定することになる。

職場再建の罪をこじあげた今、職場の安定・発展、我々の生活の安定・向上への更なる努力が求められることになる。

大阪亜鉛の職場は我々働く者のものである。和議条件の履行という向こう5年間の厳しさはあるとしても、この一年間、「破産しかない。職場消滅しかない」という実態を全員の頑張りで突破してきた実績をつくりだしてきたことからすれば、お互いに新たな痛みを背負わなければならないとしても、必ず、前進できるし、前進しなければならない。

九七秋闘・一時金終結 和議問題

十一月二十八日(金) 団体交渉の報告

(終結について)

交渉でこのことについて、あらかじめ確認などを求めたことは主に以下の通り。
△公社が示した日目標(損益分岐点目標)について、「三〇〇トン生産、四七二一六円メッキ単価」が本当に実現できるのかどうかとの再確認を求めた。
会社の説明は次の通り。

(裏に続く)

報 官 水曜日 平成9年11月26日
第2270号

和議認可

平成8年(コ)第23号
大阪市港区福崎2丁目6番24号
債務者 大阪亜鉛鍍金株式会社
1 決定年月日 平成9年11月6日
2 主文 以下の和議条件をもってする本件和議を認可する。
和議条件
1 債務者は和議債権者に対し、本件和議認可決定の確定の日から1年目を第1回とし、以後1年目ごとに第5回目まで、それぞれ和議債権元本額の6パーセント宛を支払う(合計30パーセント)。
2 債務者において前記の支払いを完了したときは、和議債権者はその余の元本債権及び利息ないし遅延損害金債権を全部免除する。
大阪地方裁判所第6民事部和議係

| | | | | | |
|--------|----|----------|-------|--------|-----|
| 二月労働日数 | 二日 | 先週までの生産量 | 八九一トン | 残り労働日数 | 一五〇 |
|--------|----|----------|-------|--------|-----|

る」

「メッキ単価についても、一月度約四六六〇〇円ということであり、目標実現に向けて必死に努力する」
また、三年ごしの未解決問題である「**素材材の敷正地**」について、安全上からも急ぐべき旨をあらためて申し入れた。来年の工事計画で三〇〇万円の資金が必要だとの資料が出されているが、もつと安い方法も含めて検討するように申し入れた。

翌年二二日に、要員補充について、「一九九六年六月一九日付協定書の趣旨の確認」についての会社の姿勢をあらためてたまたした。

会社の説明は次の通り。

「新卒者の募集は昨年よりも広げて(山陰方面など)、努力をしている。職安での募集もしている。」

「更生法の時の経験からして倒産企業への要員補充の厳しさを十分に確認しているが、全力をあげて、新卒者の補充、職場の若返りなどに努力する」

第四に、一時金ゼロという集約について大きな不満が職場にあることについて十分な会社として認識をすることと、やる意欲が持続する会社としての今後の努力を求めた。

(和議問題について)

一〇月三〇日と十一月一九日の二回の組合申し入れにそって、資金流出問題、和議債権の整理、株券、などについて交渉を行なった。

古田社長に対しては退任するにあたって倒産責任にかかわるケジメを果たすことと、退任しても社長に関わる問題の解決が残っていることも含めて大阪亜鉛の再建への尽力を要請した。

次回の交渉 一二月四日(木)

団魂

NO. 1952
1997年
12月2日

金属機械大阪亜鉛支部

職場の安定・再建へのひき続いての努力を

大阪亜鉛の職場は我々働く者の職場である。職場・生産点を守り発展させることは我々のかけがえのない権利確保の最大の柱である。

この一年間、「破産しか道がない。職場消滅しかない」という職場の実態を全員の頑張りによって突破し、和議認可決定という職場再建の扉をこじあける段階にまでくることができた。

自主再建、自力再建が我々の立場である。

労働組合の立場から、職場の現実をみつめ判断して、何が問題で、これからどうするべきかなどを主体的に考え、実行すべきである。

ゼロからの出発、

ゼロから我々の職場をつくるといふ

意識の切りかえが大切

二度目の倒産の中で、労働組合として団結を確保し、我々の生活、向上のためにどうするのかという論議が大切だ。

この一年間、確かに個々人のゼニ金にプラスして結びつくものは何もなかった（賃上げゼロ、夏冬一時金ゼロ）。そして、向こう五年間は、和議債権の支払いという厳しい現実がまちうけている。厳しさを厳しさとして受けとめ、借金の支払いに追いまくられるだけという事態を避けて、克服して、我々の職場の安定、生活の安定に結びつく、現時点での取り組みが大切である。

「倒産させたのは会社の責任で、働く者に負担を押しつけるのはケシカラン。」

「今後の見通しは会社がだすべきだ」

「安易な人件費の削除のみで、それ以外の会社としての努力が全くみえない」

「経済的負担、権利の剥奪ばかりでないか。労働組合としての権利主張はどうなっているか」

これらの意見、心情は全く同感である。

しかし、大阪亜鉛の二度目の倒産の現実には、「職場が今まで通りでよい」「賃上げ、一時金をとるのが権利だ」だけでは通用しない。労働組合としての団結をよりどころにして、我々の職場を我々自身でどのように守るのかという考え方が必要である。

会社更生法下で幾度も幾度も遅配などに耐えて職場を守ってきた経験もある。

地域でも、社長逃亡、破産などの倒産闘争において、何年間にわたって三万円、四万円の賃金で職場・生産点を守り抜いてきた歴史がある。

全体の努力で「順調すぎる再建の軌跡」をつくりだしてきたが、職場の抱える問題（和議債権の支払い、退職金の支払いの正常化、未払い労働債権の支払い、社会保険料の滞納など）を念頭において、「ゼロからの出発」という意識の切りかえが必要だ。

この職場は我々のものである。安定した黒字体制が確立されていけば、労働組合の団結が存在する限り、必ず、我々の生活の安定に還元されるものである。

会社の経営陣には、労働者、労働組合の人格権・生活権を最大限に尊重することを求めながら、会社の経営陣に左右されることのない「我々の職場は我々が守る」という労働組合の主体的力量の強化（モラルの向上、など）が大切である。

和議手続関連資料

- 和議手続開始の申立書
（児玉憲夫、岸本達司、金喜朝弁護士）
一九九六年一月一九日
- 和議開始前の保全処分申立書
（児玉憲夫、岸本達司、金喜朝弁護士）
一九九六年一月一九日
- 保全処分 公示書（大阪地裁）
一九九六年一月一九日
- 調査報告書
（今泉純一和議整理委員）
一九九七年六月二十四日
- 和議手続開始決定
（大阪地裁第六民事部）
一九九七年七月二二日
- 意見書
（木村眞敏和議管財人）
一九九七年一月六日
- 和議認可決定
（大阪地裁第六民事部）
一九九七年一月六日

一九九六年二月一九日

和議手続開始の申立書

(児玉憲夫、岸本達司、金喜朝弁護士)

大阪市港区福崎二丁目六番二四号

申立人(債務者) 大阪亜鉛鍍金株式会社

右代表者 代表取締役 古田 和穂

大阪市北区西天満六丁目一番二号

千代田ビル別館九階

右申立人代理人 弁護士 児玉 憲夫

同 同 岸本 達司

同 同 金 喜朝

申立の趣旨

申立会社に対して和議手続を開始するとの決定を求め
る。

申立の理由

第一 申立会社の概要

一 会社の事業目的

1 亜鉛鍍金加工及び同加工品の販売

2 金属加工及び同加工品の販売

二 申立会社の沿革

申立会社は、昭和二二年一月、当時の代表者市川滋が創業し、昭和二三年一〇月一六日資本金三〇万円で株式会社を改組した。その後数回増資をして、関西では少ない亜鉛鍍金加工の専門工場として業績を伸ばしてきたが、昭和四八年オイルショック後受注が減少し、昭和五〇年四月、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行った。同年七月二日、更生手続開始決定がなされ、昭和五四年二月一九日、更生計画が認可され、代表取締役が事業管財人であった田村秀次郎氏が就任した。

申立会社の業務内容は鉄工メーカーや建設、橋梁会社から搬入された鋼管や構造物を鍍金加工して納品するということ、一定期間内に納入しななければならないため、多くの従業員による手数を伴

う集約産業であり、景気の不況に左右されやすい體質を有しており、更生手続は苦難を強いられたが、生産量の増加、単価の上昇、固定費の削減などに努力し、殊に昭和六〇年以降はバブル景気にも助けられ、平成二年一月二二日更生手続を終了した。終了後の平成六年三月七日、田村秀次郎氏から現在の古田和穂氏へ代表取締役が交代した。

三 会社の資本関係

更生計画認可に伴い、新たに金二五〇〇万円の資本金を募集し（一株の金額五〇〇円）、その後平成二年三月二七日金五〇〇万円、同年五月二三日金五五〇〇万円、同年七月七日金七五〇〇万円、平成五年三月二六日金九五〇〇万円（一九万株）と順次増資して今日に至っている。

（略）

第三 和議手続開始の原因と発生事情

一 営業実績の推移

1 会社更生手続が終了した平成二年度（第四四期）から平成七年度（第四九期）迄の六年間の実績は、売上高

は平成二年度、三年度は二五億円台から二七億円台であるが、平成四年度以降は二〇億円台から二億円台と減少し、それに伴い平成三年度迄は経常利益があがっているが、平成四年度以降はすべて赤字であり、平成四年度から平成八年九月二〇日までの当期損益は、累計赤字額が、七億四二二二万円に達する。

2 申立会社ではこれら赤字を、関連会社から約束手形による融資を受けるとスポンサー的会社から資金援助を受けることで補填しようとした。

スポンサーの役を担ったのは、平成七年六月までは原材料である亜鉛仕入れ先の大森工業株式会社であり、それ以降は株式会社コムソン社であったが、同社も平成八年六月撤退を表明し、申立会社は約束手形による資金手当にのめりこんでいった。

3 加えて、平成七年三月三陽産業が倒産し、亜鉛加工代金一億八六〇〇万円が焦付いた。

4 これらの資金回転のため、平成七年度の貸借対照表上六億二九〇九万円であった支払手形が、平成八年九月二〇日付のそれでは二二億六六四六万円に膨張した。やむを得ざる事情があったとはいえ、このような安易な資金手当に走った経営陣にも反省が必要である。

5 申立会社は売掛金の殆どが支払手形であるため、会社更生手続中から大阪労働金庫で手形割引を続けており、毎月約三〇〇〇万円の割引料を必要としていたが、右の

ように約束手形による借入等が増加すると共に、支払利息、割引料も増加し、比較損益計算書の通り平成五年度六八七八万円、同六年度六七〇一万円、同七年度七二〇七万円と増加し、同八年九月二〇日までで一億三四七九万円に急増した。

売上高に対する比率は、平成七年度迄が三パーセント台であるのに、同八年度は八・九パーセントに達している。

経営指標が一・九パーセントといわれているのに比すると、いずれも相当高く、これがまた、欠損の高額化に結び付いた。

二 破産原因の生じた事情・原因

これら赤字の発生は、不況による受注額の減少に併せて人件費を削減出来なかつたことにも起因している。

申立会社はバブル好況期に人手不足のため比較的高齢者を雇用させざるを得なかつた。これら高齢者は不況時の合理化が困難である。前記の通り極端な合理化は人手を喰う生産そのものに響いて来る。そのため、製造原価に対する労務費の割合だけでも平成五年度で四二パーセント、同六年度で四四パーセント、同七年度で三七・八パーセントである。製造加工業の経営指標の三〇パーセントを大きく上回っている。これら労務費に一般管理費中の人件費と法定福利費、厚生費を加えた人件費全体の

売り上げ高に占める割合は、過去三年でほぼ四八パーセントに達している。

三 破産原因の存在

1 このような状況下で、申立会社は平成八年八月末以降約束手形の決済のため借入などにより凌いできたが、一月一五日に一億円の決済を事故手形の届け出で処理したものの、来る一月二〇日には合計一億五四〇四万二四五六円の決済をしなければならぬ。しかし、その資金は手元になく、支払不能は必至である。

2 申立会社のみるべき資産としては、平成八年一〇月二〇日以降の売掛金一億五〇〇〇万円と労働金庫に担保として差入れている二億三六九〇万円の約束手形と、貸付金合計額七億九四一九万円の合計一一億八一〇九万円であつて、債権額総計四一億四二七九万円と対比すると、二九億六一七〇万円の債務超過となつている。

第四 和議条件

一 債務者は和議債権者に対し、本件和議認可決定の確定の日から一年目を第一回とし、以後一年目ごとに第五回目まで、それぞれ和議債権元本額の六パーセント宛を支払う（合計三〇パーセント）。

二 債務者において前項の支払を完了した時は、和議債

権者はその余の元本債権及び利息ないし遅延損害金債権を全部免除する。

第五 和議の相当性と和議条件履行の見込み

一 破産の場合の配当可能性

申立会社の工場と一部敷地には別除権が設定されていると共に、優先債権として公租公課一四億二二二八万円と従業員の労働債権七億八五四〇万円（決済される労働金庫の担保手形を除く）が存し、新たに全従業員の解雇による退職金も発生するため、現有資産では到底カバー出来ず、一般債権者の配当は皆無となる。

二 和議の相当性

1 右優先債権のうち、社会保険に付いては会社更生手続終了時に既発生額分を保留し、新規発生分に毎月一〇〇万円を上乗せして支払うことで了解されており（もつとも最近では新規発生分も遅延している）、未払い退職金など労働債権も会社が存続する限り分割協定が組合との間で合意されており、優先的に取り立てられることはない。万一、破産となると、これら了解は反古となる。

2 申立会社の亜鉛工場は、関西では数少ない大規模なもので、公害設備も相応に完備しているので、これを閉鎖し他所に建設するとなると莫大な資本を投入しなければならぬ。しかも申立会社が閉鎖すると残る一社の独

占となるため、立売堀の鉄鋼業者間で存続の希望が高い。

このため、本件和議の申し立てにおいても、一時的には申立会社の受注額は減少するが、時を経ずして回復し、従前程度の受注は継続するものと予想される。

三 申立会社では、現在アルバイトや下請け会社の派遣社員を含めると一八〇名が働いており、家族を含めると約八〇〇名が生活を維持している。これら従業員の離散は出来るだけ避けなければならない。

このため、全国金属大阪亜鉛支部も会社再建を最大の目標として、そのためには固定費の削減に柔軟に協力すると約束している。

四 和議条件履行の見込み

1 早急な景気の好転が見込まれない以上、生産量の増大は難しい。ここ数年間の実績からみて月平均三三〇〇トンで収益を經常する体制を作らなければならない。そのためにはトンあたりメッキ単価（現在四万四〇〇〇円）を少しでも増大することと経費を節減することである。単価を二〇〇〇円増額するとし、人件費などを四〇パーセント以下とすべく試算した。

労務費五億一〇〇万円と一般管理費の半額一億九二〇万円の人件費合計六億一三〇〇万円は、売上高一八億五八〇万円の三四パーセントになっている。これは現在の

人件費平均四八パーセントを一四パーセントも下回っており、ここまでの従業員の協力が得られれば、最終的には一億一〇三〇万円の経常利益、四六六〇万円の当期利益が見込まれ、和議条件履行の原資となる。

このような収益が計上されるのは、約束手形の発行が減少し、その支払の為に売り上げ金を持ち出されることや利息や手形割引料の負担が少なくなるからである。

現在申立会社では労働組合との間で、売上高に対する人件費比率を現行平均四八パーセントより一〇パーセント以下に下げる方策を協議中であり、その実現は可能である。

2 先に掲げた和議債権は、今後相殺などにより更に減額するものと思われるが、仮に一二億円が和議債権になるとすると、その三〇パーセントは三億六〇〇〇万円である。これを五回で返済すると年間七〇〇〇万円の弁済原資を創出しなければならないが、現在労務費だけでも年間七億円に達しているので、その一〇パーセント減の七〇〇〇万円の収益は達成可能と考える。

五 債権者の意向

優先債権者の市岡社会保険事務所と全国金属大阪亜鉛支部については、和議条件についても賛同を得られる。別除者のうち、大阪労働金庫については右組合と同調するものと思われる。

一般和議債権者については今後接触していくが、原料仕入れ先である大森工業株式会社、有限会社喜多亜鉛工業所については、賛同を受けられるものと思料する。

平成八年十一月一九日

右申立人代理人

弁護士 児玉 憲夫

同 岸本 達司

同 金 喜朝

大阪地方裁判所

第六民事部 御中

一九九六年一月一九日

和議開始前の保全処分申立書

(児玉憲夫、岸本達司、金喜朝弁護士)

大阪市港区福崎二丁目六番二四号

申立人(債務者) 大阪亜鉛鍍金株式会社

右代表者 代表取締役 古田 和穂

大阪市北区西天満六丁目一番二号

千代田ビル別館九階

右申立人代理人 弁護士 児玉 憲夫

同 同 岸本 達司

同 同 金 喜朝

和議開始前の保全処分申立事件

申立の趣旨

一 申立人は、あらかじめ当裁判所の許可を受けた場合を除き、平成八年一月二〇日以前の原因に基づいて生じた和議債権となるべき一切の金銭債務の弁済及び担保提供をしてはならない。

二 申立人は、和議法四二条に該当する金銭債務を弁済する必要がある時又は破産の場合に別除権を行使する事をうべき権利を有する者に対してその権利によって担保されている金銭債務を弁済する必要があるときは、右債務の存在及び和議管財人(和議管財人が犯されていない時は整理委員)の確認をえなければならぬ。

ただし、租税その他国税徴収法の例により徴収される債務及び従業員の雇用関係によつて債務の弁済はこの限りではない。

三 申立人は、あらかじめ当裁判所の許可を受けた場合を除き、如何なる名目ないし方法をもつてするを問わず、金員の借入、手形割引及び第三者による立替払いの委託をしてはならない。

四 申立人の物件に対する占有を解いて、申立人の委任する執行官に保管を命ずる。

執行官は、現状を変更しないことを条件として、申立人にその使用を許さなければならぬ。

この場合に於いては、執行官はその保管にかかることを公示するため、適当な方法をとらなければならない。申立人は各物件について、譲渡、質入れ、その他の処分をし、又はその占有の移転及び占有名義の変更をしてはならない。

申立人は不動産につき、譲渡、質権、抵当権、貸借権などの設定、その他一切の処分をしてはならない。

申立の理由

- 一 申立人は、本日御庁に対し和議手続開始決定の申立をしたが、その申立人の理由中に記載した事実の通り支払不能の状態にあり、平成八年一月二〇日を支払期日とする手形債務その他の支払が出来ないものである。
- 二 しかしながら申立人は、和議が認可されるためには営業を継続している必要がある、前記支払期日に手形などの支払が出来ず銀行取引停止処分を受けたり、債権者が支払を求めて営業を妨害したり、工場内の機械原材料を持ち出すなどの行為に出たりした時には、会社の再建が不能となる。
- 三 よって申立の趣旨の通りの決定を求めべく本申立に及んだものである。

平成八年一月一九日

右申立人代理人

弁護士

児玉 憲夫

同

岸本 達司

同

金 喜朝

大阪地方裁判所

第六民事部 御中

一九九七年六月二十四日

調査報告書

(今泉純一 整理委員)

大阪地方裁判所

第六民事部 御中

整理委員 今泉 純一

事件番号 平成八年(コ)第二三三号

申立人 大阪亜鉛鍍金株式会社

右記和議開始申立事件につき、当職は整理委員に選任され和議法二一条所定の調査並びに意見に関する書面の提出を命じられましたので、その調査の結果と意見を報告します。

第一 調査の方法

1 公認会計士の委嘱

申立会社の財産帳簿及び和議条件についての調査のため、平成八年一月二五日、アシスト公認会計士事務所

公認会計士福島正巳を補助者に選任し、①商業帳簿などの状況②和議申立をなすに至った事情、③財産と負債の状況、④和議条件履行可能性、⑤清算における予想配当率、等について調査を委嘱した。

福島公認会計士は、所要の調査を遂げ、これに基づいて当職宛の調査報告書を作成(以下「会計士報告書」という)し、当職はこれを受領した。同公認会計士とは必要に応じてうち合わせ、協議を行った。

2 その他の調査

当職は、随時、申立代理人児玉憲夫、同金喜朝弁護士から事情を聴取し、申立会社を数度訪れ、申立会社の業務の状況を実地見聞すると共に、必要に応じて申立会社の役員などから事情を聴取した。

また、申立会社の労働組合で全国金属機械労働組合大阪亜鉛支部(以下「金属機械大阪亜鉛支部」という)の執行部と会談し、あるいは文書などの送付を受けて、債権者としての意向、現在までの労使の交渉状況、本件和議申立などに関する意向などを聴取した。

更に、申立会社の大口債権者であり現在の最大の支援者でもある大森工業株式会社、株式会社ジャパンガルバの社長であり、かつて申立会社の代表取締役を務めた大森豊に面談し、債権者としての和議に関する意向、今後の申立会社に対する支援の意向などを聴取した。

そして、公租公課の債権者については、社会保険について、厚生省の担当者（社会保険は都道府県知事の機関委任事務であるので、原課である大阪府福祉部社会保険事務所の徴収関係責任者）に面談し、滞納社会保険料の徴収、滞納処分の進行に関する意向を聴取した。和議債権者などについては文書で、和議手続及び和議条件に関する意向を調査した。

第二 申立会社の概要

1 申立会社の沿革

(略)

2 事業目的及び内容

(略)

3 資本金

(略)

4 株主構成

現在の株主構成は、株主総数は三十四名で、発行済み

株式総数一九万株のうち、一〇万株を金属機械大阪亜鉛支部が有している。この金属機械大阪亜鉛支部の株式取得については紛争がある。

金属機械大阪亜鉛支部は労働債権の保全のため（譲渡担保として）平成八年一月五日取締役会の承認を受けて（申立会社には株式譲渡は取締役会の承認を要するとする譲渡制限規定がある）代表者である古田和穂から、その有する株式のうち一〇万株の譲渡を受けたことになっている。しかし、株券の引渡は未了であったところ、古田和穂は大口債権者である株式会社コムソン社（大阪証券取引所二部上場の会社）に株券を引渡し、平成八年一月二〇日内容証明で株式会社コムソン社に株券の返還の請求をしたところ、平成九年二月二六日、同社から古田に対し申立会社に株主の名義書換えを求める催告書が送付されたが、申立会社取締役会は譲渡の承認をしていない。

このような中、平成九年三月一八日、後に述べる定時株主総会が開催され、金属機械大阪亜鉛支部は株主として決議権を行使したが、株式会社コムソン社から派遣され、申立会社の非常勤取締役に就任した株式会社コムソン社顧問の太田正からの異論は述べられなかった。株券自体は依然として株式会社コムソン社が所持しているようであり、古田和穂に返還されていないところから、この株式をめぐる今後紛争が再燃する可能性がある。

5 役員

申立会社の本件和議開始申立時の役員は次の通りである。

| (氏名) | (役職) | (備考) |
|-------|-------|-------|
| 古田 和穂 | 代表取締役 | |
| 木下 博 | 専務取締役 | |
| 西原 隆司 | 取締役 | 工場長 |
| 松村 勇司 | 取締役 | 開発部長 |
| 高瀬 久男 | 監査役 | |
| 古田 和穂 | 代表取締役 | |
| 木下 博 | 専務取締役 | |
| 西原 隆司 | 取締役 | 工場長 |
| 古田 保 | 取締役 | 元営業部長 |

本件和議開始申立後の平成九年三月一八日午前一〇時から申立会社の第五〇回定期総会が開催され、①計算書類の承認、②取締役全員の任期満了に伴う改選と三名の増員、③取締役の任期短縮、④監査役辞任による後任選任の各決議がおこなわれ、それに引き続き取締役会が開催され、代表取締役と専務取締役が選任された。その結果下記の通り役員の改選が行われた。また、取締役の任期は本件の和議認可決定後最初の株主総会までと決議されている。この会議は、調査を委嘱したアシスト公認会計士事務所の塩川亨公認会計士補をして傍聴させた。

(氏名)

(役職)

(備考)

山遠 恒平 非常勤取締役 大森工業・
三重重工業役員
太田 正 非常勤取締役 (株)コムソン社
顧問
田中 昌樹 監査役 元資材部長

6 営業施設

本店所在地に次の事務所及び工場施設を有しており、公害防止設備を完備している。

尚、和歌山市小松原一丁目一番地に和歌山支店(施設は賃借)があつたが、本件和議申立に際して閉鎖している。

7 従業員の状況

本件和議開始申立時点の従業員の状況は職員三二名、工員九一名、アルバイト一九名、下請け派遣会社三八名の合計一八〇名、平成九年五月三〇日現在では、職員三名、工員七八名、アルバイト一四名、下請け派遣会社二七名の合計一五二名となつている。

労働組合は、係長以上に職員と工員を組合員とする金属機械大阪亜鉛支部がある。

第三 和議手続開始申立に至った経緯

1 更生手続終結時の問題点

問題点の第一は、申立会社の更生手続は、平成二年一月、巨額の社会保険料や退職金の未払いを残したまま終結した、ということである。

申立会社は昭和五四年二月の更生計画認可以降、主に社会保険料を滞納し続け、退職者の退職金の支払を遅延しながら、更生計画を遂行してきたのである。社会保険料や退職者の犠牲に於いて更生担保権の披担保債権や更生債権を弁済してきたと言うことに他ならない。これらの新たな滞納、未払いは和議申立時点まで続いており、和議申立時点の滞納社会保険料一三億〇一七〇万円、未払い退職金、賃金は約五億〇五〇〇万円にのぼっている。申立会社は更生手続終結時点で、既にこれらの巨額の未払い金を長期に返済する必要があることが申立会社の資金繰りを苦しめてきた。

第二の問題点は、正常な銀行取引が出来なかつたことである。公租公課の滞納とも関連することであるが、会社更生開始時点から申立会社の不動産は社会保険料、大阪市の滞納のために、厚生省、大阪市から滞納処分による差押（参加差押）がなされており、その滞納金額を直ちに支払うことが出来ず、会社の不動産に担保価格がないことや会社更生ということもあって金融機関が与信

取引をしてくれなかつたことである。申立会社は通常の資金調達が金融機関からは出来なかつたと言うことである。売り上げの大半が受取手形である申立会社は、金融機関で手形の割引を受けることが出来ないことから、金属機械大阪亜鉛支部の協力を受けて、大阪労働金庫で実質的な手形割引を受けていた。給料支払いのため受取手形を金属機械大阪亜鉛支部に譲渡し、この手形を同支部が大阪労働金庫からの借入金担保として差入れ同金庫から資金を借り入れ、従業員に立て替え払いを行う、という方法で、この方法は現在まで続けている。受取手形による給料支払いのための資金繰りは、金属機械大阪亜鉛支部と大阪労働金庫の協力によって出来ても、資金繰りのための新たな資金調達を金融機関から出来なかつたことが本件倒産の原因のひとつとなつたと考えられる。

2 根本的な原因

既に述べたように、申立会社は、鋼管型鋼、建築用機材などの亜鉛鍍金加工を主たる業務としており、各種メーカから搬入された鋼管や構造物をめっき加工して一定の納期に納品するといった集約産業であり、多くの従業員による手数を要するという点から人件費の占める割合の高い業種であるが、更生開始以来必要最小限の設備投資しかしてくることができなかつたことから設備が老朽化し合理化が難しいという事情があつた。

申立会社の年間売上高は更生手続が終結した平成二年度、三年度は約二五億円、約二七億円であるが、平成四年度以降は約二〇億円から二一億円で推移している。

損益は、平成四年度（第四六期）を除いて営業利益の段階で既に固定費を回収できる水準にないということである。売上の点に関しては、同業他社に比して人手を要する割には効率の良い収益に結びつかないという現在の陳腐化した設備の問題も指摘される。鍍金単価を上げるため十分な営業努力がされたかという問題もある。固定費に付いては、固定費の大半を占める人件費がバブル崩壊による不況に応じて削減できなかつた、ということである。

元々、人件費の占める割合の高い業態で、設備の陳腐化のために合理化を行う設備投資ができなかつたところへ、バブル好況期に比較的高齢者を雇用させざるを得なくなり（従業員の平均年齢は四五歳である）、設備との関係から極端な人員整理は生産そのものに影響を及ぼすこと、労働組合があり、会社としては思うような賃金体系を含めた合理化が出来なかつたようである。経常利益は五期連続一期当たり四二〇〇万円から二億二〇〇万円の赤字で、平成八年一二月二〇日現在の繰越損失は二四億六一〇三万九〇〇〇円となっている。

3 赤字補填

申立会社は、これらの欠損、赤字を、小売り金融業者からの借入、関連会社との手形操作、スポンサー的会社から資金援助を受けることなどで補填しようとした。

有力なスポンサーとして申立会社を支援したのは、最初は、申立会社の亜鉛の仕入れ先である大森工業株式会社を中心とする大森グループであった。大森グループの代表者大森豊が平成六年三月非常勤の取締役就任し、平成七年二月代表取締役会長となり、申立会社を支援してきたが、平成七年六月組合である金属機械大阪亜鉛支部や代表取締役古田和穂との意見の食い違いから、大森豊は申立会社の代表取締役及び取締役を辞任し、大森グループは申立会社の支援をうち切り撤退した。

大森グループ撤退後は、平成七年七月から株式会社コムソン社が業務提携の名目で支援を開始したが、同社も平成八年六月に撤退を表明した（株式会社コムソン社は谷本勲を平成七年七月から同八年六月まで申立会社の取締役就任させていた）。

また、その間の平成七年三月には得意先の三陽産業株式会社が倒産し、亜鉛加工代金一億八六〇〇万円が一部回収不能となっている。

申立会社は資金繰りのため、右記のスポンサー企業からの支援、高利金融者からの借金の他に、手形発行による資金を得ようとして、あるいはその方法として融通手

形を振り出すなどして、手形を発行していた。

また、社長である古田和穂の関係する会社（NCAシステムサービス会社）への貸付のために融通手形を振り出しその決済資金の回収ができないまま手形を決済していったので資金繰りが更に悪化していった。

特に株式会社コムソン社撤退の前後から、右記の資金獲得のために、特に手形を乱発するようになり、支払手形の額は一挙に膨れ上がり、平成八年一月二〇日には二二億六六〇〇万円となっている。

申立会社はこの振り出した手形に見合う資金を得られないまま、平成八年一月一九日、御庁にたいし、和議手続開始の申立をするに至った。

第四 和議手続開始申立後の経過

1 申立直後の経緯

和議申立直後の受注量は一時的に落ちたが、まもなく回復し、操業体制も申立後の一週間程度の昼勤のみの生産から昼、夜の通常の生産体制に回復した。

これは、亜鉛の仕入れ先である大森工業株式会社が今後の供給を約束し、協力を得られたことや、申立会社の努力で得意先の信頼の回復が早くおこなわれたこと、申立会社が専門工場としての技術を有し得意先にとって他に代替性が余りなかったことなどがその理由である。

申立会社は、株式会社コムソン社に債権譲渡通知書を取られていたところから、防御のため、和議申立に際し、加工代金債権を金属機械大阪亜鉛支部に譲渡し、その旨の内容証明郵便による通知を各得意先に行った。株式会社コムソン社は実際には申立会社作成の債権譲渡通知書を発送しなかったが、得意先にとっては申立会社、金属機械大阪亜鉛支部のいずれに加工代金を支払えば良いのかという問題が生じ、当初の加工代金の集金に混乱があった。得意先の中では、当職に支払いをいずれにすればよいかの指示を求めてきた会社もあった。

2 受注実績と収支

平成八年一月二〇日以降平成九年一月二〇日までの月次（毎月二一日から翌月二〇日まで）の受注生産実績は、平成八年一二月度（二〇日締め以下同じ）三〇一四トン、平成九年一月度は一八四九トンで月次の損益はいずれも赤字であったが、受注実績は二月度は三二六二トン、三月度は、三五〇一トン、四月度は三〇七三トンで推移し、損益については、二月度から四月度までの月平均経常利益は、約一五八四万円の黒字を出すにいたっている。尚、申立会社の月例報告の経常利益の額と異なるのは、収支実績表は減価償却費や特別損失（退職者の退職金）を経費として計上していないからである。

この収支実績表の経常利益がプラスに転じたのは、大

森工業株式会社を中心とする大森グループの亜鉛供給、受取手形の低額の割引料による割引などを中心とした支援を前提にして、売上の面では、営業努力でトン当たりメッキ単価を四万四〇〇〇円から四万六〇〇〇円程度に上昇させたこと、経費の面では、和議債権のうち利息支払い分がなくなったことに加え、本件和議申立後の従業員の退職による自然減、一月から労使の協議により賃金を一割カットし、管理職手当を六割カット、役職手当を四割カットして人件費を減額し、その他の経費切りつめをしたこと、がその理由である。

尚、人件費については、御庁の許可を受けながら、従前のように金属機械大阪亜鉛支部と大阪労働金庫の協力で支払いがおこなわれている。

3 債権者の動向

和議申立後、次の通り債権者から裁判の請求がなされている。

① 債権者 大西勝治

債権の内容 申立会社が株式会社コムソン社に対し

て振り出した額面五〇〇〇万円の約束手形の所持人

としての約束手形金の請求

裁判上の請求の内容

平成八年一二年二月二七日加工代金

合計金一四一七六四四円の仮差押

(御庁平成八年(ヨ)第三三六一〜三三六六号)

平成九年二月一三日手形判決

(御庁八年(手ワ)第 六九八号)

異議申し立てすることなく確定

平成九年二月一八日上記手形判決による強制執行の

禁止保全処分(平成八年(モ)第二七〇〇九号)

② 債権者名 堀川憲幸

債権の内容 申立会社が株式会社ネーブルジャパン

に振り出した三通の手形額面合計一億二〇〇〇万円

の所持人として約束手形金の請求

裁判の請求内容

平成八年一二月一九日手形判決

(御庁平成八年(手ワ)第六五六号)

平成八年一二月二〇日異議申立

(御庁八年(ワ)第 一三〇九九号)

現在審理中

③ 債権者名 四重工業株式会社

債権の内容 申立会社が株式会社ネーブルジャパン

に振り出した四通の手形額面合計二億円の所持人と

して約束手形金の請求

裁判上の請求内容

手形訴訟(御庁平成八年(手ワ)第七〇七号)は

平成九年一月三〇日の第一回口頭弁論で通常移行、
②の事件と併合審理、現在審理中

④債権者名 西川慶子

債権内容 申立会社が株式会社ネーブルジャパンに
振り出した四通の手形額面合計二六五四万円の所持
人として約束手形の請求

裁判上の請求内容

平成九年三月六日支払命令

(大阪簡易裁判所平成九年(ロ)第三〇九五二号)

同月一四日異議申立通常移行後の期日未定

なお、②③④の約束手形の請求に対する申立会社の主張は、割引等をして資金の供給を受けるために株式会社ネーブルジャパンに振り出した手形であるが実際に資金の供給がうけられていないという、いわゆる対価欠缺の抗弁である。

第五 申立会社の資産及び負債の状況

1 資産

現金、製品、原材料、貯蔵品、電話加入権及び保証金は、帳簿の価格によっている。貯金は残高証明によって確認している。

売掛金は基本的には帳簿によっているが、その存在の大部分は債務者から残高証明を取って確認している。

付属設備、構築物、機械、車両運搬及び工具器具備品については帳簿価格を前提にして、申立会社は減価償却を二年間にわたり、行っていないので、会計原則による適正な原価償却を行った価格を評価額としている。

不動産については、建物は固定資産税評価額により、土地は路線価格により評価した。

借地権については、申立会社は帳簿上は資産に計上していないが、それなりの評価が必要であり、南福崎土地株式会社との土地賃貸借契約の趣旨から賃借地の全部が建物の敷地ではなく材料置き場、作業場の敷地とされていること、当該土地の立地条件や借地権譲渡の需要やその可能性等を加味して底地の路線価格の三割として評価した。

受取手形、短期貸付金、立替金、未収入金については、仕分け処理の誤り、その後の手形不渡りなどの回収可能性等を考慮して評価している。

2 負債

平成八年一月二〇日以降の弁済や支払手形の回収も加味し、必要な修正をして算出している。

買掛金及び借入金については債権者に残高確認を行っている。

その他の負債については、債権者に残高確認をし、以下のような修正をして算出してある。申立会社は資金の融通を受けるために手形を振り出した（会計士報告では「融通手形」とよんでいるが、申立会社は、必ずしも第三者に純粹な融通手形を振り出している訳ではなく、資金の融通を受けるために振り出したり、融通手形の交換をしたりしている）ので全部が講学上いわれるような融通手形ではない）場合に、帳簿上（借方・借入金／貸方・支払手形）という誤った仕分けをしているので、（借方・仮払金／貸方・支払手形）という修正の処理を行っていい。

支払手形は、それに見合う対価が振出先から得られていないものも存在する（その最大にして典型的な例が、株式会社ネーブルジャパンに振り出した手形で残存する振出手形の額面総額は約五億八千八〇〇万円有るのに実際にこれに対応するものとして同社から入金があつたのは約一億八一六〇万円程度であるが、既にのべたように第三者から三件合計約三億四六五〇万円裁判上の請求がされているし、それ以外にも手形金の請求がされている。一方申立会社振出手形の大半を第三者に譲渡したのではないかと思われる株式会社ネーブルジャパンには申立会社振出手形を回収する能力がないと思われる）が、第三者に譲渡された場合はその対価欠缺の抗弁が立ちがたい所から、調査終了時まで手形の現物が申立会社に返還されていない手形については、それを全部負債（支

払手形）として計上し、弁済計画の前提となる債権（和議債権）として取り扱うことにした。

第六 清算配当率

申立会社の資産と負債の状況からすれば、一般の和議債権を破産債権としてみると、清算の場合の配当率は皆無である。以下に概要を述べる。

1 資産

債務の引き当てになる資産について、不動産及付属設備、構築物、機械、建物に従たる権利の借地権については、公租公課の滞納（社会保険と大阪市税）による滞納処分による差押え、大阪労働金庫の金属機械大阪亜鉛支部を債務者とする根抵当権、合資会社喜多亜鉛工業株式会社、コムソン社の各根抵当権が付着しているので、この部分を担保保険など対象資産（その総額は約一二億八〇八〇万円）とし、それ以外は一般配当資産（その総額は約五億〇三五〇万円）と分類した。

2 債務

債務については、破産法上財団債権とされる公租公課（その総額は一三億八五五〇万円）、優先的破産債権とされる労働債権（その総額は約五億〇四九〇万円）、一般破

産債権を非和議債権（その総額は約二億四〇五〇万円）と和議債権（その総額は約二四億八一五〇万円）に分類した。

（元）従業員が有する退職金、未払給料が労働債権で優先債権（非和議債権）となるところは問題ないが、金属機械大阪亜鉛支部が有する債権（一般債権のうち一般非和議債権として分類したもの）については若干の検討が必要である。

この同支部が有する債権とは、既に述べたように、更生開始後、受取手形の割引を受けることが出来なかった申立会社が、その受取手形を同支部に譲渡し、同支部が大阪労働金庫からこの手形を担保として資金を仮受けこの資金で従業員に給料などの労働債権を立替払いしてきたもので、担保手形の不渡り、その他の理由で申立会社がこの立替払いに対する弁済が出来なくなり債務として残存しているものである。

この債務には立替払いによる求償債務と觀念出来るもので、その限りでは和議債務ではないかとの疑問が生じるが、その実質は同支部をダミーにした労働債権弁済のための大阪労働金庫からの借入れに外ならず（実質的な非和議債権）、法律的には、申立会社及び各従業員の承諾の下に同支部が各従業員にたいしてなした従業員の申立会社に対して有する労働債権の第三者弁済であり、この第三者弁済により同支部は各従業員の申立会社に有する労働債権に代位したものであり、同支部の申立会社に有

する債権は、立替払いによる求償権の範囲で代位した従業員の労働債権であると考えられる（民法四九九条）。従って同支部の申立会社に対する債権は優先的破産債権（非和議債権）であると考えられる。任意代位であり対第三者對抗要件を具備していないが（民法四九九条二項）、和議手続では破産の場合と異なり対第三者對抗要件を考慮する必要がないからこのように解する妨げとはならない。一般非和議債権として分類した従業員借り入れも、同支部が従業員から資金を借り入れてこれをもって給料等の労働債権の立替払いをしたもので同支部の申立会社に対する債権であり、支部の大阪労働金庫からの借入金による立替払いと法律上は性質が同一である。なお、金属機械大阪亜鉛支部は上記の債権相当額の借入を大阪労働金庫からしており、この借入金が大坂労働金庫の有する根抵当権の披担保債権となっている。

有限会社喜多亜鉛工業所（一〇〇〇万円）と、株式会社コムソンの債権がどの程度になるか現在では不明である。平成八年八月二七日作成の公正書証では貸付金として三億二〇〇〇万円、支払手形は約五億五一〇〇万円となっているが、当初残高証明に対する同社からの回答では約二億〇一〇〇万円支払手形の取得者と思われる関西都市開発株式会社からの一億一五〇〇〇万円の回答があった）は根抵当権の被担保債権であるが、この根抵当権を実行しても、これに優先する公租公課及び大阪労働金庫の根抵当権の被担保債権の額と目的不動産の評価か

らみて、配当を受けることが出来る金額は皆無と考えられる（無剰余の取り消しが行われる）ところから、その債権金額を和議債権と見做した。

ちなみに、先順位の大坂労働金庫が根抵当権を実行しても、（評価にかかるような借地権の価格を含めて目的物が売却出来るかどうかは疑問である）法定納期限との関係でこれに優先する公租公課の額（本件では社会保険料は更生開始時の延滞金だけを計上しているが、実際には法定納期限からみて、延滞金が多額に昇り社会保険料だけでも延滞金を合算すると一〇億円程度にはなる）と目的物の価格から見て、配当を受ける額は僅少ではないかと考えられる。

3 清算配当率

破産手続によつた場合は、申立会社の資産を換価して（公租公課の滞納分が先行しているので不動産については公売処分による場合もある）も公租公課の支払に充てる額を財団が構成することは不可能で、異時廃止になる可能性が大で、優先的破産債権となるべき債権（労働債権）は破産による従業員の解雇により退職金債権が更に発生し、普通破産債権となるべき債権（和議債権）への配当は皆無となる。

第七 申立会社の再建計画と和議条件

1 申立会社の再建計画

申立会社が提示する再建計画は次の通りである。

① 売上高は、生産量を月平均三三〇〇トン、メッキ単価をトン当たり四万四〇〇〇円を四万六〇〇〇円までに引き上げ、売上高を年一八億〇五八七万円、人件費などを四〇パーセント以下とし、当期利益を四六五九万円計上する。

② 社会保険は滞納分を月額一〇〇万円、年額一二〇〇万円支払う。

③ 和議債権は約一七億円であるが相殺等により一二億円となる。

④ 要弁済額は年額約七〇〇〇万円であり、現在の労務費が年額七億円でありこの一割カットで弁済は可能である。

2 和議条件

申立会社が掲示した和議条件は次の通りである。

① 和議債権元金に対し

本件和議認可決定確定日から一年後に六パーセント

本件和議認可決定確定日から二年後に六パーセント

本件和議認可決定確定日から三年後に六パーセント

本件和議認可決定確定日から四年後に六パーセント

本件和議認可決定確定日から五年後に六パーセント
合計三〇パーセントを支払う。

②この支払が完了した場合は、それ以外の和議債権の元
金（七〇パーセント）と利息・遅延損害金の全部を免
除する。

第八 和議条件の履行可能性

1 和議申立後の状況

第四の1、2で述べたとおり、平成九年一月から人件
費の割カットなどを実施しており、二月度ないし四月
度の平均でとれば生産トン数も三三〇〇トン、メッキ単
価も四万六〇〇〇円程度を達成している。

2 売上高

平成九年二月度から四月度までを平均して算出したも
のを基礎にしている。その理由は、①平成八年十二月度
は和議申立直後の混乱で受注が落ち込んでいること、②
平成九年一月度は年末年始の休日が多く稼働日数が少な
く参考にならないこと（従来毎年一月、五月、八月は稼
働日数が減るので売上が落ち込む）、③経費との関係で人
件費を減額したのが平成九年二月度からであること、で
ある

これを前提にして平成九年度の年間売上高を一八億七

四八四万四〇〇〇円と設定している。この年間売上高は
過去五年間の売上高からすると低い金額であるが、現在
の従業員の員数からみて、この程度になるものと見込ま
れる。

平成一〇年度以降の予測は平成九年度と同額とした。
これは申立会社の業態が長期の受注を予測できず、また
景気の影響を直接受けることがその理由である。

なお、受注に関しては、和議の成立まで発注を見合わ
せている得意先が川鉄機械工業株式会社、三栄金属株式
会社等六社程度あり、和議が認可されれば、最大限月間
一二〇〇万円程度の受注が回復する可能性があるが、こ
れは考慮していない。

3 経費など

製造原価、販売費、管理費は平成九年二月度から賃金
を割カットその他の経費を節減しているため、この三
ヶ月間の実績を基礎にして算定している。

営業外費用の大部分は、受取手形の金属機械大阪亜鉛
支部を通じて大阪労働金庫で割り引く場合の割引料（法
律的には大阪労働金庫の大阪亜鉛支部に対する貸付金の
利息である）も、上記三ヶ月間の実績を前提に支出を見
込んでいる。この組合、大阪労働金庫依存方式は、公租
公課の弁済がなされない限り変わらないからである。

減価償却は平成九年度を三〇〇〇万円とし、以後年一

割減少する低率法を採用している。

債務免除益（和議債権の七割相当約一七億三七〇〇万円）は、法人税法上の申立会社の五〇期の繰越欠損金（約七億八七三〇万円）を上回るが、和議債権の額を最大限度に見積もっていることと、五年以上にわたって繰越欠損金からの充当ができること、相当程度の貸倒れ欠損の計上が可能であることから、考慮していない。

4 予想損益及び弁済可能額

予想損益計算書の当期利益の額に、①予想損益計算において経費として計上した今後発生予定の従業員の定年退職による退職金の額、を組み戻したものが弁済可能額で、総弁済計画書弁済原資欄の金額となる。平成九年度から一四年度までは毎年一億九〇一一万六〇〇〇円と見込まれる。

なお、特別損失として計上した退職金を当該年度に全部支払ってしまうことを前提にした場合の弁済可能額は、同総弁済計画書Ⅱの弁済原資欄の金額で年間一億二六四〇万円となる。この金額では和議債権を最大限見積もった場合は和議条件の履行（毎年一億四八八九万円）すらできないことになる。

5 要弁済額

既に述べたように、和議債権は未回収の支払手形は全

部支払義務あるものとして和議債権として計上しているで、和議債権の総額は二四億八五二万四〇六七円となる。これを申立会社提示の和議条件によって弁済するとすれば、和議認可決定確定日の一年後（平成十年の年度末頃とみられる）を第一回として、以後五年間に渡り毎年六パーセント相当額である一億四八八九万一〇〇〇円を支払うことになる。

但し、上記の計上にかかる和議債権の額は減縮される可能性が大である。実体上の和議債権の額は和議債権者と申立会社との間で確定されるべきものであるが、当職の知り得た債権者に対する意向調査に対して、債権概算額として回答がなされた債権の総額は一二億五五〇〇万円程度で、その他に大口債権者と思われる債権者（株式会社コムソン社他）から回答がなされておらず、未回答の理由は詳らかではないが、未回答の債権者は、その大半が、対価が全部又は一部欠缺している支払手形の受取人で債権が全部又は一部が存在しないとか、このような支払手形を取得したと思われるもので紛争を警戒しているかもしれない。いずれにしても、実体上の和議債権は二〇億円を下回る事になり、要弁済額もかなり下回る可能性が高いと思われるが、弁済計画ではこの点は考慮していない。

6 総弁済計画

非和議債権を含めた弁済計画の概要を述べる。上記の弁済原資では非和議債権の弁済をすると和議債権の弁済原資が皆無となるので、以下の通りの弁済計画とする。

①非和議債権

a 労働保険料 一二三六万六〇〇〇円全額を、平成九年度に支払う。

b 社会保険 滞納部分について月額一〇〇万円宛

年額一二〇〇万円を毎年支払う。

c 大阪市税 滞納部分について月額金二五万円宛
年額三〇〇万円支払う。

d 組合からの借入金

大阪労働金庫からの金属機械大阪亜鉛支部の借入金として残存しているものうち、一億五三九八万円は本来一年間の弁済期限とされているもので、早期に支払う必要があり、弁債が余り遅延すると根抵当権の実行を受ける恐れもある。平成九年度に一億四七九八万円、平成十年度にその残額六〇〇万円を支払う。なお、この債務は非和議債権と解すべきことは既に述べた。

e その他

b 以外の金属機械大阪亜鉛支部からの借入金、未払い賃金、未払退職金、今後発生する退職金は、平成九年以降、a ないし d 及び和議債権にたいする弁済金を

支払った残余の弁済原資で適宜弁済する。

会計士報告書ではこの債権の弁済を0として繰越金を計上しているが、剰余が発生した場合は、申立会社が組合や労働債権の債権者と適宜話し合って弁済をすればよいと考えられる。

②和議債権 以上の非和議債権の支払とのかねあいで、平成一〇年度から毎年要弁済額の一億四八八九万一〇〇〇円を支払う。

③法人税は平成一四年度までは繰越欠損金が充当できるので、法人税は発生しない。

7 総弁済計画に対する債権者の意向

①非和議債権者

a 社会保険

公租公課の大半を占める債権者の社会保険は、今後発生すべき社会保険料を確実に納付し、更に滞納保険料について月額金一〇〇万円が納付されている限り、不動産については差押え以降の滞納処分を行わない、との意向である。

b 退職金債権の債権者

申立会社は、和議申立前の退職者の退職金は退職金四割を支払い六割は長期分割払いにしてきていたが、申立会社はその分割弁済金の支払い猶予の申し入れを

各債権者に行い、二年間の支払い猶予の同意を大半の債権者（退職者）から取り付けている。

c 未払い賃金の債権者

大半は、その支払いを猶予して現在に及んでいる。

d 金属機械大阪亜鉛支部

申立時から申立会社の再建に協力することを表明しており、弁済計画を受け入れる意向である。根抵当権者である大阪労働金庫もこれを受け入れる意向のとこである。

e 今後発生する退職金の債権者

和議申立後の退職者の退職金は、従前と異なり、四割の一時金部分も含めて分割弁済となっており、今後の退職者の退職金については今後の退職予定者の意向を聴取できなかったが、従前の退職者の経緯に鑑みて分割弁済に応じるものと思われる。金属機械大阪亜鉛支部も従前の経緯からみて組合として新規の退職者の退職金を即時支払えとの要求をすることはないとと思われる。

② 和議債権者

債権額一〇〇万円以上の、当職の知り得た支払手形の取得者（第三者を含む）を含む債権者全員（四〇名）に文書を送付して、和議手続を行うことの可否、申立会社提供の和議条件についての賛否等の意向を文書で調査した。

その結果は、和議手続及び和議条件に賛成する者が八名、和議手続ないし和議条件に反対する者が和田忠浩（主張の債権概算八〇〇〇万円、反対の理由は申立会社の手形を手形割引をしたが最初から不渡りにされた）、株式会社和光産業（主張の債権概算三二七五万円、反対の理由は不明）原塗装店（主張の債権概算六〇九万円、反対の理由は三割を三年間で弁済）及び三澤美照（主張の債権概算は五〇〇万円、反対の理由は三割を一括で弁済）の四名、和議条件の賛否未定とした者が西川慶子（主張の債権概算一八七〇万円）、大阪商業組合（主張の債権概算四〇三万円）及び古家鉄也（主張の債権概算六七〇〇万円）の三名、債権がないとする者一名、未回答が四名であった。

和議手続及び和議条件に賛成する者一八名の主張債権概算は約一〇億四〇〇〇万円であるが、無条件で賛成するものが一六名、社長である古田和穂の更迭を要求する者が二名（大森工業株式会社及び株式会社ジャパングルバー）で主張債権概算は五億〇七六〇万円）であった。

未回答一四名の内訳は、意向調査書が転居先不明で未到達の者二名、その他一二名となっている。未回答者は支払手形の額に見合う見返りの入金がなく申立会社との間で債権債務が確定していない者（株式会社コムソン社、株式会社ネーブルジャパン、株式会社ケイテック）、支払手形の第三取得者（堀川憲幸、大西勝治等）が大半であった。

第九 その他の事項

1 経営陣の責任について

既に述べたように、申立会社は巨額の公租公課（特に社会保険）と労働債権（退職金）を未払にしながら更生計画を遂行し更生手続終結時点ですでにこれらの未払が残存していたこと、あるいは資金繰りに金融機関を利用できなかったこと、十分な設備投資が出来なかったこと、必要に応じた人件費の合理化が困難であったことなど、企業経営者にとっては根本的に不利な状況が存在した点は充分に考慮する必要があるが、古田和穂を中心とする経営陣は、平成四年以降の赤字体質を改善する充分な努力をしたとは言えず、特に平成八年夏以降は資金繰りのために融通手形や見返りのない手形を乱発し、本来の債務を大幅に超過する和議債務を発生させ（その債務の確定も容易でない）、申立会社に与えた被害は甚大で、資金繰りを融通手形・交換手形に頼った結果倒産した場合の常であるというものの、その責任は看過することができないというべきである。

調査した手形発行の経緯、申立会社のシステム、古田和穂の当職への説明からみて、これら手形の発行が全て古田和穂の独断でなされたとは必ずしも言えず、本件和議申立後、古田において発行手形の一部を取り戻しているとはいえ、やはり代表取締役としての古田和穂の責任

は重大である。申立会社の最大の大口債権者であり、亜鉛材料の供給者である大森工業株式会社を中心とする大森グループは古田和穂の代表取締役・取締役からの退任を求めており、この点で判断は最終的に債権者に委ねるべきものと思われる。

2 申立会社の組織について

既に述べたように、発行済株式の過半数を占める一〇万株の帰属を巡って株式会社コムソン社との間に紛争が生じており、今後この問題がどのように処理されるかは、現在の段階では不明である。

また、既に述べたように申立会社は、本件和議認可までの暫定的な役員を構成している。大口債権者の大森グループと株式会社コムソン社はそれぞれ、非常勤取締役を申立会社に送り込んできている。1の問題とも絡んで、申立会社の組織がどのような構成になるか流動的であり、経営問題がどのように解決され今後どのような者が役員として申立会社を経営することになるのかは大口債権者である株式会社コムソン社、大森グループ、非和議債権者であり労働債権の債権者に影響力を行使する金属機械大阪亜鉛支部であるから、この点の判断も債権者に委ねるべきものと思われる。

第一〇 和議開始の可否についての意見

以上、詳細に検討した結果

一 本件和議申立は、破産回避の目的を持ってなされたものとは認められない。

二 申立会社は必要な帳簿を保存し、役員、従業員、労働組合は必要な書類などは直ちに提出し、調査協力した。

三 申立会社には、破産宣告をした場合に否認権を行使し得るような行為、和議法四九条二項、破産法三〇五条違反の利益供与行為、本件和議申立に際し御庁から発令された保全処分違反行為はなかった。

四 申立会社が提供した和議条件は、社会保険などの租公課及び（元）従業員、労働組合などの非和議債権者の犠牲の下に遂行するという異例のものであるが、これら非和議債権者は従前の経緯からこれを受け入れる意向であり、和議条件は破産の場合（弁済は皆無）に比して有利なものであり、和議申立後の状況からみてその履行は可能であると考えられる。

五 和議債権は、不確定要素はあるものの、和議手続、和議条件自体には賛成する者が多い。

六 申立会社の組織、特に役員の出遇・責任に関して流動的な部分が多いが、この点は最終的には各債権者の判断に委ねられるべきものと思われる。

以上の次第であるから、本件和議手続を開始した上で上記六の点は和議債権者の意向に委ねるのが相当であると思料する。

一九九七年七月二二日

和議手続開始決定

(大阪地裁第六民事部)

平成八年(コ)第二三三号

決定

申立人の表示

大阪市港区福崎二丁目六番地二四号

申立人(債務者) 大阪亜鉛鍍金株式会社

右代表者代表取締役 古田 和穂

大阪市北区西天満六丁目一番二号

千代田ビル別館九階

右申立人代理人弁護士 児玉 憲夫

右 同 岸本 達司

右 同 金 喜朝

右申立人の申立にかかる和議開始申立事件について、
当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

一 債務者大阪亜鉛鍍金株式会社に対して、和議手続を開始する。

二 本件の和議管財人に左の者を選任する。

大阪市中央区道修町二丁目二番六号

道修町後藤ビル五階

弁護士 木村 眞敏

三 和議債権の届出機関を平成九年八月二五日までとする。

四 債権者集会期日を平成九年に十一月六日午前一〇時と指定する。

理由

右債務者の別紙記載の和議条件による和議開始申立により、当裁判所は、整理委員今泉純一に調査させ、その意見を徴した上審査したところ、債務者は、多数債権者に対して総額四六億一二五六万円の債務を負担し、かつその支払い不能の財産状態にあることが一件記録により認められ、和議開始の申立を却下すべき事由が認められないから、主文第一項のとおり、また、和議法二七条一項により主文第二ないし四項のとおり決定する。

平成九年七月二二日午前一〇時

大阪地方裁判所第六民事部

裁判官 松山 恒昭

右は正本である

平成九年七月二二日

大阪地方裁判所第六民事部

裁判所書記官 谷井 洋文

(別紙)

和議条件

- 一 債務者は和議債権者に対し、本件和議認可決定の確定の日から一年目を第一回とし、以後一年目ごとに第五回目まで、それぞれ和議債権元本額の六パーセント宛を支払う(合計三〇パーセント)。
- 二 債務者において前記の支払を完了した時は、和議債権者はその余の元本債権及び利息ないし遅延損害金債権を全部免除する。

以上

一九九七年一月六日

意見書

(木村眞敏 和議管財人)

平成八年(コ)第二三号

意見書

申立人(債務者) 大阪亜鉛鍍金株式会社

右和議申立人に対する和議開始事件について、和議管財人は次のとおり意見書を提出します。

平成九年一月六日

右和議管財人弁護士 木村 眞敏

大阪地方裁判所

第六民事部和議係 御中

第一 調査方法

一 当管財人は、申立会社の代表取締役古田和穂、同社役

員、申立代理人児玉憲夫弁護士、同金喜朝弁護士並びに本件和議に重大な関連を有する申立会社の労働組合である全国金属機械労働組合大阪亜鉛支部の執行部及び、大阪労働金庫の副理事東山正敏と面談、電話なしし文書送付等にて情報を求め、かつ、本店事務所、工場等を訪問し、その他債権者各位についても必要に応じ電話連絡などの方法をもって申立会社の事情並びに債務関係の調査をした。

二 平成九年四月末までの調査については、整理委員今泉純一弁護士(平成九年六月二四日付調査報告書(以下報告書と略称する))及び同報告書添付の福島正巳公認会計士の平成九年六月二〇日付調査報告書(以下調査書と略称する)を参考にした。

第二 申立会社の概要・略歴及び

和議申立に至った事情

一 申立会社の概要・略歴及び和議申立に至った原因については、報告書第二の乃至七、同第三の1乃至3に詳細に記載されているので、これを援用する。

二 報告書作成後の変更事項

平成九年五月三〇日時点の従業員の状況は、職員三三

名、工員七八名、アルバイト一四名、下請派遣社員二七名の合計一五二名であったが、平成九年九月二〇日現在では、職員二八名、工員七一名、アルバイト一四名、下請派遣会社五三名の合計一六六名となっている。

第三 申立会社の財務に関する調査

申立会社の財務の状況は、後記の点を除き、既むね報告書記載のとおりである。

一 申立会社の手持ち資金の状況

申立会社が保有する現金及び貯金は、調査書は、平成八年一月一九日現在では金一六二七万四五一四円となっているが、申立会社の平成九年一〇月九日付の月例報告書によると、平成九年九月二〇日現在では金二五五一万四四八九円となっており、金九二万九千九百七十五円の増額となっている。

これは、経費削減などにより利益率が好転したこと及び消費税支払いのために手持ち資金額を増やしたことによる。

二 受取手形

(略)

三 売掛金

(略)

四 棚卸資産

(略)

五 短期貸付金

(略)

六 立替金

(略)

第四 和議条件と破産との比較

一 報告書、調査書及び前述その後の変動とを加味すれば、平成九年七月二〇日現在の申立会社の資産及び債務は次のとおりと思われる。

(一) 資産

約金一九億三二〇〇万円

(二) 負債

(1) 公租公課 約金一三億五五二〇万円

なお、申立会社は労働保険金一二三六万八九四円及び、社会保険金一七九〇万九五六五円を既に支払っているので、右金額となった。

(2) 優先債権 約金七億四五四〇万円

なお、右金額には労働債権と考えられる金属機械大阪垂鉛支部及び従業員からの借り入れ金も含まれている。

(3) 破産債権 約金一七億七三六〇万円

二 資産合計約金一九億三二〇〇万円（配当財源）から財団債権である公租公課約金一三億五五二〇万円及び優先債権約金七億四五四〇万円を控除すると、この時点で配当財源の額はマイナスとなり破産債権への配当率は0となる。

三 本件和議条件は、確定後五カ年間に五回の分割で合計三〇パーセントを配当するものであるから、和議条件の方が一般債権者にとって有利であることは言うまでもない。

第五 債権者の意向

一 和議債権者

(1) 労働保険料

既に滞納分全額（金一二三六万八九四円）支払済みである。

(2) 社会保険

滞納部分につき月額金一〇〇万円宛年額金一二〇〇万円を納付する限り、新たに滞納処分を行わない意向である。

(3) 大阪市税

滞納部分につき年額金三〇〇万円を納付する限り滞納処分を行わない意向である。

(4) 組合からの借入金 大阪労働金庫からの金属機械大阪垂鉛支部の借入金として残存しているもの内、根抵当権付のもの。

総弁済計画によれば、根抵当権実行のおそれがあるので、平成九年、同一〇年で完済すべしということであった。しかしながら、本年度右返済が出来なかつたので、当職が大阪労働金庫の意向を確認したところ、申立会社の再建に協力し、弁済期については、弾力的に考え、抵当権については実行しないということであった。

(5) その他

(4) 以外の金属機械大阪亜鉛支部からの借入金、未払賃金、未払退職金、今後発生する退職金などについては、右大阪亜鉛支部は申立会社の再建に全面的に協力し、弁済計画を受け入れる意向であること、組合員、退職者も従来から支払い猶予、分割弁済に同意してきた経緯及び破産になった場合の不利益等々の事情を総合すれば、弁済計画を受け入れるものと思われる。

二 和議債権者

(1) 平成九年一〇月三二日現在、四八名(取下一件)、議決権を有する債権総額一七億七三六〇万五七四二円の届出があった。右の内四三名(総額一五億四四〇六万五四九二円で届出額の八七パーセントに相当する)が本件和議条件に賛成し、債権者集会の決議権行使の委任状を申立会社に提出している。

(2) 届出和議債権者の調査の過程で、任意に届出債権者に対し電話などで情報や説明を求め、その際、債権者の意向を聴取したところ、殆どの債権者は、賛成の意向を回答した。

(3) 右のような事情であるから、本件和議は成立するものと予想できる。

第六 和議条件履行の能否

一 月例報告書によれば、本月二月から九月まで売上及び経常利益は次のとおりである(但し、減価償却費は控除していない)

| | (月売上高) | (経常利益) |
|------------|------------|----------|
| 二月 | 約金一億五五九四万円 | 約金一六二七万円 |
| 三月 | 約金一億六〇九一万円 | 約金一九四五万円 |
| 四月 | 約金一億五一八五万円 | 約金一七九万円 |
| 五月 | 約金一億四九〇六万円 | 約金二六九万円 |
| 六月 | 約金一億四九三三万円 | 約金五六六万円 |
| 七月 | 約金一億三六五八万円 | 約金二八五万円 |
| 八月 | 約金一億三六二三万円 | 約金三五一万円 |
| 九月 | 約金一億六六一八万円 | 約金一八五五万円 |
| 平均約金一〇〇九万円 | | |

二 右各月の経常利益の平均値を基準に年額の弁済原資額を算出すると金一億二一〇八万円となるが、右経常利益は前記既払の労働保険料金一二三六万円及び社会保険料金一七九〇万円が控除されているので、その分を加算すると、金一億五一三四万円となる。これは総弁済計画書の弁済原資額金一億九〇一一万円よりかなり低い。

この点、申立会社の代表者の説明では次の事情による

とのことである。

申立会社の月別売上高は例年一月、五月及び八月に減少し（休日が多く操業時間が短いため）九月以降上昇する傾向にあるところ、右期間には五月分及び八月分の低い売上額が入っているが、上昇が予想される一〇月、十一月、一二月分のそれが入っておらず、このため平均値を採用した場合、低い数値とならざるを得なかった。

また、右に加え、原材料の亜鉛の仕入単価の急騰が利益を圧迫したということである。すなわち、ここ六年余りの亜鉛の仕入単価は年平均トン当たり金一四万円余りから金一九万円余りであるところから、本年七月から二〇万円を突破し、近年における最高値を更新したため、利益が減少したが、今後市場で需給調整が行われ、近々適正価格に戻るということであった。

三 申立会社の代表者は、前記事情で業績は悪かったが、現在の受注状況からして一〇月乃至一二月の経常利益は月額金一六五〇万円から一七〇〇万円を達成する見込みがある旨述べている。

当管財人としては、前記亜鉛単価の過去における推移、申立会社の過去における月別売上高の推移、本年九月度において現に売上が金一億六六〇〇万円、経常利益が金一億八五〇万円余りに達している点等を総合的に判断した場合、一〇月乃至一二月度において月額一六〇〇万円余りの利益達成も期待出来るのではないかと料する。

四 和議債権の総額は金一七億七三六〇五七四二円となるところ、和議条件によって弁済するとすれば、年額約金一億〇六四一万円の弁済を要する。更に、非和議債権の内、滞納分の社会保険料年額金一二〇〇万円、及び市税年額金三〇〇万円を要するので、要弁済額は年額金一億二一四一万円となる。申立会社の弁済原資は年額金一億一三四万円（現時点の平均値）見込まれるので、和議条件の履行を期待できるものと考ええる。

なお、非和議債権者の内、大阪労働金庫、金属機械大阪亜鉛支部、従業員については、前述の如く支払い猶予、分割弁済の話し合いが可能であり、前記弁済金を支払った残額金二九九三円の弁済原資（但し、右残額は前述の如く増加する可能性があるものと思われる）で適宜弁済可能である。

第七 債権調査報告

（略）

第八 結論

一 本件和議条件は和議債権者にとって、破産に比して有利である。

二 和議条件履行の可能性については、前述のとおり可能と結論するのが相当であるが、なお、業界の事情に明るい多数の債権者の判断に、任せるべきものと考えらる。

三 また、調査の結果、和議法一八条一乃至五の各号記載の各事由に明確に該当する事由は存しない。

一九九七年一月六日

和議認可決定

(大阪地裁第六民事部)

平成八年(コ)第二三三号

決定

申立人の表示

大阪市港区福崎二丁目六番二四号

申立人(債務者) 大阪亜鉛鍍金株式会社

右代表者代表取締役 古田 和穂

大阪市北区西天満六丁目一番二号

千代田ビル別館九階

右申立人代理人弁護士 児玉 憲夫

右 同 岸本 達司

右 同 金 喜朝

右申立人の申立にかかる和議開始申立事件について、
当裁判所は、和議の認否に関して、次のとおり決定する。

主文

和議条件

一 債務者は和議債権者に対し、本件和議認可決定の確定の日から一年目を第一回とし、以後一年目ごとに第五回目まで、それぞれ和議債権元本額の六パーセント宛を支払う(合計三〇パーセント)。

二 債務者において前記の支払を完了した時は、和議債権者はその余りの元本債権及び利息ないし遅延損害金債権を全部免除する。

以上

理由

申立人は平成九年一月六日の債権者集会の期日に出頭して、和議条件をもって和議の提供をなしたところ、同期日に出席の和議債権者において、法定多数の同意をもって可決された。
そこで、当裁判所の審査の結果、和議法五一条所定の不認可事由が存することは認められないから主文のとおり決定する。

平成九年一月六日

大阪地方裁判所第六民事部
裁判官 松山 恒昭

右は正本である。

平成九年一月六日

大阪地方裁判所第六民事部

裁判所書記官 谷井 洋文

編 集 後 記

●私は、昨年（二〇〇二年）の三月に入社し、一年がたちました。

最初は、経験したことがなくなれない仕事だったせい
か、肉体的にも、精神的に疲れた時期もありましたが、
上司、先輩方の御指導、インドネシア研修生とのコミュ
ニケーション、などにより気持ちも晴れやかになり精神
的にも疲れがなくなりまた、同時に肉体的にも楽な気分
になったことを覚えています。

そして、様々なことがらを経験し実践して仕事内容を
覚えるにつれ自分自身に少しではあるが、小さな「自信」
になりました。とはいっても、まだ一年ではわからない
ことが多いのでそのわからない部分を一つ一つクリアー
して、自分をレベルアップしていきたいと思い、日々の
仕事に励んでいます。

さて、組合四五周年という事ですが、一言で「四五周
年」といつても、一年目の私には想像もつかないような、
多くの苦勞、困難の連続であり、またそれを乗り越えて
きたのだと思います。これからは、その激動の四五五年の
「良き伝統」「良き歴史」を受け継いで、五〇周年、五五
周年、六〇周年を迎えられるようになればと思います。

（小川 貴雅）

●大阪垂鉛の入社は、一九九九年八月三〇日である。

三年半が過ぎ去ろうとしている。月日というものは早
いものである。思いおせば色々なことがあった。良い
こともあれば悪いことも。

同じ職場の人も何人か退社していった。

しかし、この件に関しては、やむを得ない事情、改革
もあつたと思う。

悔しい思いもしたが、一つに言えば会社存続のため。
しかし、考えてみたら会社の内容、大分改善されたと
思う。

この四年間で変わった。よくよく考えてみたら、みな
能力、力を持つていたという証だ。裏を返してみれば管
理体制が良くなったことだ。ともかくこれから先も長丁
場だし、今の現状を維持し、職場一同が団結し、もっと
もっと頑張れば、自ずと会社も向上し、個々の生活も安
定する。

今やつと大海に船出した。

船頭の舵取りが重要だ。

そのためには、組合員一同が結束し、結果を出す時。
過去をふり返ることにならないように頑張る決意であ
る。

（中村 親人）

● 私は昨年五月に大阪亜鉛鍍金に入社し一〇ヶ月がたちましたが、未だに不慣れで皆様にご迷惑をおかけしており、申し訳ございません。

私はバブル期に社会人になりました。その後どんどん景気が悪化していき、私の持つ価値観も変化しました。昇給や賞与があるのが当然だった頃は、給料日を心まことにし物を買うことばかり考えていましたが、収入が減ったら収支を見直して出費の配分を考え、無駄な買い物もなくなり、自分に必要な物、分相応の物しか買わないようになりました。それは決して悲観的ではなく、今後景気が回復してゆとりのある生活が送れるようになっても忘れないようにしたいです。私は、まだ独身で家族を養う義務はありませんが、いずれ家庭を持った時には、この不景気の間を感じたこと、経験したことが必ず何かのためになると思います。

(山本 恵子)

● 組合結成四五周年に対して、僕はOG入社一七年になりました。この間労働組合運動も、「激動」の連続と言ってよいと思いますが、僕の経過は、「挫折」と「悔恨」の連続と言ってもよいでしょう。五〇歳をすぎ人生も残り少なくなると、「反省」と「総括」すること、あまりにも多々あります。この間の二回の倒産と「職場再建」ということでは、営業部、NCAと努力はして来たつもりですが、自分自身の能力の至らなさと、方法の問題を痛感するものです。

この点では、「企業」は独自の領域をもち、今日の多くの「企業」のように、プロに徹した活動が求められるとおもいます。このことは資本主義のもとでの「私企業」であるかぎり永遠に続くのです。

労働組合運動は過去この点で、「生産管理」「自主生産」等さまざま、取り組みがなされてきましたが、右記の点からは、エピソードに終わったのではないかとおもわれます。

「岐路」に際して、求められているのは、「倒産」しつつある資本主義を突破する労働者の運動ではないでしょうか。

《老兵》となりつつある僕ですが、今日のイラク反戦運動、市民運動の二一世紀の新しい「風の流れ」青年の動きと結びついた、五〇周年にむけた、労働運動に寄り添っていきたいと思います。

(大西 巧)

● マイナスの勇氣、失うことの勇氣、あるいは捨てることの勇氣。

現実を直視した究極のマイナス思考から本物のプラス思考が出てくる。

(「組合結成四〇周年記念パンフ」編集後記から)
▽一九七五年会社更生法申立から二〇数年、労働組合が経営者に替わって、月々資金手だてを行ってきた経過の中で(それは大変な苦勞であった。今の時点で肌身で理解する人は少なくなってしまう)、
「一律平等」の職場

がつくられてきた。

しかし、それは、働きやすい職場であったのは事実である——我々の誇りである——が、「貧しさの中の平等」という負の側面があった。

さて、現在の経営者から我が職場の「金の時代」（一九七五年の会社更生法申立以前）のことを聞かされることがある。その当時、ワンマン社長のこと、六三春闘、査定、男女差別賃金、など色々な問題が存在していたことも知っている。

しかし、荒っぽく言えば、「金の時代」生きた職場の中では、「そこそこの賃金」「そこそこの一時金」であった。

この対比をどう考えるのか。
また、和議下の七年間で恵まれていたのは、会社更生法下と違って、賃金遅配が発生しなかったことだ。

このことがなぜ可能であったのか。

▽「金の時代」に若かった組合員は、二度の倒産をくぐり抜けて、すでに五〇代、六〇代と年輪を重ねた。

我が職場の「生え抜き人達」が、もともとずっと自分の経験と苦勞を、新しい人達に伝えて欲しいと思う。

明日に生かせる『真実』がそこにあると思うからだ。

▽今、和議から離脱して、二度の倒産の苦勞・苦闘を本当に今後に生かさなければならぬ「岐路」にある。

過去をただ継承するだけでは、三度目の倒産ということにならないとも限らない。

他人（ひと）は一度の過ちであつても許さないことが

ある。二度 同じ過ちをすればなおさらだ。

二度倒産して、立ち直ることができた背景に、多くの人達の支援・協力があつたことを忘れてはならない。そのことに思いをはせるべきだと思う。

感謝の気持ちが必要だ。

三度 同じ過ちをしたならば、今回支援、協力した人ももう我々を相手にはしてくれないだろう。

▽『破壊は一瞬 建設は死闘』との至言がある。

和議からの離脱という立ち直りのために、はかりしれない労力が費やされてきた。そして、たくさんの犠牲もあつた。

立ち直りのために発揮できた力と知恵、そして、我慢、忍耐、辛抱。

今 ホツとすることなく、気を引きしめて、生活の確保と向上に結びつけるために、もうひと踏ん張り、ふた踏ん張りするべき時だ。

▽一三年前（一九九〇年）に会社更生終結に至った時に残った借金は一〇数億。それが、七年間（一九九〇年から一九九六年）で、雪だるま式に四〇数億の借金に膨れあがつた。

この過ちを二度と繰り返してはならない。

働く者の団結と連帯の力は 無限であると確信する。

我々がもつともつとかしこくなつて、『誇りをもってしたたかに、あきらめずに』職場を良くしよう。

今が、またまた正念場だ。

（百瀬 彰）

大阪亜鉛労働組合役員一覽

| 期 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|-------|----------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 執行委員長 | 出口静雄 | 出口静雄 | 出口静雄 | 村上幸次郎 | 池田徹 | 池田徹 | 村上幸次郎 | 村上幸次郎 | 村上幸次郎 |
| 副委員長 | 福島一 | 蛭子務 福島一 | 福島一 | 山口満男 | 平安山 定広 | 中村宝明 (沢辺 益男) | 山口満男 | 山口満男 | 橋井美信 |
| 書記長 | 中村宝明 | 中村宝明 | 河野誠一 | 河野誠一 | 河野誠一 | 河野誠一 (中村 宝明) | 中村宝明 | 中村宝明 | 中村宝明 |
| 執行委員 | 高野文夫 日高正由 山本啓子 桜井建志 竹内平八 河野誠一 | 河野誠一 山口満男 高野文夫 日高正由 桜井建志 竹内平八 池田彦 | 久木田欣三 中村宝明 平安山定広 山口満男 片野田勇 保城幸夫 | 中村宝明 久木田欣三 片野田勇 平安山定広 池田徹 小橋敏明 | 沢辺益男 中村宝明 石井忠治 山元国清 芝池日出男 中原和正 | 大石肇 山元国清 中原和正 桜井正道 (石井忠次) 平川大海 沢辺益男 (橋井美信) | 江里口賢 保城幸夫 石井忠政 山元国清 橋井美信 多田武夫 | 石井忠次 江里口賢 杉本友行 大石肇 山下近 | 石井忠次 江里口賢 杉本友行 大石肇 (多田武夫) 折戸慶治 |
| 会計監査 | | | | | 片野田勇 杉本友行 | 久保勝彦 杉本友行 | 別府明治 藤川英敏 | 別府明治 藤川英敏 | 別府明治 藤川英敏 |
| 職場委員長 | | | | | 高野文夫 | 高野文夫 | 大石肇 | 橋井美信 | 山口満男 |
| 選出時期 | 五八年 九月二九日 | 五九年 五月九日 | 五九年 八月一五日 | 六〇年 | 六一年 | 六二年 八月四日 | 六三年 七月二七日 | 六四年 | 六五年 九月一日 |
| 組合員数 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|-----------------------|---------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 2 1 | 2 0 | 1 7 1 9 | 1 6 | 1 5 | 1 4 | 1 3 | 1 2 | 1 1 | 1 0 | 9 |
| 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 (兼任) | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 |
| 綾野之治 | 綾野之治 | 杉本友行 (兼任) | 杉本友行 | 綾野之治 | 綾野之治 | 綾野之治 | 綾野之治 | 綾野之治 | 綾野之治 | 江里口賢 |
| 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 | 篠田公直 | 中村宝明 (退職) | 中村宝明 | 中村宝明 | 中村宝明 | 中村宝明 | 中村宝明 |
| 山岡金衛 岩本優 中尾重光 高野文夫 吉田耕治 | 山岡金衛 岩本優 中尾重光 高野文夫 吉田耕治 | 綾野之治 岩本優 中尾重光 高野文夫 吉田耕治 | 濱野隆規 中尾重光 山下近 高野文夫 綾野之治 柏木一郎 | 濱野隆規 村上寿一 山下近 柏木一郎 高野文夫 杉本友行 | 篠田公直 村上寿一 久木田欣三 | 濱野隆規 久保勝彦 山下近 | 久木田欣三 篠田公直 高野文夫 濱野隆規 篠田公直 高野文夫 瀬戸口道雄 久保勝彦 | 久木田欣三 篠田公直 高野文夫 三原健志 久保勝彦 | (栗栖兼夫) 山下近 久保勝彦 高野文夫 三原健志 | 石井忠次 高野文夫 濱野隆規 栗栖兼夫 綾野之治 久保勝彦 久木田欣三 大石肇 |
| 阿波田輝夫 | 中島元春 | 阿波田輝夫 | 中島元春 | 福島一 | 北島実 | 山元国清 | 北島実 | 阿波田輝夫 | 山元国清 | 杉本友行 |
| 阿波田輝夫 | 山口満男 | 阿波田輝夫 | 阿波田輝夫 | 中尾重光 | 別府明治 | 中村幹生 | 村上寿一 | 阿波田輝夫 | 深田靖雄 | 三原健志 |
| 一〇月六日 | 七七年 | 八月三十一日 | 七三年 | 九月二日 | 七一年 | 九月二日 | 九月二日 | 九月二日 | 九月二三日 | 九月一七日 |
| 二〇三名 | 二一三名 | 二三五名 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|---------------|----------------------|------------------|---------------------------|----------------------------|
| 3 2 | 3 2 | 3 1 | 3 0 | 2 9 | 2 8 | 2 7 | 2 6 | 2 5 | 2 4 | 2 3 | 2 2 |
| 吉田耕治 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 | 橋井美信 |
| 高野文夫 | 濱野隆規 | 濱野隆規 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 綾野之治 |
| 村上寿一 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 |
| 瀬戸口道雄 山下 近 廣田 甫 久木田欣三 | 杉浦雅子 小川純生 石田真紀 山岡金衛 太田洋三 小川純生 石田真紀 | 山岡金衛 太田洋三 太田洋三 | 濱野隆規 山岡金衛 太田洋三 | 濱野隆規 山岡金衛 太田洋三 | 濱野隆規 山岡金衛 太田洋三 | 濱野隆規 山岡金衛 | 濱野隆規 山岡金衛 | 濱野隆規 山岡金衛 岩本優(退職) | 濱野隆規 山岡金衛 岩本優 | 濱野隆規 山岡金衛 岩本優 三原健志(辭任) | 濱野隆規 中尾重光 高野文夫 岩本優 吉田耕治 |
| 山崎幸江 出雲弘毅 | 山崎幸江 久木田欣三 | 山崎幸江 久木田欣三 | 山田泰三郎 久木田欣三 | 北島 実 久木田欣三 | 北島 実 久木田欣三 | 中島元春 久木田欣三 | 中島元春 久木田欣三 | 中島元春 久木田欣三 | 藤川英敏 久木田欣三 | 阿波田輝 久木田欣三 | 阿波田輝夫 久木田欣三 |
| 末永勘一 | 廣田 甫 | 末永勘一 | 廣田 甫 | 平松敏彦 | 平松敏彦 | 太田洋三 | 太田洋三 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 竹之下貞男 | 山下近 |
| 九〇年 六月二〇日 | 八九年 一〇月七日 | 八八年 一〇月一日 | 八七年 一〇月三日 | 八六年 一〇月四日 | 八五年 一〇月五日 | 八四年 一〇月六日 | 八三年 一〇月一日 | 八二年 九月四日 | 八一年 九月五日 | 八〇年 九月六日 | 七九年 一〇月六日 |
| | 一四六名 | 一三八名 | 一一八名 | 一〇三名 | 九一名 | 九二名 | 一一九名 | 一二五名 | 一五五名 | 一七七名 | 二〇一名 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 4 3 | 4 2 | 4 1 | 4 0 | 3 9 | 3 8 | 3 7 | 3 6 | 3 5 | 3 4 | 3 3 |
| 濱野隆規 | 濱野隆規 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 吉田耕治 | 吉田耕治 | 吉田耕治 | 吉田耕治 | 吉田耕治 |
| 山岡金衛 | 山岡金衛 | 濱野隆規 | 濱野隆規 | 濱野隆規 | 濱野隆規 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 | 高野文夫 |
| 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 | 村上寿一 |
| 谷本次男 末永勘一 関 光雄 山岡金衛 | 谷本次男 末永勘一 関 光雄 山岡金衛 | 谷本次男 末永勘一 関 光雄 山岡金衛 | 谷本次男 末永勘一 関 光雄 山岡金衛 | 大塚希文 (任期中に辞任) 末永勘一 関 光雄 山岡金衛 | 山岡金衛 谷本次男 大塚希文 末永勘一 関 光雄 | 渡辺多恵子 松山政弘 大塚希文 末永勘一 関 光雄 | 村雲昌仁 岡本登代子 岡本一博 奥山晴彦 山下 近 広田 甫 | 岡本一博 奥山晴彦 山下 近 広田 甫 | 池田八重子 瀬戸口道雄 山下 近 池田八重子 久木田欣三 | 池田八重子 瀬戸口道雄 山下 近 池田八重子 久木田欣三 |
| 木村恭子 | 岡本登代子 | 磯部 昭 | 岡本登代子 | 磯部 昭 | 久木田欣三 | 出雲弘毅 | 久木田欣三 | 久木田欣三 | 出雲弘毅 | 山崎幸江 |
| 大西 巧 | 松本敏幸 | 松本敏幸 | 松本敏幸 | 松本敏幸 | 松本敏幸 | 松本敏幸 | 関 光雄 | 関 光雄 | 奥山晴彦 | 岡本一博 |
| (続投) | 二〇〇〇年 | 九九年 | 九八年 | 九七年 | 九六年 | 九五年 | 九四年 | 九三年 | 九二年 | 九〇年 |
| | 九月四日 | 九月五日 | 九月五日 | 九月六日 | 九月二日 | 一〇月七日 | 九月三日 | 九月四日 | 九月五日 | 一〇月五日 |
| | 七九名 | 八一名 | 八七名 | 一一二名 | 一一六名 | 一三一名 | 一四五名 | 一五〇名 | 一五六名 | 一五六名 |

| | | |
|---------------------|-------------------------------------|--|
| 4 5 | 4 4 | |
| 濱野隆規 | 濱野隆規 | |
| 山岡金衛 | 山岡金衛 | |
| 百瀬 彰 | 百瀬 彰 | |
| 谷本次男 大西巧 渡辺正治 | 谷本次男 大西巧 渡辺正治 | |
| 木村恭子 岡本登代子 | 木村恭子 岡本登代子 | |
| 関 光雄 | 関 光雄 | |
| (続投) 二〇〇二年 | 二〇〇一年 八月から九月 (大西、渡辺 改選の確認) | |
| | 五一名 | |

和議終結・組合結成45周年記念誌

- 発行日 2003年4月12日
- 発行 JAM大阪亜鉛労働組合
〒552-0013
大阪市港区福崎2丁目6番24号
TEL (06) 6571-5235
FAX (06) 6571-5245
Email lel0733@triton.ocn.ne.jp
- 発行者 濱野 隆規

実行委員会

| | | |
|----------|----|----|
| 実行委員長 | 山岡 | 金衛 |
| 事務局（兼会計） | 百瀬 | 彰 |
| 委員 | 大西 | 巧 |
| 委員 | 小川 | 貴雅 |
| 委員 | 中村 | 親人 |
| 委員 | 山本 | 恵子 |

裏表紙の写真 組合結成40周年記念行事
(1998年6月12日 於 新歌舞伎座)

